

米国租税法上の無形資産の評価の実情と
日本に対する示唆

—所得相応性基準の分析を中心として—

浅川和仁

〔研究科第40期〕
研 究 員

要 約

1 研究の目的

企業経営における知的財産を中心とした無形資産の重要性が拡大する中で、租税法上の所得計算においても、無形資産の評価をめぐる問題が増加している。特に、関連会社間で無形資産取引を行う場合において、無形資産の評価が大きな問題となっている。なぜなら、関連者間取引を規定している移転価格税制において、取引価格は、原則、価格をベースにした方法である基本三法（独立価格比準法、再販売価格基準法、原価基準法）により算定されるのであるが、無形資産取引に対する比較可能な独立企業間取引を見出すことが困難であるため、多くの場合に、価格をベースにした方法を適用できないからである。このような問題のある関連者間での無形資産取引に対して、日本では、従来どおり独立企業原則に基づき対応することとなるのであるが、米国では、1986年に無形資産取引に対する特別ルールである所得相応性基準というユニークな基準を導入し、当該問題に本格的に取り組んでいる。

そこで、本研究では、この所得相応性基準について、①法令上の位置づけ、②無形資産取引形態別適用方法、③判例における取り扱い、④実務上の適用状況と課題という観点から分析を行った上で、同基準を日本に導入することの意義について考察することを目的とする。

2 研究の概要

(1) 法令上の位置づけ

第1章（移転価格税制における無形資産の評価）では、所得相応性基準に係る法令上の変遷について分析している。

所得相応性基準とは、関連者間の無形資産取引に対して、1986年、内国歳入法482条に導入された概念で、無形資産の移転後において、移転された無形資産から発生する実際の所得により無形資産を評価するという特徴を持つ。その後、同基準の具体的実施規定として、1993年に定期的調整と

利益比準法が、また、1994年に利益分割法が、財務省規則に規定された。

定期的調整とは、無形資産の移転後に、無形資産に帰属する所得に大幅な変動がある場合、無形資産移転後の各課税年度でも対価の修正を要求する規定である。また、利益比準法や利益分割法は、価格をベースにした方法に代替する利益をベースにした方法で、無形資産移転後の各課税年度における対価の修正額を決定するため、各課税年度において無形資産に帰属する実際の利益を算定する方法である。

(2) 無形資産取引形態別適用方法

第2章（無形資産の取引形態と所得相応性基準の適用）では、上記のような特徴を有する所得相応性基準が、ロイヤルティ取引、売却取引等の取引形態別に異なって適用されるため、同基準の無形資産取引形態別適用方法について分析している。

ロイヤルティ取引においては、各課税年度のロイヤルティ額と利益をベースにした方法により計算された無形資産に帰属する利益との差額が調整額となる。また、売却取引では、各課税年度の対価の支払がないため、売却対価をロイヤルティの前払いとして扱うことで計算する各課税年度のみなしロイヤルティ額と利益をベースにした方法により計算された無形資産に帰属する利益との差額が調整額となる。このような取引形態による同基準の適用方法の相違は、すべての取引形態に定期的調整が要求されるためにもたらされるのであるが、その結果、同基準は、すべての取引形態において、取引時点では確実にない無形資産の将来の成功による利益を確実に無形資産の開発者に帰属させることを可能にしているといえる。

(3) 判例における取り扱い

第3章（所得相応性基準をめぐる判例分析）では、上記の特徴を有する所得相応性基準が導入される契機となった判例を分析している。

例えば、Baush & Lomb 事件で内国歳入庁は、独立企業なら契約の再交渉を行う程に取引後の状況が変化しているとして、当該状況の変化を考慮した所得配分を求めたが、裁判所は、取引時点で予想できる収益に基づいた

対価の決定に誤りは認められないと判示し、内国歳入庁の主張は認められなかった。このような結果は、無形資産取引における事実認定の難しさからもたらされるといえるが、所得相応という概念を採用することによって、無形資産取引に対して明確な基準が与えられ、個別事案毎の事実認定という実務上の問題を回避することが有用な対策であるという意識が高まっていった。

(4) 実務上の適用状況と課題

第4章（所得相応性基準をめぐる実務分析）では、所得相応性基準の実務における適用状況及び同基準の課題について分析している。

実務における適用状況については、事前確認制度（APA）のデータを基礎として分析を行った結果、同基準の導入以降、無形資産取引の独立企業間価格算定方法として、利益比準法がほとんどの年で、全体の50%を超える高い割合で適用されていることが明らかとなった。他方、関連者間役務提供規則案（2003.9公表）及びGlaxo事件（2004.4提訴。現在係争中）の分析により、無形資産取引に役務提供が関与する取引や関連者間で複雑に高収益無形資産が関係する取引において、無形資産に帰属する所得をどのように算定するかという点で同基準の課題があることが明らかとなった。

3 結 論

(1) 日本の現状における問題点

日本では、所得相応性基準が導入されていないため、無形資産取引に対して、独立企業原則で対応することとなるが、独立企業原則によっても、いくつかの条件がそろう場合に、同基準と同様な課税関係を得ることは可能であると考えられる。例えば、現在日本で問題となっている生産拠点の海外移転に伴い無償で無形資産が海外関連会社に移転しているような場合には、次のように対応することにより、同基準と同様な適用が可能となる。

- ① 国外関連者が無形資産を利用しているような場合に当該取引をロイヤルティ取引と認定する。

- ② 独立企業間のロイヤルティ取引においても、利益に基づきロイヤルティ額を算定する場合もあること等から、当該取引に利益に基づきロイヤルティ額を算定する方法を適用する。
- ③ また、対価の支払形態は、各課税年度の販売実績に基づいた方法を適用する。

このように、日本の現状において、ロイヤルティ取引に利益に基づきロイヤルティ額を算定する方法を適用できるのであれば、同基準に近づいた執行を実現できるといえる。しかし、この独立企業原則に基づく方法は、個別に事実認定しなければならず、一般化できないという問題がある。例えば、納税者が、上記①、②、③と異なり、無形資産取引時点において明確な契約を締結し、取引時点で合理的に予想できるすべての要因を考慮し対価の算定を行っている場合には、取引時点で対価を算定する方法を排除することができず、利益に基づきロイヤルティ額を算定する方法を適用できないという問題が生じることも想定される。この場合、米国で問題となったような高収益無形資産を、収益力がそれほど高くない通常の無形資産の標準的対価でタックス・ヘイブン等低課税国へ移転するという不当な無形資産取引に完全に対処できず、多額の国内源泉所得が国外へ流出しかねない。

(2) 日本における所得相応性基準導入の意義

前述のとおり、所得相応性基準にも課題はあるが、上述の分析に基づく同基準は次のような大きなメリットを有しているといえる。

- ・ 実際利益という客観的データによって無形資産に帰属する所得を算定可能であること
- ・ 無形資産取引における取引後の調整を、個別の事実認定によらず、一般化できること
- ・ 無形資産取引に対する明確な基準を設けることで、税務当局、納税者双方にとって、事務負担及びコスト負担が削減されること

上記のメリットのポテンシャルに鑑みた場合、関連者間無形資産取引に

対する特別ルールとして日本に所得相応性基準を導入することの必要性・有用性について、議論することが望ましいと考える。同基準を導入する場合、その方法としては、①同基準が独立企業原則に則ったものであることを実証分析により証明する理論的アプローチと②現状において発生している課税上の弊害を解決するという視点からの行政判断によるアプローチの二つが考えられる。米国において同基準は、基本的に①によるものであったようであるが、実際の運用にあたっては実質上②によっているものと考えられる。日本においても、①は、実証分析を行う上で、有意な結果を得るための十分なサンプルが得られない可能性が高いため、②の方が適していると考えられる。但し、同基準は、取引後の結果を見て対価を修正するという後知恵的側面や独立企業原則との整合性という問題もあることから、導入当初は、広範囲かつ具体的条件を備えた同基準の例外規定を設け、同基準の適用を適正な対価から顕著に乖離している無形資産取引などに限定するのが望ましいと考える。そして、同基準の導入後、行政側のスキルや事案の積み重ねによる緻密性が向上し、それに伴い納税者側の同基準に対する予測可能性が高まったところで、将来的に例外規定の範囲を見直していくという方法が望ましいと考える。

目 次

はじめに	339
第1章 移転価格税制における無形資産の評価	341
第1節 移転価格税制における所得相応性基準	341
第2節 所得相応性基準導入の背景とその目的	342
1 所得相応性基準導入の背景	342
2 所得相応性基準の目的	344
第3節 所得相応性基準と独立企業原則との整合性	345
1 ミクロ経済理論に基づく利益ベース法と独立企業原則との 整合性に関する一般的説明	345
2 利益ベース法を無形資産取引に適用する場合の問題点とその 解決方法	347
3 定期的調整と独立企業原則との整合性に関する説明	348
第4節 定期的調整の変遷とその本質	348
1 定期的調整の変遷とその内容	348
2 定期的調整の本質	351
第5節 所得相応性基準に基づく独立企業間価格算定方法の変遷とその 内容	353
1 財務省規則に規定されている無形資産取引に係る独立企業間価格 算定方法	353
2 CPMの変遷とその内容	355
3 PSMの変遷とその内容	359
第6節 小括	362
第2章 無形資産の取引形態と所得相応性基準の適用	363
第1節 無形資産の取引形態への所得相応性基準の適用	363
第2節 ロイヤルティ取引—契約締結課税年度における所得相応性 基準の適用—	365

1	事実関係	365
2	所得相応性基準を適用した場合の課税関係	366
3	所得相応性基準を適用しない場合の課税関係	368
4	所得相応性基準の有無における課税関係の相違	368
第3節 ロイヤルティ取引—契約締結後課税年度における所得相応性		
	基準の適用（定期的調整が必要とされないケース）	— 369
1	事実関係	369
2	所得相応性基準を適用した場合の課税関係	369
3	所得相応性基準を適用しない場合の課税関係	370
4	所得相応性基準の有無における課税関係の相違	370
第4節 ロイヤルティ取引—契約締結後課税年度における所得相応性		
	基準の適用（定期的調整が必要とされるが、CPMにより移転価格	
	の調整が必要とされないケース）	— 371
1	事実関係	371
2	所得相応性基準を適用した場合の課税関係	372
3	所得相応性基準を適用しない場合の課税関係	373
4	所得相応性基準の有無における課税関係の相違	374
第5節 ロイヤルティ取引—契約締結後課税年度における所得相応性		
	基準の適用（定期的調整が必要とされかつCPMにより移転価格	
	の調整が必要とされるケース）	— 374
1	事実関係	374
2	所得相応性基準を適用した場合の課税関係	374
3	所得相応性基準を適用しない場合の課税関係	376
4	所得相応性基準の有無における課税関係の相違	377
第6節 ロイヤルティ取引—契約締結後課税年度における所得相応性		
	基準の適用（定期的調整が必要とされかつ残余利益分割法により	
	移転価格の調整が必要とされるケース）	— 377
1	事実関係	377

2	所得相応性基準を適用した場合の課税関係	377
3	所得相応性基準を適用しない場合の課税関係	380
4	所得相応性基準の有無における課税関係の相違	381
第7節 無形資産の売却取引—契約締結課税年度における売却対価に 対する所得相応性基準の適用—		
		381
1	事実関係	381
2	所得相応性基準を適用した場合の課税関係	382
3	所得相応性基準を適用しない場合の課税関係	383
4	所得相応性基準の有無における課税関係の相違	383
第8節 無形資産の売却取引—契約締結以後の課税年度における所得 相応性基準の適用—		
		384
1	事実関係	384
2	所得相応性基準を適用した場合の課税関係	384
3	所得相応性基準を適用しない場合の課税関係	386
4	所得相応性基準の有無における課税関係の相違	386
第9節 無形資産が無償で移転されている場合における所得相応性基準 の適用		
		387
1	事実関係	387
2	所得相応性基準を適用した場合の課税関係	388
3	所得相応性基準を適用しない場合の課税関係	389
4	所得相応性基準の有無における課税関係の相違	389
第10節 小括		
		390
第3章 所得相応性基準をめぐる判例分析		
		392
第1節 Eli Lilly 事件（現物出資取引）		
		392
1	事件の概要	392
2	租税裁判所判決の内容	393
3	本事件に対する所得相応性基準の適用	396
4	所得相応性基準の有無による本事件における課税関係の相違	397

第2節	Bausch & Lomb 事件（ロイヤルティ取引）	399
1	事件の概要	399
2	租税裁判所判決の内容	400
3	本事件に対する所得相応性基準の適用	403
4	所得相応性基準の有無による本事件における課税関係の相違	406
第3節	Nestle 事件（売却取引）	408
1	事件の概要	408
2	租税裁判所判決の内容	410
3	控訴審判決の内容	414
4	本事件の分析	414
5	所得相応性基準の有無による本事件における課税関係の相違	415
第4節	小括	416
第4章	所得相応性基準をめぐる実務分析	418
第1節	事前確認制度における CPM の適用状況	418
第2節	関連者間役務提供取引規則案に見る所得相応性基準への影響	420
1	概要	420
2	無形資産に帰属する所得の配分	421
3	所得相応性基準に対する影響	423
第3節	GlaxoSmithKline 事件	424
1	事件の概要	424
2	事件の分析	425
第4節	小括	426
第5章	日本における所得相応性基準の適用可能性	428
第1節	OECD ガイドラインにおける所得相応性基準の考え方	428
1	概要	428
2	定期的調整に対する考え方	429
3	無形資産取引に適用される独立企業間価格算定方法	431
第2節	日本における所得相応性基準導入の必要性	433

1	日本における無形資産取引に係る独立企業間価格算定方法	433
2	日本の現状における問題点	435
3	日本における所得相応性基準導入の意義	438
	おわりに	441

はじめに

企業経営における知的財産を中心とした無形資産の重要性が拡大する中で、租税法上の所得計算においても、無形資産の評価をめぐる問題が増加している。特に、関連会社間で無形資産取引を行う場合において、無形資産の評価が、大きな問題となっている。なぜなら、関連者間取引を規定している移転価格税制において、取引価格は、原則、価格をベースにした方法である基本三法(独立価格比準法、再販売価格基準法、原価基準法)により算定されるのであるが、無形資産取引に対する比較可能な独立企業間取引を見出すことが困難であるため、多くの場合に、価格をベースにした方法を適用できないからである。

このように価格をベースにした方法が適用できない無形資産取引に対して、米国では、その代替的方法として利益をベースにした方法が早くから議論され、1993年には、利益比準法が導入されるとともに、関連者間での無形資産取引をめぐる多くの判例が存在してきた。一方、日本では、従来は、米国の利益比準法のような利益をベースにした無形資産取引固有の評価方法は存在しておらず、平成16年4月1日以後に開始する事業年度から、利益比準法に相当する方法である取引単位営業利益法が、新たな独立企業間価格算定方法の一つとして追加されたばかりである。したがって、10年以上前に利益をベースにした方法を導入した米国移転価格税制における無形資産の評価の実情を分析することは、取引単位営業利益法の具体的運用方法をはじめとして、日本において、関連者間で取引される無形資産の評価の問題に対処する上で、非常に参考となると思われる。

無形資産の評価は、その認識の問題をはじめとして、測定の問題、実質的所有権の帰属問題、有形資産や人的役務と一体化して移転された場合の問題等、様々な問題を有している。これらの問題の中で、本稿では、無形資産の評価において最も重要であると考えられる無形資産の認識及び測定の問題を取り上げることとする。無形資産の認識と測定について、特に、米国の移転価格税制では、無形資産取引時点後の各課税年度末に、無形資産に帰属する所得を認識及

び測定するというユニークな基準である所得相応性基準を導入しているため、所得相応性基準の分析及び研究を本稿の中心課題とし、最後に所得相応性基準を日本に導入することの意義について考察している。

本稿の第1章では、米国移転価格税制における所得相応性基準について、法令の規定及びその変遷を分析する制度的研究を行う。第2章では、無形資産の主要な取引形態であるロイヤルティ取引、売却取引に対して所得相応性基準を適用した場合と適用しない場合の相違点を明らかにすることにより、所得相応性基準の具体的適用法について研究する。第3章では、所得相応性基準導入前における関連者間での無形資産取引をめぐる判例を取り上げ、その判例の争点、判決内容及びその判例に所得相応性基準を適用した場合の課税関係について分析し、判例分析を通じた所得相応性基準の意義を研究する。第4章では、所得相応性基準の導入に伴う実務への影響について、事前確認制度（APA）のデータを基礎として明らかにする。さらに、今後の所得相応性基準の適用に影響を与える可能性のある2003年9月に公表された関連者間役務提供に関する規則案及び2004年4月に租税裁判所に提訴されたGlaxoSmithKline事件について、その内容を検討し、新たな所得相応性基準の課題について研究する。第5章では、日本の移転価格税制が準拠しているOECDの移転価格ガイドラインにおける所得相応性基準の位置付けについて概観し、米国での所得相応性基準に対する考え方と比較することで、日本の現状における問題点及び日本における所得相応性基準導入の意義について検討する。

第1章 移転価格税制における無形資産の評価

第1節 移転価格税制における所得相応性基準

米国移転価格税制における無形資産の評価は、①無形資産の譲渡時における譲渡価格の評価、②無形資産の使用権供与時におけるロイヤルティ価格の評価、③無形資産の譲渡後、又は、使用権の供与後の無形資産から発生する所得の評価という3つの側面を有する。この内、③は、米国移転価格税制における特有の概念で、所得相応性基準⁽¹⁾ (commensurate-with-income)と呼ばれているが、①の譲渡時及び②の使用権供与時での無形資産の評価が、非常に困難な場合が多いため、③の評価が米国移転価格税制上での無形資産の評価の中心となっている。

所得相応性基準は、1986年の内国歳入法（以下「IRC」という）改正時に初めて導入された概念であり、無形資産の移転⁽²⁾後において、移転された無形資産から発生する実際の所得により無形資産を評価する方法である。このように実際の所得による評価であるため、類似する独立企業間取引から無形資産の価格を算定する従来の無形資産評価方法（以下「取引ベース法」という）に加えて、無形資産から発生する所得から無形資産の価格を算定する新たな無形資産の評価方法（以下「利益ベース法」という）が必要となった。

1986年税制改正後、関連会社間の移転価格の研究⁽³⁾ (A Study of Intercompany

(1) 内国歳入法 482 条に規定されている「無形資産の移転に係る所得金額は、その無形資産に帰属すべき所得と相応するものでなければならない」とする基準である。詳細については、本章第2節参照。

(2) 本稿において、無形資産の移転という場合、無形資産の譲渡及び使用権の供与を含んでいる。

(3) Treasury Department and Internal Revenue Service(1988). “A Study of Intercompany Pricing (White Paper)” 白書は、1986年のIRC改正時における議会の勧告に基づき、米国財務省と内国歳入庁がIRC482条の理論及び執行に関して再検討を行いまとめたもので、1988年10月18日に公表された。

Pricing: 以下「白書」という)、移転価格に関する 1992 年規則案⁽⁴⁾ (以下「1992 年規則案」という)、移転価格に関する 1993 年暫定規則⁽⁵⁾ (以下「1993 年暫定規則」という) 及び規則案⁽⁶⁾ (以下「1993 年規則案」という)、移転価格に関する 1994 年最終規則⁽⁷⁾ (以下「1994 年最終規則」という) での一連の議論を経て、所得相応性基準に基づく無形資産の移転に係る特別規定として財務省規則に定期的調整という手法が規定されるとともに、利益ベース法として新たに利益比準法 (Comparable Profits Methods : 以下「CPM」という) 及び利益分割法 (Profit Split Method : 以下「PSM」という) が導入された。

第 2 節 所得相応性基準導入の背景とその目的

1 所得相応性基準導入の背景

所得相応性基準とは、1986 年の IRC 改正時において、移転価格税制を規定している IRC482 条に追加された次の条項をさす。

「(第 936 条(h) (3) (B)に規定する) 無形資産の譲渡又は使用権の供与の場合において、当該譲渡又は使用権の供与に係る所得金額は、その無形資産に帰属すべき所得と相応するものでなければならない。」

この条項が追加された背景は、1986 年税制改正の一般的説明 (General Explanation of the Tax Reform Act of 1986 : 以下「青書」という) で述べられている⁽⁸⁾。青書によると、当時、米国企業は、将来に高収益をもたらすであろう無形資産⁽⁹⁾ (以下「高収益無形資産」という) を、タックス・ヘイ

(4) PROP. Reg. Sec. 1.482-1(a) and -2(d)., 20 Fed. Reg. 3571, January 30 1992. Prop. Treas. Reg. Sec 1.482, 57 Fed. Reg. 3371 (1992).

(5) 58 Federal Register 5263 (1993).

(6) 58 Federal Register 5310 (1993).

(7) 59 Federal Register 34971 (1994).

(8) Joint Committee on Taxation(1986). “General Explanation of the Tax Reform Act of 1986 (Bluebook)” pp. 1013-15.

(9) 高収益無形資産 (high profit intangibles) についての定義は、特にされていないが、青書や白書等の内容をまとめると、他社に先んじて所有し、事業の成功に不

ブン等低課税地域の国外関連者に対して移転し、その際に他の収益力のそれほど高くない通常の無形資産に関する標準的な対価を基礎として、その対価を決定するという行動をとっていた⁽¹⁰⁾。その結果、後に無形資産から生ずる高い収益が、海外に移転されてしまうこととなり、当時の IRC482 条が無形資産の移転に係る関連者間での所得配分に対し、適切に機能していないと考えられた。この根本的問題は、多国籍企業が一つの経済単位として活動するた

可欠である無形資産で、その無形資産を所有することで、同業他社の利益を上回る利益獲得を可能とする無形資産である。企業が事業を遂行していくに従い、一般的にどの企業も所有するようになる熟練労働力や経験則などは、一般的な無形資産 (normal profit intangibles, or routine intangibles) と呼ばれ、高収益無形資産とは区別されている。高収益無形資産は、他に、重要な無形資産とか価値ある無形資産等、いろいろな呼び方があるが、本稿では、高収益無形資産という言葉を用いる。

(10) 当時の規則 § 1.482-2(d) では、無形資産取引の独立企業間価格は、同様な取引環境下で、類似の無形資産に対して非関連者によって支払われる価格であり、当該価格が見つからない時は、次の要因を考慮し独立企業間価格を決定すると規定されているのみであった。

- ① 同じ産業又は同種の無形資産における一般的なレート
- ② 競合する譲渡人の申出額又は競合する譲受人の申込額
- ③ カバーされる地理的制限、与えられる権利が排他的か非排他的かの特徴を含む移転の条件
- ④ 無形資産のユニークさ及びユニークであり続ける予想期間
- ⑤ 関連国の法律で無形資産に与えられる保護の程度及び期間
- ⑥ 無形資産の移転に伴い譲渡人から譲受人に提供されるサービスの価値
- ⑦ 無形資産の使用又は更なる移転を通じて譲受人によって実現される予想収益又は節約される予想コスト
- ⑧ 譲受人において必要となる設備投資額又は事業開始費用
- ⑨ 移転された無形資産の代替可能性
- ⑩ 無形資産が再売却されるかサブライセンスされる場合、非関連者によって支払われた独立企業間レート又は価格
- ⑪ 譲渡人による無形資産の開発コスト
- ⑫ 非関連者が、無形資産に対する独立企業間価格を決定する上で考慮するであろう他の事実又は環境

このように当時の規則は、適当な比較対象取引が存在しない場合に考慮されるべき 12 の要因を挙げているが、各要因の相対的重要度については何も規定していない状況であったため、産業全体の標準的な対価により決定された対価は、形式的には独立企業間価格を満たしていることとなる。

め、関連者間での無形資産の移転と非関連者間での無形資産の移転は同じリスクではないところにあった。そのため、無形資産から発生する所得の変化に応じて調整を行うという適切な条項がなければ、関連者間での無形資産の移転において、多国籍企業には、比較的低いロイヤルティレートを設定しようとする強いインセンティブが生じることとなる。一方、多国籍企業における関連者間の関係において、親会社は、移転された無形資産から生じる収益の大きな変化を考慮し、毎年契約を調整することが可能である。したがって、青書は、関連者間での無形資産の移転に対する対価は、当該無形資産に帰属する所得と相応しなければならないとの結論を出したのである。

このように、タックス・ヘイブンへの高収益無形資産の移転について、それまでの IRC482 条の規定では、無形資産にかかる所得が適正に配分されていないという問題に対処するために導入されたのが、所得相応性基準である。

2 所得相応性基準の目的

所得相応性基準の目的は、無形資産取引に伴う関連者間の所得配分を、それぞれの行う相対的経済活動を合理的に反映する形で行おうとするものである。この基準は、無形資産の売却や現物出資などの所有権の完全な移転（以下「譲渡」という）及び無形資産の使用権供与の両方を含むすべての移転に適用されるとしている⁽¹¹⁾。具体的には、無形資産の移転後、無形資産に帰属する所得に大幅な変化があった場合や関連者が果たした経済的活動、使用資産、負担した経済コスト及びリスクに大幅な変化があった場合に、それらを反映させるべく、対価の修正を求めるということである⁽¹²⁾。したがって、所得相応性基準の適用にあたり、そのベースとなる所得を無形資産の移転時点のみでとらえるのではなく、移転の結果として実現された現実の利益実績についても考慮することが要求され、無形資産の移転に係る対価が、当該無形

(11) See supra note 8, p. 1015.

(12) See supra note 3, ch. 8. A.

資産に帰せられる所得の変化を反映するように時間の経過とともに調整されるべきであるとされている⁽¹³⁾。また、所得相応性基準における具体的所得配分については、2段階により決められるとしている⁽¹⁴⁾。第1段階は、無形資産から発生した実際の所得の決定であり、第2段階は、その所得を各当事者が果たした機能、負担した経済コスト、リスクに従い配分するという経済的機能分析である。

第3節 所得相応性基準と独立企業原則との整合性

前述したとおり、所得相応性基準の下では、移転された無形資産から発生する実際の所得から無形資産の移転に係る独立企業間対価を算定する必要があるため、新たな無形資産の評価方法として利益ベース法が必要となる。また、無形資産取引後において、每期定期的調整が必要とされる。利益ベース法及び定期的調整と移転価格税制における独立企業原則との整合性については、いろいろ議論のあるところではあるが、この節では内国歳入庁（以下「IRS」という）及び米国財務省が、当該整合性について説明している白書第三部第10章と白書の内容を理解する上で参考となる米国財務省のRollinsonとFrischの個人的な研究成果⁽¹⁵⁾の内容を中心に見ていくこととする。

1 ミクロ経済理論に基づく利益ベース法と独立企業原則との整合性に関する一般的説明

ミクロ経済理論では、ある企業において、その企業が属する産業が競争的で、生産要素が同質的で、部門間で可動的な場合、長期的には経済的超過利益は零となる。換言すれば、企業の収益は、各生産要素の市場での利益合計

(13) See supra note 8, p. 1016.

(14) See supra note 3, ch. 6. A.

(15) Barbara L. Rollinson & Daniel J. Frisch(1988). “Recent Issues in Transfer Pricing” OTA Paper 61, pp. 4-8.

に等しくなることになる。すなわち、企業は、その生産物を生産するのに用いる土地、労働、資本、その他の生産要素へ支払うのに丁度十分なだけを得るのである。したがって、次の等式が成り立つこととなる。

$$\text{企業の総収入} = \text{各生産要素の市場での利益の合計額} \quad (1)$$

企業の生産物の価格を P 、産出量を Q 、 Q を生産するのに用いられる生産要素を X_n 、これら生産要素に対する市場で与えられる報酬を r_n とすると、上記 (1) 式は次のように表すことができる。

$$P * Q = \sum_{n=1}^N r_n * X_n \quad (2)$$

生産要素 X_n は、企業にとって、内部であるものと、外部から雇用されたものや借り入れられたものに分けることができるので、 X_1 から X_I を内部で所有されている生産要素とし、 X_{I+1} から X_N までを外部からの生産要素であるとする、上記 (2) 式は次のようになる。

$$P * Q - \sum_{j=I+1}^N r_j * X_j = \sum_{i=1}^I r_i * X_i \quad (3)$$

(3) 式は、左辺が課税所得の最も単純可能な表現である。 Q や外部供給者に企業が支払う額である $\sum r_j * X_j$ は観察可能であるので、 P を測定することができるなら、正しい課税ベースを算定することができる。独立企業原則に基づく伝統的な独立企業間価格算定方法である取引ベース法は、この P に着目するのに対し、利益ベース法は、(3) 式の右辺に注目するものである。

(3) の右辺は、前述したように、企業にとって内部で得られる工場、設備、企業が所有している他の資産や企業の所有者によって無償で供給される労働などの生産要素に対する正常なリターンである。それは、販売する財やサービスを生産するのに用いられる生産要素であるが、少なくとも課税される所得を決める前には、誰かに払わなければならないというものではない。(3) 式は、これらの生産要素に対するリターンの合計が慣例通り測られた課税ベースに等しいことを示している。

このように、取引ベース法は、企業の生産物に対する市場での支配的な価格（独立企業間価格）を探し求めるのに対して、利益ベース法は、企業内部の生産要素が市場で稼得するであろう利益（独立企業間利益）を決定することを

求めている。そして、取引ベース法も利益ベース法も関連企業の所得の配分を決定するにあたり市場での非関連企業についての情報を用いるという点において、独立企業原則の基本的な目標に等しく首尾一貫していると結論づけている⁽¹⁶⁾。

2 利益ベース法を無形資産取引に適用する場合の問題点とその解決方法

上述したように、ミクロ経済理論に基づき利益ベース法と独立企業原則との整合性が説明されているが、無形資産取引においては、生産要素である無形資産の評価の困難性という問題が発生する。すなわち、利益ベース法において、生産要素の認識とその測定が必要となるのであるが、無形資産に対して正確な価値を割り当てるのが、しばしば困難であるという問題である。この問題を解決する方法として、白書は、次のような二つの方法を説明している⁽¹⁷⁾。

- ① 関連者の一人のみが高収益無形資産を有している場合、高収益無形資産を有していない他の関連者の生産要素を測定し、残った所得を高収益無形資産を有している関連者に割り当てる方法
- ② 関連者双方が、高収益無形資産を有している場合、まず、双方の高収益無形資産以外の測定可能な生産要素を測定し、残った所得を双方の有する高収益無形資産の相対的価値で分割する方法

(16) See supra note 3, ch. 10. C. この点について、中里教授は、「利益ベース法は、従来の、取引価格やマーク・アップ率に着目（生産物市場に着目）する方法で arm's length price が見つけられない場合であっても、企業の supply-side（生産要素市場）に着目し、各生産要素（factor, or inputs）の得るリターンにより配分を行おうというものであるが、よく考えると、結局は、cost-plus method の一種にすぎないのではないかと思われる。すなわち、cost-plus method は、売上原価に、（独立当事者間で使われている）通常のプロ・マージンを加算して移転価格を決めるものであるが、このプロ・マージンの比準を生産要素に着目して生産要素ごとに分けて行くと、結局は、生産要素ごとのリターンの比準とさしてかわらないのではないかと考えられるからである。」と述べられている（中里実『国際取引と課税 ― 課税権の配分と国際的租税回避 ―』307-308頁（有斐閣、1994））。

(17) See supra note 3, ch. 10. D. 2.

この①及び②の方法は、正しくそれぞれ現在の財務省規則における CPM 及び PSM の一つである残余利益分割法の考え方の出発点である。注目すべき点は、両方法とも、無形資産の評価の困難性を解決する方法として、無形資産を直接評価することを避け、間接的に評価しようとしているところであると考えられる。

3 定期的調整と独立企業原則との整合性に関する説明

白書は、定期的調整が独立企業原則と完全に整合性の取れたものである理由として次の点を挙げている⁽¹⁸⁾。

- ① 非関連者間の無形資産移転契約において、特に高収益無形資産の移転の場合に、何らかの契約見直しメカニズムなしに長期契約を締結しないはずであり、証券取引委員会等から入手した非関連者間ロイヤルティ契約の分析からも、この考え方は支持された。
- ② 一般的に、比較対象取引が存在しない場合、非関連者が契約締結時に考慮するであろう予想利益の利用できる最良の指標は実際の利益である。

これは、非関連者間で高収益無形資産の移転が行われる場合、一般的に、無形資産の移転後に発生した無形資産に帰属する所得等の大幅な変化により契約の見直しが行われているのであるから、関連者間での無形資産の移転に対して、財務省規則により定期的調整を要求することは、独立企業間原則に反しないという考え方である。

第4節 定期的調整の変遷とその本質

1 定期的調整の変遷とその内容

定期的調整は、所得相応性基準に基づく無形資産の移転に係る特別規定と

(18) See supra note 3, ch. 8. A.

して財務省規則に定められている。その内容は、無形資産の移転後に、無形資産に帰属する所得に大幅な変動がある場合、その対価の修正を求めるもので、過年度に対価が適正価格であるとしても、後続年度での対価の修正を妨げるものではないとされている⁽¹⁹⁾。定期的調整及びその例外規定の変遷についてまとめると次表 1-1 のとおりである。

表 1-1 定期的調整における例外規定の変遷

	1968 年規則*	白書 (1988 年)	1992 年規則案	1993 年暫定規則 ・規則案	1994 年 最終規則
定期的調整	—	所得に大幅な変化が生じた場合、定期的調整が必要	1 年以上にわたる無形資産の移転契約は、定期的調整が必要	1 年以上にわたる無形資産の移転契約は、定期的調整が必要	1 年以上にわたる無形資産の移転契約は、定期的調整が必要
例外規定	—	無形資産に係る所得の大幅な増加が、専ら移転を受けた者の努力による場合	①マッチング取引法**、調整可能取引法***で、営業利益が CPI****内であり、かつ、無形資産に帰属すべき営業利益の変動が小さい場合 ② 10 年間の CPI テスト ③ 予測不可能な事態の発生	①最初の課税年度において独立取引比準法****の下で適正価格であること等 ②独立取引比準法以外で契約と同時に適正価格であることを示す書類を準備すること等 (共に、利益等が当初予測期待利益等の 80%以上 120%以下であることが必要)	1993 年暫定規則に次の例外が加えられている。 ①同種の無形資産を含む取引で独立取引比準法が使用された場合 ②契約時に予測できなかった異常事態の発生 ③ 1993 年暫定規則における例外の要件すべてを契約後 5 年間充足する場合

*1993 年暫定規則制定前の規則

**マッチング取引法とは、同一または実質的に類似の経済状況及び契約条件の下で行われる同一の無形資産の非関連者間取引に基づき独立企業間価格を決定する方法である。

***調整可能取引法とは、調整可能経済状況及び契約条件の下で行われる同一又は類似の無形資産の非関連者間取引に基づき独立企業間価格を決定する方法である。

****比較対象利益幅(Comparable Profit Interval)の略称。CPI とは、関連者が独立第三者として事業を行っているとした場合に得るであろう営業利益の幅で、独立企業間価格を求める方法としての機能と、他の方法で算定された独立企業間価格が適正であるか否

(19) Reg. 1.482-4(f)(2)(i).

かを強制的にチェックする機能を有していた。

****独立取引比準法とは、比較可能な無形資産を含み、かつ、比較可能な状況下において行われる非関連者間取引に基づき独立企業間価格を決定する方法で、1992年規則案におけるマッチング取引法と調整可能取引法を一緒にした方法である。

この変遷の特色は、1992年規則案以降、定期的調整を不適用とする例外規定が、大きく変更されていったことである。これは、1992年規則案において、無形資産が1年を超える期間の契約で移転された場合に定期的調整を行うと規定されたため、独立企業原則維持の立場をとるOECD等から批判を受けたことによる。最終的に、1994年最終規則においては、独立企業原則との整合性という観点から、広範囲かつ具体的な例外規定が置かれ、定期的調整の適用を回避できる余地を広く残したものとなっている⁽²⁰⁾。

(20) 1994年最終規則における例外規定の概略は、次のとおりである(Reg. 1.482-4(f)(2)(ii).)。

(A) 同種の無形資産に係わる取引

実質的な定期的対価の支払いが要求される最初の課税年度において、CUT法が適用され、支払われた対価が独立企業間対価である場合、それ以降の課税年度

(B) 比較可能な無形資産に係わる取引

CUT法が適用でき、次の各事実が立証される場合

- (1) 対価の額を定める契約(関連者間契約)が存在し、当該契約に基づき実質的な定期的対価の支払が要求される最初の年度で、当該対価が独立企業間対価で、かつ、見直しの対象課税年度で当該契約が効力を有していること
- (2) 適正対価を立証する根拠となる独立企業間取引条件を規定する書面の契約(非関連者間契約)が存在し、当該契約に対価の変更規定等が含まれていないこと
- (3) 当該関連者間契約が有効期間等に関して、当該非関連者間契約と実質的に類似していること
- (4) 当該関連者間契約が、無形資産の使用を、業界慣行及び当該非関連者間契約の制限条項とも一致する形で、特定の分野又は目的に限定していること
- (5) 関連者間契約が締結された後、関連譲受者が果たす機能に実質的に変更がなかったこと
- (6) 関連者が調査中の課税年度及び過去のすべての課税年度において、無形資産の利用により実際に稼得した利益等が、非関連者間契約の比較可能性が立証された時点において予測した期待利益等の80%未満でも120%超でもないこと

(C) CUT法以外の方法

CUT法以外の方法が適用され、次の各事実が立証される場合

- (1) 対価の額を定める契約(関連者間契約)が存在し、かつ、見直しの対象課税年度で当該契約が効力を有していること

2 定期的調整の本質

定期的調整は、無形資産のすべての移転⁽²¹⁾に適用されるが、ここで問題となるのは、一括支払による無形資産の移転の場合である。なぜなら、無形資産の移転がロイヤルティの定期払契約により行われる場合には、その契約期間中の各課税年度において、ロイヤルティの支払が行われるので、各課税年度のロイヤルティ支払額と同期において無形資産に帰属する実際の所得とを比較することで定期的調整が可能となるが、それが一括支払により行われる場合、特に売買契約や現物出資契約などの一括支払譲渡契約の場合に、課税上の時効との関係も含めて定期的調整をどのように行うのかといった問題が

(2) 定期的対価の支払いが要求された最初の年度で、関連者間契約において要求された対価が適正で、かつ、関連証拠書類が当該関連者契約の締結と同時に作成されたこと

(3) 関連者間契約が締結された後、関連譲受者が果たす機能に実質的に変更がなかったこと

(4) 関連者が調査中の課税年度及び過去のすべての課税年度において、無形資産の利用により実際に稼得した利益等が、関連者間契約締結時点において予測した期待利益等の 80%未満でも 120%超でもないこと

(D) 特異な発生事項

以下の条件が満たされている場合

(1) 当該関連者の管理の及ばない、かつ、関連者間契約が締結された時点では合理的に予想できなかった特異な発生事項により、実際に稼得した利益等が、期待利益等の 80%未満又は 120%超であること

(2) 上記(B)又は(C)の要求事項の全てが満たされていること

(E) 5年の期間

実質的な定期的対価の支払が要求された最初の課税年度から始まる 5年間の各年において、上記(B)又は(C)の要求事項の全てが満たされている場合には、その後の全課税年度

(21) 白書及び 1992 年規則案においては、無形資産の移転 (transfer) に売却、出資及び使用権供与など無形資産のすべての移転が含まれると明記されていたため (See supra note 3, ch. 6. D., ch. 8. C., see supra note 4, 1.482-2(d)(1)(ii)(B).)、無形資産のすべての移転が定期的調整の対象となることが明らかであった。しかし、現行の財務省規則においてはその規定がないため、無形資産のすべての移転が定期的調整の対象となるのか疑義が生じるところであるが、一連の議論の流れから考えて、一括支払について規定されている財務省規則 Reg. 1.482-4(f)(5)の無形資産の移転 (transfer) には、すべての移転が含まれ、したがって、無形資産の売却や出資も定期的調整の対象となると考えられる。

発生するからである⁽²²⁾。

一括支払の問題について、これまでの議論をまとめると次表 1-2 のとおりである。

表 1-2 定期的調整における一括支払の取り扱いに関する変遷

白書 (1988年)	1992年規則案	1993年暫定規則 ・規則案	1994年最終規則
(ch8. C.) 無形資産移転時に支払われた一括支払額は、移転年度の課税所得を構成するが、所得相応性基準に基づく前払いとして取り扱う。この取り扱いによると、所得相応性基準による所得の累計額が前払いと取り扱われる額を超えるまで、IRC482条に基づく調整は行われないとしている。	(Reg. 1. 482-2(d) (7) 前文) 条文においては、留保されているが、その前文で次のように述べられている。 ・白書 8 章での方法に加え、一括支払を納税者が予定している一連の支払の現在価値として取り扱う方法が挙げられている。この方法における調整は 2 段階で行われ得る。第 1 段階は、移転時の属する課税年度での調整で、一括支払額と適正な一連の支払額の現在価値との開差についての調整である。第 2 段階は、移転以後の毎期の調整で、ある課税年度における予定支払額と同じ課税年度における実際の独立企業間価格との差額の調整である。	(Reg. 1. 482-4T(e) (5)) 前文及び条文とも留保とされており、議論の内容等について何も記載されていない。	(Reg. 1. 482-4(f) (5)) 一括支払は、無形資産の有用期間中に支払われる一連のロイヤルティの前払として扱われる。一括支払の調整は、2 段階で行われうる。第 1 段階は、移転時の属する課税年度での調整で、一括支払額と独立企業間対価の額との開差についての調整である。第 2 段階は、移転以後の各課税年度での調整で、ある課税年度において前払いされた額とみなされた額と同じ課税年度につき決定された独立企業間ロイヤルティ額との差額の調整である。そして、当該定期的調整による調整額は、調整が行われた課税年度において、当初の一括支払と同一の性格を有する追加支払とされる。

この表 1-2 を見てわかるとおり、一括支払は、最後まで議論となったとこ

(22) 無形資産に帰属する所得に大幅な変動があった場合の対価の調整を無形資産の移転時の属する課税年度のみで行う場合、移転後の無形資産に帰属する所得に大幅な変動があり、調整が必要となったとしても、無形資産の移転時の属する課税年度において課税上の時効が成立していて、調整できない可能性が生じる。

ろであったが、最終的に、無形資産の譲渡取引は、実質的にロイヤルティ取引と同様に取り扱うことで定期的調整を受けることとなった。この取り扱いの背後には、関連者間での高収益無形資産の移転は、原則ロイヤルティの定期支払契約という形態で行われるべきであるが、無形資産の譲渡契約を否定することもできないことから、譲渡契約の場合に、その経済的結果がロイヤルティの定期的支払契約を採った場合の経済的結果と類似しなければならないという考えがある。なぜなら、無形資産の譲渡契約を定期的調整の対象外とすると、定期的調整を受けないようにするために考え出されるであろう独立企業間価格でない譲渡契約を奨励することになるからである⁽²³⁾。無形資産の評価の困難性から考えると、このように考え出されるであろう独立企業間価格でない譲渡契約について、譲渡対価が独立企業間対価でないと証明することは難しいものと思われる。したがって、もし、無形資産の譲渡取引を定期的調整の対象外とすると、高収益無形資産がタックス・ヘイブンへ独立企業間対価より相当低い価格で移転されてしまうという問題を解決するために導入された所得相応性基準の効果は、ほとんどなくなってしまうものと考えられる。つまり、無形資産の譲渡を実質的にロイヤルティ契約と同様に取り扱おうとするところに、定期的調整の本質があると思われる。

第5節 所得相応性基準に基づく独立企業間価格算定方法の変遷とその内容

1 財務省規則に規定されている無形資産取引に係る独立企業間価格算定方法

財務省規則において、無形資産の移転に係る独立企業間価格算定方法として独立取引比準法 (Comparable Uncontrolled Transaction Method: 以下「CUT法」という)、CPM、PSM、その他特定されていない方法の四つが規定されて

(23) See supra note 3, ch. 6. D.

いる⁽²⁴⁾。

CUT 法⁽²⁵⁾は、非関連者間の取引を基礎とした伝統的な独立企業間価格算定方法であるが、次の理由から高収益無形資産取引に係る独立企業間価格算定方法として利用することはほとんどないと考えられる。

- ① 高収益無形資産の場合に、そのユニークさゆえ、財務省規則で規定されている CUT 法の要件⁽²⁶⁾を満たす比較対象取引を見つけ出すのが非常に困難であること
- ② 無形資産移転時点において CUT 法が適用できたとしても、無形資産の移転後に無形資産に帰属する所得が大幅に変化した場合には、対価を修正する必要があるが、その対価の修正額を CUT 法により算定することは難しいこと

また、その他特定されていない方法は、関連者が関連者間取引に代えて現

(24) Reg. 1.482-4(a).

(25) Reg. 1.482-4(c).

(26) 要件は、比較可能な状況における比較可能な無形資産の移転に係る非関連者間取引である。比較可能な状況とは、Reg. 1.482-1(d)(3)に規定される機能、リスク、契約上の条件、経済的条件その他、Reg. 1.482-4(c)(2)(iii)(B)(2)で規定される次のような特定の要素を考慮することにより検討されることとなる。

- ① 無形資産の使用権、独占的又は非独占的権利、使用に関する制限、権利に係る制限あるいは当該権利が使用される場合の地理的な制限区域を含む移転の条件
- ② 無形資産が使用される市場における無形資産の開発段階
- ③ 無形資産に関し、更新、修正及び変更されたものを得る権利
- ④ 関係国の法律に基づき、無形資産に対して付与される保護の程度及び期間を含む、資産の特殊性及び当該特殊性が存続する期間
- ⑤ ライセンス期間、契約期間又はその他の取決めの期間及び終結又は再交渉の権利
- ⑥ 譲受者が負担する経済的リスク及び製造物責任に係るリスク
- ⑦ 譲受者と譲渡者の間の付随的な取引又は現行の営業上の取引関係の存在及びその範囲
- ⑧ 補助的又は従属的な役務提供を含む、譲渡者及び譲受者によって果たされる機能

また、比較可能な無形資産とは、非関連者間取引に係る無形資産と関連者間取引に係る無形資産の双方の無形資産が、同一の産業又は市場における類似の製品又は工程に関連して用いられている無形資産でかつ類似した潜在的収益を有している無

実に代替できたものを選択した場合に実現されたであろう価格又は利益に関する情報を提供する必要があり、他の方法と同様に、最適方法ルール原則に基づき、独立企業間実績値の最も信頼できる尺度を提供しない限り、この方法は採用されないとしている⁽²⁷⁾。したがって、この方法も、無形資産取引に係る独立企業間価格算定方法としては、無形資産の譲渡取引において譲渡対価が独立企業間対価であるか否かを検討する場合⁽²⁸⁾以外に、利用することはほとんどないと考えられる。

このように、所得相応性基準に基づく無形資産取引に係る独立企業間価格算定方法として重要な方法は、CPM と PSM であると考えられるため、この節では以下、CPM と PSM の変遷及び算定方法を見ていく。

2 CPM の変遷とその内容

CPM は、類似の状況にある納税者は合理的期間をとると類似の利益を上げる傾向があるという一般原則を基礎とした方法であり、比較可能な状況の下にあって、類似の事業活動に従事する非関連者から得られる営業利益という収益性の客観的な尺度を参照することによって、無形資産の関連者間取引に係る独立企業間価格を算定する方法である⁽²⁹⁾。CPM は、前述したとおり所得相応性基準による無形資産に帰属する所得を算定する方法の一つとして考え出された方法であるが、財務省規則においては、有形資産取引にもその適用が認められている。

財務省規則における CPM の変遷についてまとめると次頁表 1-3 のとおりである。この変遷における特色は、CPM の検証対象者が高収益無形資産を保有し

形資産とされる (Reg. 1.482-4(c)(2)(iii)(B)(1).)。

(27) Reg. 1.482-4(d)(1).

(28) 第 4 節で見たように、無形資産の譲渡取引の場合、第 1 段階として譲渡対価自体が独立企業間対価として適正であるか否か検討され得る。この場合の独立企業間対価は、その他特定されない方法としての利益還元法等を用いて算定される場合があると考えられる。

(29) Reg. 1.482-5(a).

ている場合においても CPM が適用できるようになったこと及び CPM が最後の手段と位置付けられるようになったことである。しかし、高収益無形資産取引について CUT 法の適用は実質的に困難であること及び同様の高収益無形資産を有しており、かつ、類似の活動を行う比較対象者を見つけ出すことが困難であることを考えると、高収益無形資産取引のうち、関連者の一方が高収益無形資産を持たない関連者取引に対しては、ほとんどの場合、高収益無形資産を保有しない関連者を検証対象者とした CPM が適用されると考えられる。

表 1-3 CPM の変遷

1968 年規則	白書 (1988 年)	1992 年規則案	1993 年暫定規則・規則案	1994 年最終規則
—	・BALRM*…関連者の一方が、高収益無形資産を有していない場合のみ適用可能。関連者と類似の経済活動を行い、類似の経済リスクを負う非関連者の市場利益を関連者の測定可能な機能に割り当て、残りの所得を他方の関連者の所得として配分。	・CPM…製品の種類と機能の類似した非関連者から得られる様々な利益水準指標を検証対象者の財務データに適用することにより計算される CPI により算定。	・CPM…比較対象者から得られる利益水準指標を検証対象者の財務データに適用することにより算定。検証対象者は、特定の高収益無形資産を使用しない者とされ、また、比較対象者は、広く類似していればよく、相当程度の製品の差異、ある程度の機能の差異は受け入れられる。	・CPM…1993 年暫定規則と類似しているが、検証対象者は特定の高収益無形資産を使用しない者という要件が撤廃され、その一方で、比較可能性についてより広範に規定された。特に重要とされる比較可能性の要因としては次のものが挙げられている。 ①投入した資源と負担したリスク ②原価構造の差異、事業経験の差異、経営効率の差異

*基本的独立企業間利益比準法 (Basic Arm's Length Return Method) の略称

なお、CPM に基づく独立企業間実績値算定方法の手順については、次のとおりである。

(1) 検証対象者の選定

関連者間取引に帰すべき営業利益が、最も信頼できるデータを使用し、

最も少ない、かつ、最も信頼できる調整によって確認可能であり、そのために非関連比較対象に関わる信頼できるデータが入手可能な者が選定される⁽³⁰⁾。

(2) 比較対象者の選定

関係する事業種目、関係している製品又は役務の市場、使用している資産の構成、事業規模とその範囲及び事業ないし製品サイクル上の段階など⁽³¹⁾の他、特に、次のような比較可能性の要因を検討し選定する。

- ・営業利益は資源の投入及びリスクの負担に対する収益を意味することから、投入した資源と負担したリスク⁽³²⁾
- ・営業利益が影響を受ける可能性のある（工場や設備の使用年数に反映される）原価構造の差異、（事業が創立期にあるか、成熟しているかなどの）事業経験の差異、あるいは（長期的な売上又は役員報酬の増加・減少等の客観証拠に現れる）経営効率の差異⁽³³⁾

(3) 比較対象営業利益の計算

比較対象営業利益は、比較対象者から得られる利益水準指標を、当該利益水準指標が得られた同一期間における検証対象者の財務データに適用することによって計算される⁽³⁴⁾。当該利益水準指標については、検証対象者と類似したリスクを負担する非関連者が得る利益を合理的に測定するため、通常、少なくとも調査対象課税年度及びその直近二課税年度を含んでいなければならないとされている⁽³⁵⁾。また、当該利益水準指標は、利益、負担した費用及び使用した資源の関係を測定する財務比率であるが、検証対象者の活動の性格、比較対象者において入手可能なデータの信用性及び全ての事実と状況を考慮して、検証対象者が関連者と独立企業原則に基づき取

(30) Reg. 1.482-5(b)(2)(i).

(31) Reg. 1.482-5(c)(2)(i).

(32) Reg. 1.482-5(c)(2)(ii).

(33) Reg. 1.482-5(c)(2)(iii).

(34) Reg. 1.482-5(b)(1).

(35) Reg. 1.482-5(b)(4).

引を行ったならば稼得したであろう所得を、特定の利益水準がどの程度合理的に決定するかに基づき選定するとされている⁽³⁶⁾。そして、信頼すべき基準を提供する利益水準指標として、次のものが挙げられている⁽³⁷⁾。

(A) 使用資本利益率⁽³⁸⁾

使用資本利益率 (rate of return on capital employed) とは、営業利益が営業資産⁽³⁹⁾に占める割合である。この利益水準指標の信頼性は、検証対象者と非関連者との双方において、営業資産が営業利益を創出させる上で果たす役割が増大するにつれて高まり、検証対象者の資産構成と非関連者の資産構成が類似する程度に依存し、また、営業資産の適正な評価に困難が伴う場合に阻害されるとされている。

(B) 財務比率⁽⁴⁰⁾

財務比率 (financial ratios) とは、利益と費用又は売上との間の関係である。機能の差異は、利益と営業資産の関係よりも、利益と費用の関係に大きく影響を及ぼすため、財務比率は使用資本利益率よりも、より密接な機能の比較可能性が要求されるとしている。また、検証対象者と比較対象者の営業費用の構成が類似するほど、財務比率の信頼性は高まるとされている。適切な財務比率として(a)売上高営業利益率 (ratio of operating profit to sales)、(b)営業費用総利益率 (ratio of gross profit to operating expenses) の二つが挙げられている。

(4) 独立企業間レンジの決定

上述②において選定された比較対象者の非関連者間取引と関連者間取引

(36) Id.

(37) 規定されていないその他の利益水準指標についても、検証対象者が関連者と独立企業の原則に基づいて取引を行ったならば稼得していたであろう所得について信頼できる指標を提供する場合に使用し得るとされている (Reg. 1.482-5(b)(4)(iii).).

(38) Reg. 1.482-5(b)(4)(i).

(39) 営業資産とは、検証対象者の関連事業区分において用いられる全ての資産の価値をいい、固定資産及び流動資産 (現金、現金等価物、未収金及び棚卸資産等) が含まれるとされている (Reg. 1.482-5(d)(6).).

(40) Reg. 1.482-5(b)(4)(ii).

との間の重要な差異が識別でき、かつ、調整が行われる場合には、独立企業間レンジは、比較対象者から得られる全ての比較対象営業利益を含むものとされる⁽⁴¹⁾。

それ以外の場合、独立企業間レンジは、比較対象者の利益水準指標から得られる比較対象営業利益の 25%から 75%までの四分位数レンジからなるものとされる⁽⁴²⁾。

(5) 移転価格の決定

関連者間取引の実績値が独立企業間レンジの外にある場合には、調整が必要となるが、通常は、そのレンジの中位数が独立企業間営業利益とされ、実績値と中位数の差額が調整される⁽⁴³⁾。

3 PSM の変遷とその内容

PSM の基本的な目的は、関連者が事業の成功に果たした相対的な経済的貢献を比較し、当該事業から得られる利益を経済的貢献の価値を基準にして分割することにより、無形資産の関連者間取引に係る独立企業間価格を算定することである⁽⁴⁴⁾。

財務省規則における PSM の変遷についてまとめると次頁表 1-4 のとおりである。この変遷における特色は、PSM が内部データに依存していることから信頼性が劣ると考えられるため、1994 年最終規則まで明示された方法とされなかったことである。

財務省規則において、PSM は、比較利益分割法 (comparable profit spirit) と残余利益分割法 (residual profit split) とに区分されている⁽⁴⁵⁾。比較利益分割法は、類似する取引、機能、製品市場、リスク及び無形資産を有す

(41) Reg. 1.482-1(e)(2)(iii)(A).

(42) Reg. 1.482-1(e)(2)(iii)(B).

(43) Reg. 1.482-1(e)(3).

(44) Reg. 1.482-6(a).

(45) Reg. 1.482-6(c)(1).

る非関連者を抽出し、その非関連者の合計利益又は損失に対する各非関連者間での分配比率により、関連者の合計利益又は損失を各関連者に配分する方法である。しかし、實際上非関連者間の利益分割状況を示す客観的外部データを入手することは非常に困難であるため、比較利益分割法が適用できる場合はほとんどないように思われる。

表 1-4 PSM の変遷

1968 年規則	白書 (1988 年)	1992 年規則案	1993 年暫定規則・規則案	1994 年最終規則
—	・BALRM と利益分割法を組み合わせた方法・・・双方の関連者が、高収益無形資産を有している場合に適用。双方の関連者の測定可能な活動について資産に対する適正利益を配分し、残りの所得を各関連者間が有する高収益無形資産の相対的価値により分割。	・利益分割・・・CPI における利益水準指標の一つとして規定されているが、関連者及び非関連者において信頼できる財務データが入手可能であり、各非関連者により遂行される機能が、各関連者が遂行する機能と同様のものであるという厳しい条件が課せられている。	・PSM・・・関連者の利益を経済的貢献価値を基準にして分割する方法であるが、その他の方法の一つとして挙げられている。関連者、非関連者双方が、高収益の、特殊な無形資産を有していること等の要件や手続的制約が課されている。具体的方法としては、次の四つが挙げられている。 ・比較対象利益分割法 ・残余利益配分法 ・使用資本配分法* ・その他の利益分割法*	・PSM・・・1993 年規則案で課されていた要件及び手続的制約は撤廃された。その代わりに比較可能性についてより広範に規定され、具体的方法として、次の二つが挙げられている。 ・比較対象利益分割法 ・残余利益分割法

*この二つの方法は、1994 年最終規則においては削除されている。その理由として、使用資本配分法は、事業活動を行う全ての関連者が、使用資本につきほぼ同じレベルのリスクを負う場合のみ適用されるが、二以上の関連者が同水準のリスクに直面するということを確実性を以って結論付けることができる例を挙げるのが不可能であること、また、その他の利益分割法は、他の条項において特定されていない方法の使用につき寛大化されたルールが定められたことが述べられている。

一方、残余利益分割法は関連者の合計利益を二段階により分割する方法である。第一段階として、CPM のような他の方法で規定されている分析と類似の分析を行い、各関連者の通常の機能に帰属すべき市場利益を推定し、その利益をそれらの機能を果たしている当事者に配分する。このような配分方法では、通常、高収益無形資産の使用に帰属させるべき所得は配分されないため残余利益が残ることになるので、第二段階として、この残余利益を双方の所有する高収益無形資産の貢献に係る相対的価値を基準として分割する。相対的価値の尺度として、次のものが挙げられている⁽⁴⁶⁾。

- ① 公正な市場価値を反映する外部の市場基準によって算定されたもの
- ② 無形資産の開発等に係る費用を資産化し、これから無形資産の耐用年数に基づく適切な償却額を控除することにより見積られたもの
- ③ 無形資産開発のための支出が何年も安定し、かつ、全当事者の無形資産の有効年数が概ね同一である場合には、最近の支出額

残余利益分割法における比較可能性は、この方法の第一段階が関連者と非関連者との営業利益の比較に基づいているため、CPM に規定されている考慮事項に特に大きく依存する⁽⁴⁷⁾。また、この方法の第二段階として内部データに依存するため、その他の考慮すべき要因として、関連する営業活動へのコストと所得の配分の信頼性⁽⁴⁸⁾、会計処理の整合性⁽⁴⁹⁾、各当事者の有する無形資産の相対的価値評価において用いられたデータ及び推定の信頼性が挙げられている⁽⁵⁰⁾。

残余利益分割法は、利益ベース法であるため、CPM と同様に最後の手段と

(46) Reg. 1.482-6(c)(3)(i)(B).

(47) Reg. 1.482-6(c)(3)(ii)(B)(1).

(48) Reg. 1.482-6(c)(2)(ii)(C)(1).

(49) Reg. 1.482-6(c)(2)(ii)(C)(2).

(50) Reg. 1.482-6(c)(3)(ii)(C)(3). 特に、開発コストを資産化したものが無形資産の価値評価に用いられた場合には、そのコストの計算は市場価値に関連するとは限らず、また、関連事業活動とその他の活動との間で間接費の配分が必要とされる場合があるため、信頼性に特に悪影響を与える可能性があるとしている。

なる。しかし、外部データである非関連者間取引の結果のみに基づく方法の方が、原則として、部分的に外部データ以外の内部データを使用する方法よりも信頼できるとされている⁽⁵¹⁾。したがって、一部内部データを利用する残余利益分割法は、CPM よりも劣後する方法であると考えられる。そのため、PSM は、一般に関連者間の高収益無形資産取引のうち、双方の関連者が高収益無形資産を有していて、CPM が適用できない取引に適用されると考えられる。

第6節 小括

米国移転価格税制において、無形資産取引は、所得相応性基準、定期的調整、利益ベース法という三つの規定により評価される。所得相応という概念は、無形資産取引に伴う関連者間の所得配分を、各関連者の行う相対的経済活動、すなわち、無形資産の形成、維持、増価に貢献した度合いに応じて行おうとするものであるが、この概念自体は、日本の基本的考え方と大きく相違しないと考えられる。しかし、日本では、定期的調整までは求めておらず、この点において米国と大きな相違が見られる。定期的調整は、無形資産取引後に、無形資産に帰属する所得に大幅な変動があった場合、過年度に取引対価が適正対価であると決定されたとしても、無形資産取引後の課税年度で対価の修正を可能とさせる規定である。そして、この定期的調整は、すべての無形資産取引に適用される。そのため、無形資産の譲渡取引のような一括支払の場合、その対価を、ロイヤルティの前払いとして取り扱うことで定期的調整を適用するという特徴を有している。

(51) Reg. 1.482-6 前文。

第2章 無形資産の取引形態と所得相応性基準の適用

第1節 無形資産の取引形態への所得相応性基準の適用

米国移転価格税制における無形資産の評価の特徴は、所得相応性基準に基づき、無形資産取引を取引時点の予想利益ではなく各課税年度の実際の利益で評価し、かつ、取引後の各課税年度においても調整を行う必要があるということであった。無形資産の主な取引形態は、無形資産の使用権供与を行うロイヤルティ取引と無形資産の所有権を譲渡する売却取引であると思われる。また、関連者間においては、無形資産が移転しているが対価を収受していないような無償取引も考えられる。これら各取引に対する所得相応性基準の適用は一様ではなく、また、適用する課税年度においても相違が見られる。上述した各取引に所得相応性基準を適用する場合の基本的適用形態をまとめると次頁表 2-1 のようになる。以下、表 2-1 の適用例欄に掲げる各節において各取引の設例を挙げ、各設例への所得相応性基準の適用方法について所得相応性基準が適用されない場合との相違点を明らかにすることにより、所得相応性基準の具体的適用法について分析していくことにする。なお、本章の目的は所得相応性基準を具体的取引に適用する場合の特徴を明らかにすることにあるため、所得相応性基準を適用しない場合のロイヤルティ取引は、対価が契約時点で決定され、取引後の対価見直しも行われぬものとして分析を行う⁽⁵²⁾。

(52) 独立企業間でのロイヤルティ取引には、様々な取引形態が存在し、所得相応性基準を適用しない場合においても、実際の利益に基づきロイヤルティ額を算定する方法や契約に取引後の対価見直し条項を入れる場合もある。この点に関しては、別途第5章で取り上げる。

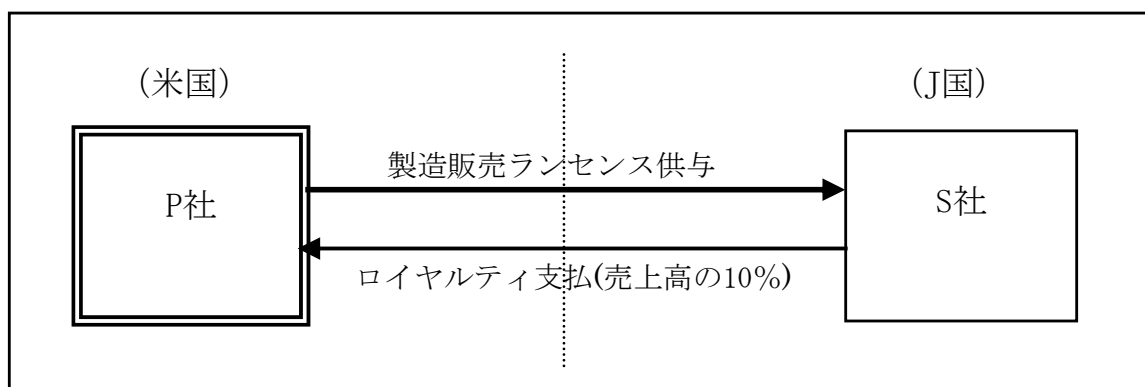
表 2-1 無形資産の各取引形態に所得相応性基準を適用する場合の基本的適用形態

	課税年度	定期的調整における例外規定の適用	高収益無形資産の保有状況等	適用する算定方法	適用例	
ロイヤルティ取引	契約締結課税年度	—	譲渡者のみ保有	CPM	第2節	
			双方保有	PSM		
	契約締結後課税年度	例外規定に該当しない	—	—	第3節	
			譲渡者のみ保有	CPM	第4節(調整必要なし) 第5節(調整必要あり)	
			双方保有	PSM	第6節	
売却取引	契約締結課税年度	—	譲渡対価について検討	その他の方法	第7節	
			ロイヤルティと等価の額について検討	譲渡者のみ保有	CPM	第8節
				双方保有	PSM	
	契約締結後課税年度	例外規定に該当しない	—	—	第8節	
			譲渡者のみ保有	CPM		
		双方保有	PSM			
*対価を收受せず無形資産が移転している場合には、ロイヤルティ取引として考える					第9節	

第2節 ロイヤルティ取引—契約締結課税年度における所得 相応性基準の適用—

1 事実関係

図 2-1 無形資産のロイヤルティ取引



S社は、P社のJ国における国外関連者であり、P社が開発した新薬Zの製造販売をJ国市場で行うために設立された法人である。S社は、P社より新薬Zを製造及び販売する権利を付与され、当該ライセンスのロイヤルティとして、J国における新薬Zの売上高の10%をP社に支払っている。

新薬Zは、P社により全世界に販売されているが、すべてP社の関連者を通じて販売されている。また、新薬Zは潜在的収益力が高いことから、比較可能な非関連者間取引は存在しない。現在、当該ロイヤルティ契約の締結後、5年が経過した時点であり、過去5年間の調査対象とする。なお、過去5期におけるS社の財務データ及びロイヤルティ契約時点における予想利益は次頁表2-2のとおりである。

このような事実関係の下、この節では、第1期におけるP社の受取ロイヤルティに対するIRC482条に基づく調整の必要性について、所得相応性基準を適用した場合及び所得相応性基準を適用しない場合における検討を行い、所得相応性基準の適用の有無による課税関係の相違について明らかにする。

表 2-2 過去 5 期における S 社の財務データ及び契約時における予想利益

	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	第 5 期
営業資産	500	550	600	650	700
S 社における新薬 Z の売上高	200	250	300	400	700
P 社へのロイヤルティ (10%)	20	25	30	40	70
その他売上原価	60	85	100	140	210
営業費用	20	20	20	20	20
営業利益	100	120	150	200	400
契約時における予想利益	100	100	100	100	100

2 所得相応性基準を適用した場合の課税関係

財務省規則において、独立企業間価格算定方法は、最適方法ルールにより、最も信頼性の高い方法が適用される⁽⁵³⁾。したがって、最初に、本設例に対して適用可能な独立企業間価格算定方法について検討する。上記 1 の事実関係に基づくと、新薬 Z は P 社の関連者を通じてのみ販売されており、また、潜在的収益力が高いことから比較可能な非関連者間取引が存在しないため、本設例に対する CUT 法の適用は困難である。次に、CPM であるが、S 社は比較的通常の製造及び販売活動に従事していることから、S 社と類似の製造販売活動を行う非関連者は存在していると考えられる。したがって、本設例に S 社を検証対象者とした CPM を適用することは可能となろう。また、本設例に対する PSM の適用についてであるが、PSM を適用するためには、P 社の費用及び資産を関連事業及びその他の事業に配分するとともに、P 社の無形資産への貢献に対して価値を付与するという内部データに基づく作業が必要となる。部分的に内部データを利用する方法は、外部データのみによる方法より劣るため、本設例の場合、CPM が独立企業間実績値の最も信頼できる尺度を提供する方法であると認められる。したがって、以下、CPM に基づき所得相応性

基準を適用した場合における第1期の課税関係を検討する。

上述したとおり、S社は比較的通常の製造販売活動を行っているので、検証対象者としてS社が選ばれる。また、S社は製造活動に従事していることから、営業資産に対する営業利益の比率（使用資本利益率）が、適当な利益水準指標であると決定される。次に、S社と類似の製造販売活動を行っている比較対象者を選定し、S社の第1期と同じ課税年度における各比較対象者の使用資本利益率及び当該使用資本利益率を第1期におけるS社の営業資産500に適用することで得られる比較対象営業利益を導く必要がある。ここでは、それぞれの結果が次表2-3のとおりであったとする。

表 2-3 S社の第1期と同期間における比較対象者の使用資本利益率及びそれに対するS社の比較対象営業利益

非関連者	使用資本利益率	S社の比較対象営業利益
A	10%	50
B	15%	75
C	20%	100
D	25%	125
E	30%	150

このように得られたデータは、S社と比較対象者の間の全ての重大な差異が識別されていると結論付けるには、十分完全なものではないため、上記データを四分位レンジにより調整することで信頼性を高める必要がある⁽⁵⁴⁾。上記データに四分位レンジを適用すると、独立企業間レンジは、75から125となる。S社の第1期における申告営業利益は、100であり、この値は上述した独立企業間レンジ内にあるため、第1期においてIRC482条に基づく調整は行われ⁽⁵⁵⁾ない。

(53) Reg. 1.482-1(c)(1).

(54) Reg. 1.482-1(e)(2)(iii)(B).

(55) Reg. 1.482-1(e)(3)(iii)(B).

3 所得相応性基準を適用しない場合の課税関係

所得相応性基準を適用しない場合、取引時点で課税関係を検討しなければならない。すなわち、上記1の事実関係に基づくと、P社からS社への新薬Zに係るロイヤルティ契約締結時点で課税関係を考えることとなる。したがって、上記2のようにCPMを利用する場合に、S社の第1期末財務データ及びS社の第1期と同じ課税年度における比較対象者の使用資本利益率は利用できず、ロイヤルティ契約締結時点におけるS社の予想利益等に基づき、ロイヤルティ契約に定められたP社の受取ロイヤルティ料率が独立企業間レートとして適正か否かについて検討する必要がある。上記2と比較すると、主な相違点は次の三つであると考えられる。

- ① ロイヤルティ契約に定められたロイヤルティ料率が、第1期におけるというよりむしろ、ロイヤルティ契約全期間における独立企業間レートとして適正か否か検討する。
- ② S社の財務データは、実際のデータではなく、ロイヤルティ契約締結時点における予想財務データを利用する。
- ③ S社の比較対象者における使用資本利益率は、ロイヤルティ契約締結時点において利用できる過去のデータを使用する。

4 所得相応性基準の有無における課税関係の相違

上記2及び3で検討したように、所得相応性基準の有無により、課税関係を検討する時点が、ロイヤルティ契約締結時点か、課税年度末かという大きな違いが生じる。課税年度末で課税関係を検討する場合には、実際の利益等に基づくが、ロイヤルティ契約締結時点の場合には、予想利益に基づくこととなる。本設例のような新薬の製造販売ライセンス供与の場合、特に、予想利益の算定が困難であると考えられるため、所得相応性基準を適用するか否かにより、第1期の課税関係は大きく相違すると思われる。

第3節 ロイヤルティ取引—契約締結後課税年度における所得相応性基準の適用（定期的調整が必要とされないケース）—

1 事実関係

第2節1の事実関係と同様である。そのような事実関係の下、この節では、第2期におけるP社の受取ロイヤルティに対するIRC482条に基づく調整の必要性について、所得相応性基準を適用した場合及び所得相応性基準を適用しない場合における検討を行い、所得相応性基準の適用の有無による課税関係の相違について明らかにする。

2 所得相応性基準を適用した場合の課税関係

第1期において、ロイヤルティ料率が独立企業間レートであると決定されたとしても、その後の課税年度において調整が行われうる⁽⁵⁶⁾。これが、定期的調整と呼ばれるもので、所得相応性基準の特色の一つである。ただし、定期的調整には例外があるため、最初にその例外に該当するか否かについて検討する必要がある。

本設例は、比較可能な非関連者間取引が存在しないことからCUT法は利用できないため、その例外の条件は、対価の額を定めている関連者間契約が存在すること、関連者間での契約締結と同時に、関連者間契約による対価の額が適正価格であることを示す書類を準備すること、無形資産の利用によって稼得された利益等が当初予測した期待利益等の80%以上120%以下であることである⁽⁵⁷⁾。ここでは、実際利益に対する予測利益の割合以外は、適正であることが確認されているとする。実際利益に対する予測利益の割合は、各期における利益及び過去の全ての期における利益の合計額から求める必要があ

(56) Reg. 1.482-4(f)(2)(i).

(57) Reg. 1.482-4(f)(2)(ii)(C).

る⁽⁵⁸⁾ので、第2節1の財務データから、第1期と第2期の予想利益の合計額及び実際の利益の合計額を計算し、実際利益に対する予測利益の割合を求めると110%⁽⁵⁹⁾となる。当該割合は、80%から120%の中に入っているため、定期的調整の例外要件を満たしている。したがって、第2期において、IRC482条に基づく調整は行われぬ。

3 所得相応性基準を適用しない場合の課税関係

第2節3で見てきたように、所得相応性基準を適用しない場合、全課税期間の課税関係は、取引時点で検討しなければならない。したがって、ロイヤルティ契約締結時点において、ロイヤルティ料率が独立企業間レートであると決定されると、その後の課税年度で調整は行われぬ。また、仮に、ロイヤルティ契約締結時点において、ロイヤルティ料率が独立企業間レートでないと決定されると、契約締結時点で適正とされる料率に基づきロイヤルティ契約期間が属する全課税年度が調整対象となる。したがって、契約期間中の第2期において、個別に、上記2のような定期的調整の例外に該当するか否かについての検討をする必要はない。

4 所得相応性基準の有無における課税関係の相違

上記2及び3で検討した所得相応性基準の適用の有無による相違点をまとめると次のとおりとなる。

- ① ロイヤルティ額が独立企業間対価として適正か否かを検討する時点は、所得相応性基準を適用する場合、ロイヤルティ契約後の各課税年度末であるが、所得相応性基準を適用しない場合には、ロイヤルティ契約締結時点となる。
- ② 所得相応性基準を適用する場合には、ロイヤルティ契約締結後の各課税

(58) Reg. 1.482-4(f)(2)(ii)(C)(4).

(59) $(100+120)/(100+100)=1.1$ 。

年度において IRC482 条に基づく調整を行う必要があるか否かについて検討する必要があるため、調整を行う課税年度もあれば、その必要がない課税年度があるが、所得相応性基準を適用しない場合には、ロイヤルティ契約締結時点において、ロイヤルティ料率が全課税年度の独立企業間対価として適正か否かについて検討するため、調整を行う必要があれば全課税年度が調整の対象となる。

- ③ 所得相応性基準を適用する場合には、定期的調整のため、ロイヤルティ料率が、課税年度により異なる可能性があるが、所得相応性基準を適用しない場合には、ロイヤルティ料率は全課税年度同率となる。

このように、ロイヤルティ契約締結後の課税年度においては、所得相応性基準を適用した場合に、各課税年度別に定期的調整が行われることがあるため、所得相応性基準の有無により、第 2 期の課税関係は大きく相違する可能性がある。特に、契約締結後に、契約時点では予見されなかった状況の変化が生じた場合には、定期的調整が行われる可能性が高くなり、また、調整額も大きくなることから、その相違は非常に大きくなると考えられる。

第 4 節 ロイヤルティ取引—契約締結後課税年度における所得相応性基準の適用（定期的調整が必要とされるが、CPM により移転価格の調整が必要とされないケース）—

1 事実関係

第 2 節 1 の事実関係と同様である。そのような事実関係の下、この節では、第 3 期における P 社の受取ロイヤルティに対する IRC482 条に基づく調整の必要性について、所得相応性基準を適用した場合及び所得相応性基準を適用しない場合における検討を行い、所得相応性基準の適用の有無による課税関係の相違について明らかにする。

2 所得相応性基準を適用した場合の課税関係

第2期と同様、まず、定期的調整の例外に該当するか否かについて検討する必要があるため、第2節1の財務データから、第1期から第3期までの予想利益の累計額及び実際の利益の累計額を計算し、実際利益に対する予測利益の割合を求めると約123%⁽⁶⁰⁾となる。当該割合は、80%から120%の中に入っていないことから、定期的調整の例外要件を満たしていないため、別途第3期のロイヤルティの対価が独立企業間対価であるか否かを検討しなければならない。

第1期において、独立企業間価格算定方法としてCPMを利用したが、第3期においても、S社は、引き続き通常の製造販売活動のみを行っていることから、CPMが独立企業間実績値の最も信頼できる尺度を提供する方法であると認められる。したがって、以下、CPMに基づき、所得相応性基準を適用した場合における第3期の課税関係を検討する。

第1期と同様、S社が検証対象者となり、適当な利益水準指標として営業資産に対する営業利益の比率（使用資本利益率）が決定される。次に、S社と類似の製造販売活動を行っている比較対象者を選定し、S社の第1期から第3期⁽⁶¹⁾までの3期間と同期間における各比較対象者の平均使用資本利益率及び当該平均使用資本利益率を第1期から第3期までの3期間におけるS社の平均営業資産550⁽⁶²⁾に適用することで得られる比較対象営業利益を導く必要がある。ここでは、それぞれの結果が次頁表2-4のとおりであったとする。

(60) $(100+120+150) / (100+100+100) = 1.23333\cdots$ 。

(61) 利益水準指標は、非関連比較対象者の実績値を合理的に測定するため、十分な期間のデータから導かれるべきとされ、一般に、少なくとも調査対象の課税期間と、それに先行する直近2年間の課税年度を含むべきとされている(Reg. 1.482-5(b)(4).)。

(62) $(500+550+600) / 3 = 550$ 。

表 2-4 S 社の第 1 期から第 3 期と同期間における比較対象者の 3 年平均使用資本利益率及びそれに対する S 社の比較対象営業利益

非関連者	3 年平均使用資本利益率	S 社の比較対象営業利益
A	10%	55
B	15%	82.5
C	20%	110
D	25%	137.5
E	30%	165

このように得られたデータに、第 1 期と同様四分位レンジを適用すると、独立企業間レンジは、82.5 から 137.5 となる。S 社の第 1 期から第 3 期までの 3 期間における平均申告営業利益は、約 123⁽⁶³⁾であり、この値は上述した独立企業間レンジ内にあるため、第 3 期において IRC482 条に基づく調整は行われぬ。

3 所得相応性基準を適用しない場合の課税関係

第 3 節 3 と同様、所得相応性基準を適用しない場合は、ロイヤルティ契約締結時点において、ロイヤルティ料率が独立企業間レートであるか否かの検討を行う必要があるのみで、第 3 期において、個別に、上記 2 のような定期的調整の例外に該当するか否かの検討及び CPM に基づく比較対象営業利益による検証を行う必要はない。また、もし仮に、所得相応性基準を適用した場合のように、第 3 期において CPM に基づく比較対象営業利益の検証を行うことができる場合であっても、第 2 節 3 で見てきたように、S 社の財務データ及び S 社の比較対象者における使用資本利益率は、それぞれロイヤルティ契約締結時点において利用できる予想財務データ及び過去の使用資本利益率となる。

4 所得相応性基準の有無における課税関係の相違

第3節4で見てきたように、ロイヤルティ契約締結後の課税年度においては、所得相応性基準を適用した場合に、定期的調整が行われることがあるため、所得相応性基準の有無により、第3期の課税関係は大きく相違する可能性がある。また、所得相応性基準を適用しない場合において、仮に第3期でCPMが利用できたとしても、CPMで使用するデータが上記3で見たように、所得相応性基準の有無により異なるので、課税関係にも差異が生じることとなる。

第5節 ロイヤルティ取引—契約締結後課税年度における所得相応性基準の適用（定期的調整が必要とされかつCPMにより移転価格の調整が必要とされるケース）—

1 事実関係

第2節1の事実関係と同様である。そのような事実関係の下、この節では、第4期におけるP社の受取ロイヤルティに対するIRC482条に基づく調整の必要性について、所得相応性基準を適用した場合及び所得相応性基準を適用しない場合における検討を行い、所得相応性基準の適用の有無による課税関係の相違について明らかにする。

2 所得相応性基準を適用した場合の課税関係

第2期、第3期と同様、まず、定期的調整の例外に該当するか否かについて検討する必要があるため、第2節1の財務データから、第1期から第4期までの予想利益の累計額及び実際の利益の累計額を計算し、実際利益に対する予測利益の割合を求めると約143%⁽⁶⁴⁾となる。当該割合は、80%から120%

(63) $(100+120+150) \div 3 = 123.333\cdots$ 。

(64) $(100+120+150+200) \div (100+100+100+100) = 1.425$ 。

の中に入っていないことから、定期的調整の例外要件を満たしていないため、別途第4期のロイヤルティの対価が独立企業間対価であるか否かの検討をしなければならない。

第1期及び第3期において、独立企業間価格算定方法としてCPMを利用したが、第4期においても、S社は、引き続き通常の製造販売活動のみを行っていることから、CPMが独立企業間実績値の最も信頼できる尺度を提供する方法であると認められる。したがって、以下、CPMに基づき、所得相応性基準を適用した場合における第4期の課税関係を検討する。

第1期及び第3期と同様、S社が検証対象者となり、適当な利益水準指標として営業資産に対する営業利益の比率（使用資本利益率）が決定される。次に、S社と類似の製造販売活動を行っている比較対象者を選定し、S社の第2期から第4期までの3期間と同期間における各比較対象者の平均使用資本利益率及び当該平均使用資本利益率を第2期から第4期までの3期間におけるS社の平均営業資産600⁽⁶⁵⁾に適用することで得られる比較対象営業利益を導く必要がある。ここでは、それぞれの結果が次表2-5のとおりであったとする。

表2-5 S社の第2期から第4期と同期間における比較対象者の3年平均使用資本利益率及びそれに対するS社の比較対象営業利益

非関連者	3年平均使用資本利益率	S社の比較対象営業利益
A	10%	60
B	15%	90
C	20%	120
D	25%	150
E	30%	180

このように得られたデータに、第1期及び第3期と同様四分位レンジを適

(65) $(550+600+650) \div 3 = 600$ 。

用すると、独立企業間レンジは、90 から 150 となる。S 社の第 2 期から第 4 期までの 3 期間における平均申告営業利益は、約 157⁽⁶⁶⁾であり、この値は上記独立企業間レンジ外となるため、第 4 期においては IRC482 条に基づく調整を行う必要がある。

調整額の決定は、S 社の第 4 期の申告営業利益 200 と比較対象者の同期間における使用資本利益率を第 4 期の S 社の営業資産に適用することで得られる比較対象営業利益とを比較することで算出される。ここでは、S 社の第 4 期と同期間における各比較対象者の使用資本利益率及び当該使用資本利益率を S 社の第 4 期における営業資産 650 に適用することで得られる比較対象営業利益が次表 2-6 のとおりであったとする。

表 2-6 S 社の第 4 期と同期間における比較対象者の使用資本利益率及びそれに対する S 社の比較対象営業利益

非関連者	使用資本利益率	S 社の比較対象営業利益
C	10%	65
D	15%	97.5
E	20%	130
A	25%	162.5
B	30%	195

この算出された比較対象営業利益の中位数は、130 となる。調整は、独立企業間レンジの中位数に引き下げられる⁽⁶⁷⁾ので、調整額は、S 社の第 4 期における申告営業利益 200 と上記中位数 130 との差額である 70 となる。

3 所得相応性基準を適用しない場合の課税関係

第 3 節 3 と同様、所得相応性基準を適用しない場合は、ロイヤルティ契約

(66) $(120+150+200) \div 3 = 156.666\cdots$ 。

(67) Reg. 1.482-4(e)(3).

締結時点において、ロイヤルティ料率が独立企業間レートであるか否かの検討を行う必要があるのみで、第4期において、個別に、上記2のような定期的調整の例外に該当するかどうかの検討及びCPMに基づく比較対象営業利益による検証を行う必要はない。

4 所得相応性基準の有無における課税関係の相違

第3節4で見てきたように、ロイヤルティ契約締結後の課税年度においては、所得相応性基準を適用した場合に、定期的調整が行われることがあるため、特に第4期のように、所得相応性基準に基づく移転価格の調整が必要とされる場合には、所得相応性基準の有無により、課税関係において大きな相違が生じる。

第6節 ロイヤルティ取引—契約締結後課税年度における所得相応性基準の適用（定期的調整が必要とされかつ残余利益分割法により移転価格の調整が必要とされるケース）—

1 事実関係

第2節1の事実関係に加え、S社は、第5期に、自社内にマーケティング部門を立ち上げ、新薬Zの集中販売促進キャンペーンを展開するとともに、販売網の整備を行った。このような事実関係の下、この節では、第5期におけるP社の受取ロイヤルティに対するIRC482条に基づく調整の必要性について、所得相応性基準を適用した場合及び所得相応性基準を適用しない場合における検討を行い、所得相応性基準の適用の有無による課税関係の相違について明らかにする。

2 所得相応性基準を適用した場合の課税関係

第2期、第3期、第4期と同様、まず、定期的調整の例外に該当するか否

かについて検討する必要があるため、第2節1の財務データから、第1期から第5期までの予想利益の累計額及び実際の利益の累計額を計算し、実際利益に対する予測利益の割合を求めると194%⁽⁶⁸⁾となる。当該割合は、80%から120%の中に入っていないことから、定期的調整の例外要件を満たしていないため、別途第5期のロイヤルティの対価が独立企業間対価であるか否かの検討をしなければならない。

第1期、第3期及び第4期において、独立企業間価格算定方法としてCPMを利用したが、第5期において、S社は、自社内にマーケティング部門を立ち上げ、J国内において新薬Zの集中販売促進キャンペーンを展開するとともに、販売網の整備を行うなど、より複雑な活動を実施していることから、本設例にCPMを適用することによる信頼性はかなり低下する。なぜなら、J国において、S社とある程度類似した活動を行っている非関連者を見つけ出すことができても、その非関連者から得られる市場利益は、通常の貢献に対する市場利益を決定するためには有用であろうが、S社が第5期において有することとなった販売用無形資産の価値を反映した利益とはならないためである。また、本設例のように比較可能な非関連者取引が存在しない状況においては、PSMのうち、比較利益分割法の適用も困難である。したがって、次に、本設例に対するPSMのもう一つの方法である残余利益分割法の適用可能性について検討する。

残余利益分割法を適用するには、まず、P社とS社双方において、次の要因を検討する必要がある⁽⁶⁹⁾。

- ① 関連事業活動とその他の活動の間で、費用、収益及び資産の信頼性のあ
る配分が可能か
- ② 会計処理の一貫性を達成するために、営業利益に影響を与える会計処理
上の差異について信頼できる調整が可能か

(68) $(100+120+150+200+400) / (100+100+100+100+100) = 1.94$ 。

(69) Reg. 1.482-6(c)(3)(ii)。

- ③ 関連事業活動で利用される無形資産のために支出された研究開発費やマーケティング費用の特定は可能か
- ④ 関連事業活動で利用される無形資産の耐用年数の合理的な見積りは可能か

したがって、このような要因が可能であると仮定すると、上述したように S 社とある程度類似した活動を行っている非関連者を見つけ出すことができ、S 社の通常の貢献に対する市場利益を特定することができるので、本設例において残余利益分割法が独立企業間実績値の最も信頼性のある指標を提供する方法となる。本設例において上記要因が可能であるとして、以下、残余利益分割法に基づき、所得相応性基準を適用した場合における第 5 期の課税関係を検討する。

残余利益分割法の具体的計算方法であるが、第一段階として、関連者間取引の各当事者に対して新薬 Z 事業に対する通常の貢献に係る市場利益を配分する必要がある。本設例において、P 社は、新薬 Z の研究開発を行うのみで、その製造及び販売活動はすべて S 社が行っているため、通常の貢献に対する市場利益の配分は、S 社のみに行うこととなり、この市場利益は、第 4 期での CPM における市場利益決定方法と同様に決定される⁽⁷⁰⁾。また、S 社は製造活動に従事していることから、営業資産に対する営業利益の比率（使用資本利益率）が、適当な利益水準指標であると決定される。第 4 期での CPM における市場利益決定方法と同様にして非関連者の使用資本利益率を求めたところ、その値が 10%であったとすると、第 2 節 1 の財務データから第 5 期の営業資産は 700 であるため、S 社の通常の貢献に対して配分される市場利益は、70⁽⁷¹⁾となる。したがって、第一段階により配分されない利益として 330⁽⁷²⁾が残る。

残余利益分割法による第二段階は、新薬 Z 事業活動に対する通常の貢献として考慮されなかった P 社と S 社の有する高収益無形資産の相対的価値に応

(70) Reg. 1.482-6(c)(3)(i)(A).

(71) $700 \times 10\% = 70$ 。

じて、残余利益 330 を P 社と S 社間で分割することである。本設例において、P 社が所有する高収益無形資産は新薬 Z の製造ノウハウであり、S 社が所有する高収益無形資産は新薬 Z の J 国におけるブランド構築等の販売用無形資産となろう。本設例において新薬 Z は全世界に販売されていることから、高収益無形資産の相対的価値を、第 5 期までに P 社及び S 社により高収益無形資産の開発等を行うために支出された費用を資産化した額が第 5 期における新薬 Z の売上高に占める割合に基づき算定することとする。

P 社において、第 5 期までに新薬 Z 開発のために支出された研究開発費等を資産化し、推定耐用年数により償却した残額を全世界での第 5 期における新薬 Z の売上高で除した値は 0.2 となり、S 社において、第 5 期までに新薬 Z のブランド構築等のために支出された広告宣伝費等をそれぞれ資産化し、それぞれの推定耐用年数により償却した残額の合計額を J 国での第 5 期における新薬 Z の売上高で除した値は 0.4 となったとする。したがって、新薬 Z 事業に対する P 社の有する高収益無形資産と S 社の有する高収益無形資産の相対的価値は、1 : 2 となる。

以上のことから、第 5 期における P 社から S 社への新薬 Z の製造販売ライセンス供与に係る独立企業間ロイヤルティ額は、110⁽⁷³⁾と算出される。第 5 期における P 社の申告ロイヤルティ額は第 2 節 1 の財務データから 70 であるので、110 との差額 40 が、S 社の第 5 期における IRC482 条に基づく調整額となる。

3 所得相応性基準を適用しない場合の課税関係

第 3 節 3 と同様、所得相応性基準を適用しない場合は、ロイヤルティ契約締結時点において、ロイヤルティ料率が独立企業間レートであるか否かの検討を行う必要があるのみで、第 5 期において、個別に、上記 2 のような定期

(72) $400 - 70 = 330$ 。

(73) $330 \div 3 = 110$ 。

的調整の例外に該当するか否かの検討及び残余利益分割法に基づく検証を行う必要はない。また、もし仮に、所得相応性基準を適用した場合のように、第5期において残余利益分割法に基づく検証を行うことができる場合であっても、その算定は、ロイヤルティ契約締結時点で知り得た情報又は合理的に予見し得た情報に基づく必要がある。

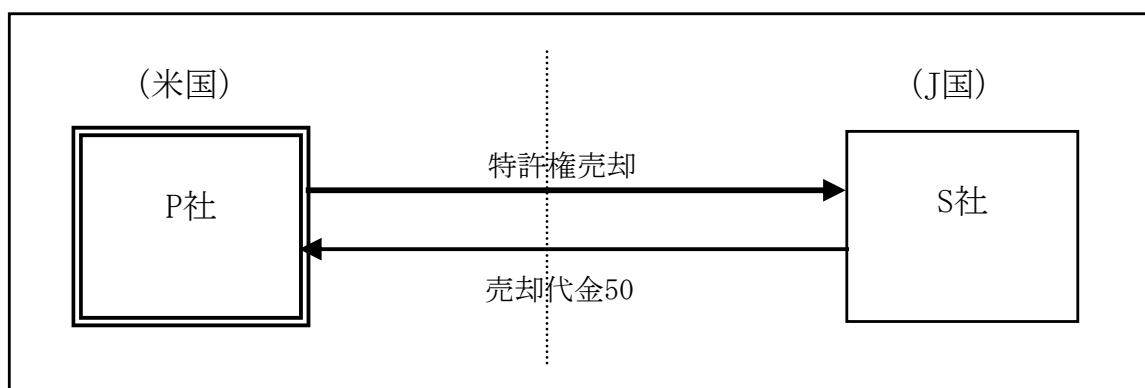
4 所得相応性基準の有無における課税関係の相違

第3節4で見てきたように、ロイヤルティ契約締結後の課税年度においては、所得相応性基準を適用した場合に、定期的調整が行われることあるため、所得相応性基準の有無により、第5期の課税関係は、大きく相違する可能性がある。また、所得相応性基準を適用しない場合において、仮に第5期で残余利益分割法が利用できたとしても、残余利益分割法で使用するデータが上記3で見たように、所得相応性基準の有無により異なるので、課税関係にも差異が生じることとなる。

第7節 無形資産の売却取引－契約締結課税年度における売却対価に対する所得相応性基準の適用－

1 事実関係

図2-2 無形資産の売却取引



S社は、P社のJ国における国外関連者である。P社は、S社に対し、P社が所有している新薬Zの製造特許権を50で売却した。

このような事実関係の下、この節では、当該特許権売買契約締結時を含む課税年度における特許権売却対価50に対するIRC482条に基づく調整の必要性について、所得相応性基準を適用した場合及び所得相応性基準を適用しない場合における検討を行い、所得相応性基準の適用の有無による課税関係の相違について明らかにする。

2 所得相応性基準を適用した場合の課税関係

無形資産が売却された場合には、まず、売却対価50が独立企業間対価であるか否かの検討を行う必要がある。無形資産の移転に係る対価の算定方法として、CUT法、CPM、PSM及びその他特定されていない方法が規定されているが、無形資産売却に係る独立企業間対価の算定において、CPM及びPSMなどの利益ベース法は、利用することが困難であることから、適用されることはないと考えられる⁽⁷⁴⁾。また、高収益無形資産の売却において比較対象取引を見つけ出すことが非常に困難であることを考えると、CUT法が適用できる場合もほとんどないものと思われる。したがって、本設例の場合のような無形資産の売却に係る独立企業間対価の多くは、その他の特定されていない方法により算定することとなると考えられる。

しかし、財務省規則等において、その他の特定されていない方法における具体的算定方法は明らかにされていない。ただし、次の理由により、本設例

(74) 利益ベース法は、無形資産移転後の実際の利益により独立企業間価格を算定するために考え出された方法であり、無形資産の売却に係る独立企業間対価のように、無形資産の売却時点で売却対価の検討を行う場合には、無形資産の売却時点で知り得た情報、又は、合理的に予見し得た情報に基づいて独立企業間価格を算定する必要があるため、利益ベース法の利用は困難であると考えられる。また、無形資産の売却においては、無形資産の売却以後における定期的調整の検討を行う場合に、利益ベース法は有効な方法として利用できるため、あえて、売却対価の独立企業間対価を算定する時に、利益ベース法を利用する必要はないと思われる。

のように無形資産の売却に係る独立企業間対価を算定する場合、P社がS社に新薬Zの特許権を売却するのではなく、その特許権の使用権供与を行っていたらP社が得るであろう利益に基づき算定するような方法等⁽⁷⁵⁾が考えられるものと思われる。

- ① 無形資産の売却取引においても、その対価は、無形資産に帰すべき所得と相応するものでなければならないこと
- ② その他の特定されていない方法は、関連者が関連者間取引に代えて現実に代替できたものを選択した場合に実現されたであろう価格、又は、利益に関する情報を提供すべき旨、財務省規則で規定されていること⁽⁷⁶⁾

3 所得相応性基準を適用しない場合の課税関係

上記2で見たように、財務省規則は、無形資産が売却される場合で、売却対価が独立企業間対価であるか否かを検討する場合の詳細な規定を設けていない。無形資産の売却取引については、次節で検討するように、取引後の各課税年度において、売却対価をいかにロイヤルティ契約と同様に定期的調整を行うかという点に重点が置かれている。その理由は、売却時点での無形資産の評価は非常に困難であるが、各課税年度において適正な調整が可能であるならば、事後的に売却対価の補正が可能となるからであると思われる。このように、本設例の場合、所得相応性基準を適用した場合の特別な方法というものはなく、所得相応性基準を適用しない場合においても、上記2と同様な方法により検討することとなると思われる。

4 所得相応性基準の有無における課税関係の相違

上記3のとおり、本設例において、所得相応性基準の有無における課税関

(75) 当該方法として、第3章第3節で取り上げたNestle事件において、いろいろな評価方法が挙げられている。具体的評価方法の例については、第3章第3節表3-7参照。

(76) Reg. 1.482-4(d)(1).

係の相違はほとんど発生しないものと思われる。強いて相違が発生する状況を想定すると、所得相応性基準を適用した方が、無形資産の売却対価を算定する方法として、より売却された無形資産が将来稼得するであろう利益を重視した方法が採用される可能性が高いという点であると考えられる。

第8節 無形資産の売却取引—契約締結以後の課税年度における所得相応性基準の適用—

1 事実関係

第7節の事実関係と同様である。そのような事実関係の下、この節では、新薬Zの製造特許権売買契約締結以後の各課税年度における特許権売却対価50に対するIRC482条に基づく調整の必要性について、所得相応性基準を適用した場合及び所得相応性基準を適用しない場合における検討を行い、所得相応性基準の適用の有無による課税関係の相違について明らかにする。

2 所得相応性基準を適用した場合の課税関係

無形資産が売却された場合には、第7節で見てきたように、無形資産の売買契約締結時を含む課税年度に売却対価50が独立企業間対価であるか否かを検討する他、売買契約締結以後の各課税年度でIRC482条に基づく調整が必要か否かについて検討する必要がある⁽⁷⁷⁾。

具体的には、無形資産の売却対価は、一課税期間におけるロイヤルティと等価の対価（以下「みなしロイヤルティ額」という）が、独立企業間のロイヤルティ額と等しい場合には、その課税期間の所得に相応するものとされる。一課税期間におけるみなしロイヤルティ額とは、無形資産の売却時点における無形資産の譲受者の売上見込額を考慮して、当該無形資産が有用である期間全体で一括払いの売却対価をロイヤルティの前払いとして扱うことにより

(77) Reg. 1.482-4(f)(5)(i).

決定される金額であると規定されている⁽⁷⁸⁾。したがって、みなしロイヤルティ額は、無形資産の有用期間、適切な割引率及び無形資産の有用期間における売上見込額に基づいて現在価値計算を行うことにより決定される。

そこで、本設例における新薬 Z の製造特許権の有用期間を 5 年、適正な割引率を 10%、特許権売却時における新薬 Z の将来 5 年間の売上見込額を次表 2-7 のとおりであったとし、以下、所得相応性基準を適用した場合における本設例の課税関係を検討する。

表 2-7 特許権売却時における新薬 Z の 5 年間の売上見込額

年度	売上見込額
第 1 期	250
第 2 期	260
第 3 期	270
第 4 期	270
第 5 期	275

この情報に基づき、新薬 Z の売上見込額の現在価値を計算し、次に当該現在価値で売却対価 50 を除すことでロイヤルティと等価のレートを計算すると、それぞれ次のとおり計算される。

(売上見込額の現在価値)

$$\frac{250}{(1+0.1)} + \frac{260}{(1+0.1)^2} + \frac{270}{(1+0.1)^3} + \frac{270}{(1+0.1)^4} + \frac{275}{(1+0.1)^5} \doteq 1,000$$

(ロイヤルティと等価のレート)

$$50 \div 1,000 = 0.05$$

したがって、将来 5 年間ににおける各課税年度のみなしロイヤルティ額は、

(78) Id.

上記各課税年度の売上見込額にロイヤルティと等価のレート5%を乗じて、次表2-8のとおり計算される。

表2-8 5年間に於ける各期のみなしロイヤルティ額

年度	みなしロイヤルティ額
第1期	12.5
第2期	13.0
第3期	13.5
第4期	13.5
第5期	13.75

このように計算された各課税年度のみなしロイヤルティ額が、各課税年度においてCPM、PSM等により求められた独立企業間ロイヤルティ額と比較され、それらが等しくない課税年度においてロイヤルティ額の調整が必要となる。この調整は、無形資産売却日の属する課税年度における更正等の期間制限に関係なく、また、過年度においてみなしロイヤルティ額が独立企業間対価として適正であったか否かに関わらず行われうる。

3 所得相応性基準を適用しない場合の課税関係

所得相応性基準を適用しない場合には、前述したように取引時点で課税関係を検討しなければならない。すなわち、本設例のような無形資産の売却取引においては、P社からS社へ新薬Zに係る製造特許権が売却された時点でのみ課税関係を考えることとなる。したがって、上記2のように、特許権売却以後において課税関係は発生しない。所得相応性基準を適用しない場合における無形資産の売却取引は、売却時点において売却対価を検討することをもって終了することとなる。

4 所得相応性基準の有無における課税関係の相違

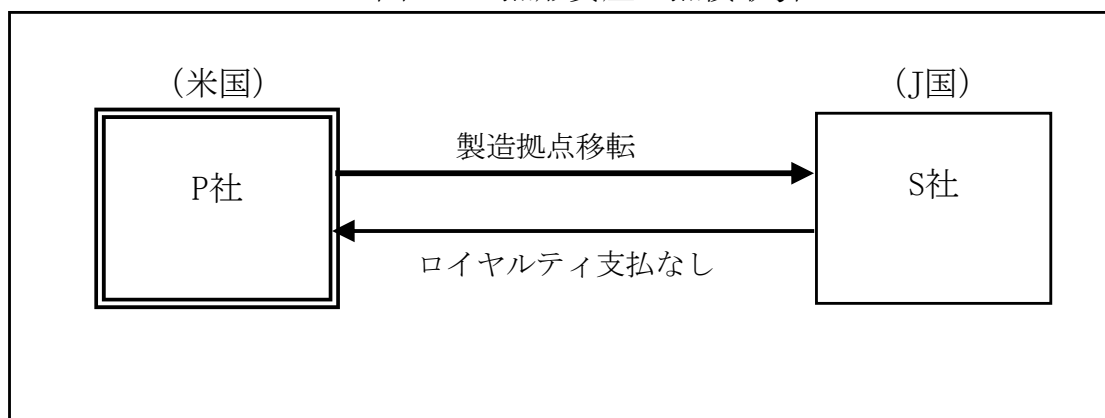
上記2及び3で検討したように、無形資産の売却以後における課税関係は

大きく相違する。これは、無形資産の売却取引に対する所得相応性基準の適用が、売却取引をロイヤルティ取引に置き換えて課税関係を検討するという方法により行われるためである。また、無形資産の売却取引においては、所得相応性基準の有無により、課税上の時効についても、課税関係の相違が発生する。つまり、所得相応性基準を適用する場合には、無形資産の売却以後の課税年度において調整が可能となるため、課税上の時効の問題をかなり解決できるが、所得相応性基準を適用しない場合には、無形資産の売却時を含む課税年度においてのみしか調整ができないため、調査時期により課税上の時効という問題が発生する可能性がある。このように、所得相応性基準は、無形資産の売却を含む譲渡取引の課税関係を検討する場合において、その本質が最も現れていると思われる。そのため、所得相応性基準の有無による課税関係の相違は、本設例のような無形資産の売却を含む譲渡取引の場合に、一番大きくなるものと考えられる。

第9節 無形資産が無償で移転されている場合における所得相応性基準の適用

1 事実関係

図 2-3 無形資産の無償取引



S社は、J国での薬品Zの製造販売を行うためにP社によりJ国に設立され

た法人で、P社の国外関連者である。P社は、以前薬品Zを米国で製造し、J国における第三者の販売代理店に輸出していたが、J国市場で販売する薬品Zについて、J国で関連者により製造及び販売するという戦略に基づき製造拠点が移転されている。製造拠点の移転にあたり、P社が米国で培った薬品Zの製造ノウハウがS社に移転していると考えられるが、P社はS社から当該製造ノウハウに係る対価を受け取っていない。

このような事実関係の下、P社がS社から何ら対価を受け取っていないことに対するIRC482条に基づく調整の必要性について、所得相応性基準を適用した場合及び所得相応性基準を適用しない場合における検討を行い、所得相応性基準の適用の有無による課税関係の相違について明らかにする。

2 所得相応性基準を適用した場合の課税関係

本設例では、薬品Zの製造拠点移転に伴い移転していると想定される薬品Zの製造ノウハウに対して対価の授受がないため、当該製造ノウハウの独立企業間対価は、ロイヤルティという支払方法によるものとして検討することとなる⁽⁷⁹⁾。このように無形資産の無償取引を、ロイヤルティ取引と同様に取り扱うところに、無償取引における所得相応性基準の特徴がある。

次に、独立企業間価格算定方法であるが、本設例は、対価の収受がされていないため、P社において製造ノウハウの移転という意識はなく、無意識のうちに移転されていることも考えられる。したがって、本設例において、比較可能な非関連者間取引を探し出すのは困難で、CUT法は利用できないであろう。一方、S社は、薬品ZのJ国での製造販売のために新設された法人であるため、比較的通常の製造及び販売活動に従事していることから、S社と

(79) Reg. 1.482-4(f)(1). 厳密にロイヤルティという支払方法とされるには、譲渡者とその無形資産の実質的な権利を留保していることが条件となるが、関連者間で無償により無形資産が移転している場合、当該無形資産は譲渡者でも引き続き利用されている場合がほとんどで、無形資産の実質的な権利が譲受者に移転しているケースは稀であると思われる。

類似の製造販売活動を行う非関連者は存在していると考えられるため、本設例に S 社を検証対象者とした CPM を適用することは可能となろう。したがって、本設例において、CPM が独立企業間実績値の最も信頼できる尺度を提供する方法であると認められる。CPM における独立企業間価格の算定は、上記第 5 節 2 で記述した課税関係のとおり行われるが、本設例においては、無形資産の移転が無償で行われているため、算定された独立企業間価格の額がそのまま調整額となる。また、その調整については、製造ノウハウが移転したと考えられる生産拠点移転時点から調査日現在に至るすべての課税年度末における状況に基づき、各課税年度毎に検討される。

3 所得相応性基準を適用しない場合の課税関係

所得相応性基準を適用しない場合には、まず、無償取引が、どのような無形資産の取引形態となるかについて認定する必要がある。次に認定した取引形態に基づき課税関係を検討することとなるが、これまで見てきたように検討時点は取引時点となるため、本設例においては、製造ノウハウが移転したと考えられる生産拠点移転時点での S 社の予想利益等に基づき、P 社が受け取るべき独立企業間対価を算定することとなる。

4 所得相応性基準の有無における課税関係の相違

上記 2 及び 3 で検討したように、所得相応性基準の有無により、無償取引をどのような取引形態と認定するかという点と課税関係を検討する時点をいつとするかという点において相違が見られる。所得相応性基準を適用した場合、無償取引は原則ロイヤルティ取引と同様に取り扱われるが、同基準を適用しない場合には、個別取引毎に取引形態を事実認定する必要がある。また、所得相応性基準を適用した場合、各課税年度末で課税関係を検討するため、実際の利益等に基づき無償取引に対する独立企業間対価を算定することとなるが、同基準を適用しない場合には、無形資産が移転したと考えられる時点での検討となるため、その時点において合理的に考えられる予想利益に基づき

独立企業間対価を算定することとなる。このように、無償取引においても、所得相応性基準の有無により、課税関係に差異が生じるものと思われる。

第10節 小括

本章では、無形資産の典型的な取引形態に対して、所得相応性基準が適用される場合と適用されない場合の相違点を明らかにすることにより、取引形態別に所得相応性基準の具体的適用法とその特徴について見てきたが、当該取引形態別適用方法及び特徴をまとめると次表 2-9 のとおりである。

表 2-9 無形資産取引形態別適用方法と特徴

	適用方法	特徴
ロイヤルティ取引	各課税年度におけるロイヤルティ額を調整対象とし、当該ロイヤルティ額と各課税年度において利益ベース法により計算された無形資産に帰属する利益との差額が調整額となる。	ロイヤルティ契約期間中の各課税年度で、個別に定期的調整の必要性について検討する。
売却取引	売却対価を基に計算された各課税年度におけるみなしロイヤルティ額を調整対象とし、当該みなしロイヤルティ額と各課税年度において利益ベース法により計算された無形資産に帰属する利益との差額が調整額となる。	売却取引を実質ロイヤルティ取引とみなし、取引後の各課税年度におけるみなしロイヤルティ額を計算することで定期的調整が可能となっている。
無償取引	無償取引をロイヤルティ取引と同様に取り扱い、各課税年度において利益ベース法により計算された無形資産に帰属する利益がそのまま調整額となる。	原則無償取引をロイヤルティ取引と同様に取り扱うことで定期的調整が可能となっている。

表 2-9 のように、無形資産取引形態別に所得相応性基準は異なって適用されるのであるが、この相違は、無形資産のすべての取引形態に定期的調整を要求するためにもたらされているといえる。そのため、所得相応性基準は、ロイヤルティ取引以外の無形資産取引を実質ロイヤルティ取引に置き換えることで、定期的調整を適用するという特徴を有している。このように、所得相応性基準

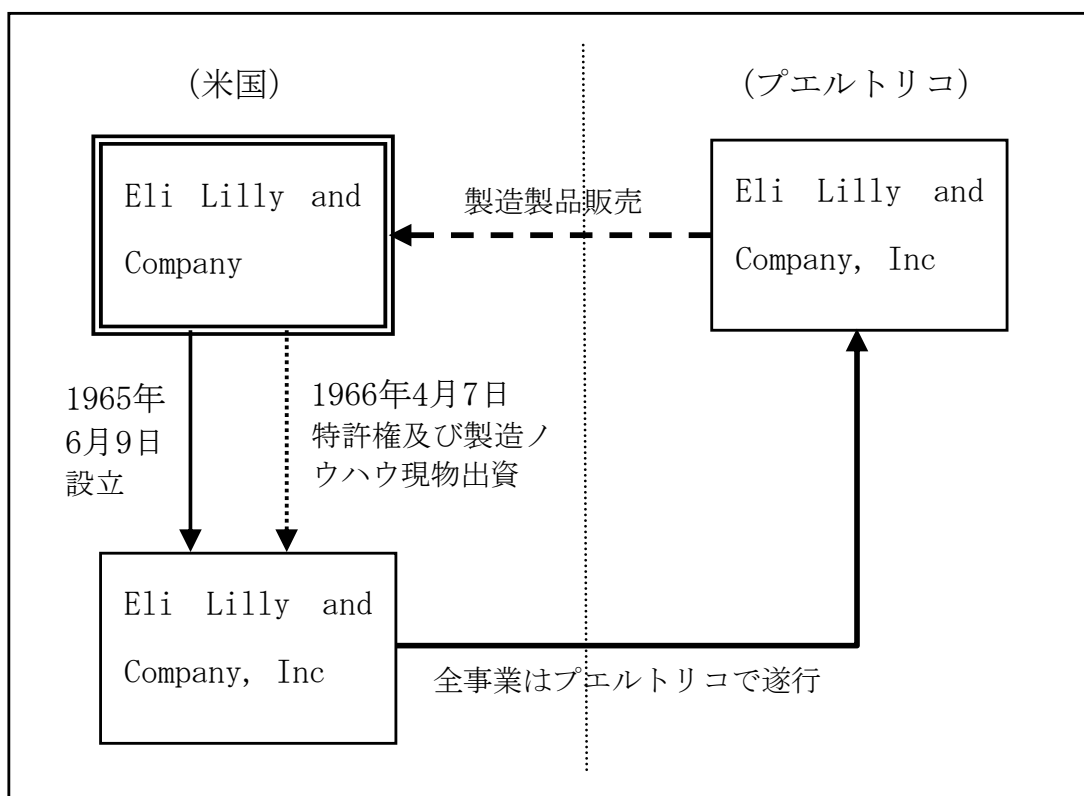
は、納税者の行う無形資産取引形態の決定に対して中立的であり、また、すべての無形資産取引に対し将来の成功による利益を確実に無形資産開発者に帰属させることを可能にしている。

第3章 所得相応性基準をめぐる判例分析

第1節 Eli Lilly 事件（現物出資取引）

1 事件の概要

図 3-1 Eli Lilly 事件概要図



本事件は、無形資産の現物出資取引に関する事件であり、第2章の適用例のうち、第8節と関連する事件である。

医薬品の製造販売業者である Eli Lilly and Company（以下「Lilly」という。）は、1965年6月9日に、米国インディアナ州に Eli Lilly and Company, Inc（以下「Lilly P.R」という。）を設立したが、その全事業は、最初からプエルトリコで行われていた⁽⁸⁰⁾。Lillyは、その後1966年4月7日付で、Lilly

(80) Eli Lilly and Co v. CIR, 84 T.C. 996, p. 1004 (1985). 全事業がプエルトリコで行われたのは、プエルトリコで発生した所得は米国の所得とされないという当

が開発した鎮痛剤である Darvon 及び Darvon-N の製造に関する特許権及びノウハウを、当時の IRC351 条を適用してキャピタルゲイン・ロスが発生しない現物出資により Lilly P.R に移転した⁽⁸¹⁾。Lilly P.R は、Lilly より移転された無形資産を利用し、プエルトリコで Darvon 及び Darvon-N の製造を行い、また、Lilly は、Lilly P.R から当該薬品を購入し米国で販売していた⁽⁸²⁾。

このような事実関係の下、IRS は、Lilly P.R は契約製造会社であり、製造用無形資産の所有権を有しないとして、製造用無形資産に帰属する所得を Lilly に配分するという更正を行った⁽⁸³⁾。本事件の対象年度の中心は 1971 年、1972 年であり、その争点は、Lilly P.R が製造用無形資産の所有者であるかということと、Lilly が Lilly P.R から購入した薬品の仕入価格が、各当事者が有する無形資産に帰属する所得を反映した独立企業間価格であるかということであった。

2 租税裁判所判決の内容

租税裁判所は、まず、Lilly による Lilly P.R への製造用無形資産の移転を無視しないと判断する⁽⁸⁴⁾一方で、次の理由により対象年度において Lilly から Lilly P.R に対し IRC482 条に基づく調整が必要となる所得の歪みが生じていることを認めた⁽⁸⁵⁾。

- ① 本事件において、IRC482 条に基づく規則に規定する独立企業間対価が支払われることなく無形資産が移転されている。
- ② 医薬業界においては莫大な研究開発費が支出されるが、当該支出は、わずかな成功した製品からもたらされる。
- ③ Lilly が、Lilly P.R から購入した薬品の仕入価格は、現在の研究開発費

時の IRC931 条を利用するなどの理由があった。

(81) Id. pp. 1028-1033.

(82) Id. p. 1108.

(83) Id.

(84) Id. p. 1129.

(85) Id. pp. 1129-1130.

の必要とされる部分をまかなうのに十分な利益ではない。

- ④ 仮に、Lilly が、本事件のように独立企業間対価を収受せず、非関連者と無形資産取引を行うならば、無形資産の譲受者である非関連者からの仕入価格をより低くすることで、より多くの利益を実現するであろう。

次に、租税裁判所は、Lilly P. R による Lilly に対する Darvon 及び Darvon-N の販売に係る独立企業間価格について、Lilly 及び IRS の主張や双方より裁判において提出された資料を基に分析を行った。Lilly 及び IRS 双方の主張、その主張等を基にした租税裁判所の判断についてまとめると、次頁表 3-1 のとおりである⁽⁸⁶⁾。

このように、本事件は、Lilly が、Lilly P. R から購入した薬品の仕入価格の是非というより、Darvon 及び Darvon-N の製造販売活動から生じる所得を、各当事者が有する高収益無形資産にどのように配分するかという無形資産の評価が問題とされた事件であった。無形資産の評価の問題は、低廉で現物出資された製造用無形資産の問題と製造用無形資産及び販売用無形資産の相対的価値比率の問題という二つに分かれる。前者の問題について、具体的な算定方法や金額は明らかにされていないが、租税裁判所は、前述したように医薬業界の特殊性を考慮し、次頁表 3-1 における裁判所の判断の③中で、低廉な出資対価の調整を行っていると思われる。また、後者の問題について、これも具体的な算定方法は明らかにされていないが、租税裁判所は、次頁表 3-1 における裁判所の判断④により、販売用無形資産と製造用無形資産の相対的価値比率を 55 : 45 と判示している。

(86) 残余利益の分割率に関する租税裁判所の判断については、Id. pp. 1163-1167。その他については、Id. pp. 1151-1152。

表 3-1 Darvon 等の独立企業間販売価格に係る Lilly、IRS の主張及び租税裁判所の判断

	Lilly	IRS
独立企業間販売価格	① Lilly は販売費の 25%相当額を販売利益として Lilly P.R から受け取る。 ② Lilly P.R は、プエルトリコにおける製造コスト（営業費用を除く。）の 100%相当額と同地で製造を行うことによるメリット相当分（場所的節約）*を受領する。 ③ ①及び②を控除した残額については、Lilly と Lilly P.R との間で 40 : 60 の比率で配分する。	Lilly P.R が製造コストの 30%相当額の利益と場所節約によるメリットを享受することは認めるが、残りの部分については、全て Lilly に帰属する。
租税裁判所の判断	① Lilly も IRS も認めている場所的節約相当額について Lilly P.R への配分を認める。 ② 次の理由により、Lilly が主張している製造コスト（営業費用を除く。）の 100%相当額の Lilly P.R に対する配分を認める。 <ul style="list-style-type: none"> • IRS は、Lilly P.R に対して製造コストの 30%相当額を配分することについて合理的であることを証明する証拠を提出していない。 • Lilly と IRS の主張にともなう結果は、実質的に同額となる。 ③ Lilly は、販売費の 25%相当額を販売利益として Lilly へ配分するとしているが、この額は Lilly の広範な販売活動や実際の Darvon 及び Darvon-N の純売上額を考慮すると明らかに低額であるので、その額を販売費の 100%相当額とする。 ④ Lilly は、残余利益の Lilly P.R と Lilly における配分比率 60 : 40 の根拠として、特許権の価値が Darvon 及び Darvon-N という商標権の価値より高いことを挙げているが、Lilly ののれんや Lilly という名称、特許権の有効期限が 2 年と短いことを考慮していない。これらを考慮したところで、Lilly P.R の有する製造に関する無形資産と Lilly の有する販売に関する無形資産の貢献価値の配分比率を 55 : 45 とする。	

*安い労働費用や税金免除の恩典など、米国でなくプエルトリコで事業を行うことによるコスト削減額。

IRS は、製造用無形資産に帰属する利益も Lilly に配分されると主張していたことから、この租税裁判所の判決を不服として控訴した。しかし、控訴審において、第 7 巡回裁判所は、Lilly により継続されている研究開発に係る費用の一部を Lilly P.R がまかなわなければならないという点以外は租税裁判所の判決を支持し、当該研究開発費をまかなうための Lilly への配分を

行わないところで、再計算するよう判示した⁽⁸⁷⁾。この研究開発費に関する Lilly への配分は、前述したように製造用無形資産が低廉で現物出資されたことによる対価の調整と考えられる部分であり、その配分さえも否定されたということは、IRS の主張が、控訴審において全く受け入れられなかったことを意味していると考えられる。

3 本事件に対する所得相応性基準の適用

本事件において、最大のポイントとなるのは、製造用無形資産に帰属する所得を Lilly、Lilly P.R のどちらに配分するのかという点であると考えられる。IRS は、上述したように Lilly P.R を契約製造会社と認定し、製造用無形資産の所有権を有するのは Lilly であるため、製造用無形資産に帰属する所得も Lilly に配分するという更正を行った。しかし、租税裁判所の判決が、Lilly P.R に製造用無形資産に帰属する所得を配分すべきであるというものであったこと、また、租税裁判所では認められていた低廉でなされた現物出資の対価の調整も控訴審では否認されたことから、IRS の望む所得配分が全くできなかった事件であると考えられる。この事件が所得相応性基準導入のきっかけとなった事件の一つと言われているが、以下、本事件に所得相応性基準を適用するとどのような結果となるか見ていくこととする。

第1章第5節で見てきたように、現物出資も所得相応性基準による定期的調整の対象となる。現物出資は、一括支払による無形資産の移転であるため、定期的調整は、第2章第8節で記載した売却における一括支払の場合と同様に行われることとなる。すなわち、現物出資額は、出資した無形資産が有用である期間全体におけるロイヤルティの前払いとして取り扱われ、その現物出資額を基に、無形資産の現物出資以後の各課税年度のみなしロイヤルティ額が計算される。そして、当該のみなしロイヤルティ額が各課税年度で算定された独立企業間対価と比較されることとなる。本事件では、現物出資による

(87) *Eli Lilly and Co v. CIR*, 856 F. 2d 855, pp. 871-872 (1987).

キャピタルゲインを認識しない法律を適用して現物出資が行われているため、租税裁判所において、現物出資額の適否については争われていないが、前述したように、租税裁判所は、現物出資額が独立企業間価格以下であったことを明らかにしていることから、その額は少額であったと思われる。したがって、現物出資された無形資産の有用年数を見積り、各課税年度のみなしロイヤルティ額を計算したとしても、その額は、また、少額となるものと考えられる。一方、各課税年度の独立企業間対価については、Lilly P.R が、Lilly により鎮痛剤 Darvon 及び Darvon-N を製造するために設立された法人であり、また、設立後間もないこともあり、Lilly P.R は、移転を受けた無形資産以外の高収益無形資産を保有しておらず、通常の製造機能を果たしている法人であると思われるため、Lilly P.R を検証対象者とした CPM が利用できると思われる。1 章、2 章で見てきたように、CPM によると、Lilly P.R には、プエルトリコにおいて Lilly P.R と類似の製造活動に従事する非関連者から得られる営業利益が配賦され、Lilly P.R が申告した営業利益との差額は、Lilly に配賦すべき利益となる。この Lilly に配賦すべき利益は、正に、製造用無形資産に帰属すべき利益である。このように、所得相応性基準を適用すると、無形資産から生じる実際の所得は、無形資産がどこにどのような形式で移転されようと、その無形資産を開発した者に帰属するという結果となる。つまり、所得相応性基準は、IRS が所得相応性基準を導入する前に行っていた契約製造会社の認定をするまでもなく、また、無形資産移転時における無形資産の困難な評価をせずに、IRS の望む結果を導き出せる方法であると考えられる。

4 所得相応性基準の有無による本事件における課税関係の相違

本事件における IRS の課税手法と本事件に対して所得相応性基準を適用した場合の相違は、次頁表 3-2 のようにまとめられる。

表 3-2 本事件における IRS の課税手法と本事件に対して所得相応性基準を適用した場合の相違

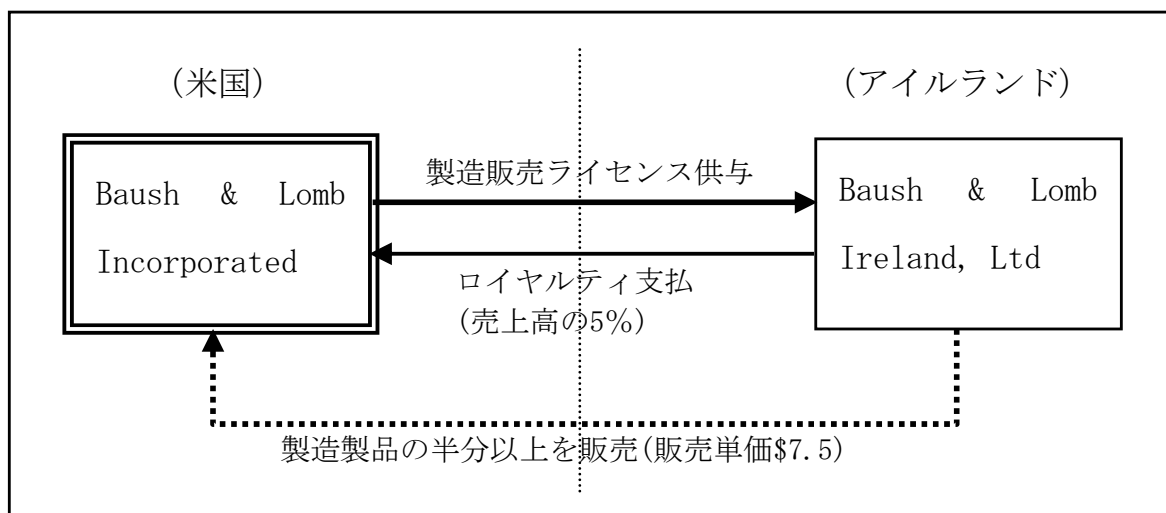
	IRS の課税手法	所得相応性基準を適用した場合
製造用無形資産の所有権	Lilly P.R は、契約製造会社であり、製造用無形資産を有するのは Lilly であると事実認定	無形資産の所有者は、Lilly P.R
Darvon 等の製造販売による利益の配分	Lilly P.R には、製造利益として製造コストの 30% と場所節約によるメリット相当額が配賦され、残余利益を Lilly に配賦	Lilly P.R には、プエルトリコにおいて Lilly P.R と類似の製造販売活動に従事する非関係者から得られる営業利益が配賦され、残余利益を Lilly に配賦

IRS が主張した Lilly P.R に配賦される製造コストの 30% と場所節約によるメリット相当額との合計額は、IRS により、Lilly P.R が通常の製造機能のみを有しているプエルトリコ法人であると認定された上で、そのようなプエルトリコの製造業者に配賦されるべき適正な製造利益に基づき算定されていると考えられる。そのため、その配賦額と所得相応性基準を適用した場合に Lilly P.R に配賦される営業利益とが大きく相違することはないと思われる。つまり、本事件で IRS が Lilly に配賦されるべきであると更正した額と本事件に所得相応性基準を適用した場合に Lilly に配賦される額は、ほとんど同額となると考えられる。このように、所得相応性基準は、裁判で否定された Lilly が製造用無形資産の実質的な所有者であるという事実認定をすることなく、無形資産を開発した Lilly に、無形資産の移転後において製造用無形資産から発生した利益を配賦することを可能とさせるのである。本事件では、IRS の主張は認められなかったことから、所得相応性基準の有無により、本事件の課税関係は大きく異なることとなる。

第2節 Bausch & Lomb 事件（ロイヤルティ取引）

1 事件の概要

図 3-2 Bausch & Lomb 事件概要図



本事件は、無形資産のロイヤルティ取引に関する事件であり、第2章の適用例のうち、第5節と関連する事件である。

ソフトコンタクトレンズ及びその関連製品を製造販売する米国人である Bausch & Lomb Incorporated（以下「B&L」という。）は、ソフトコンタクトレンズの将来における需要増に対応するため、1980年2月1日、アイルランドに子会社 Bausch & Lomb Ireland, Ltd（以下「B&L Ireland」という。）を設立した⁽⁸⁸⁾。また、B&Lは、1981年1月1日に B&L が有するソフトコンタクトレンズの製造販売に関する特許、技術及び商標のロイヤルティ契約を B&L Ireland と締結した⁽⁸⁹⁾。当該ロイヤルティ契約にともない B&L は、B&L Ireland よりソフトコンタクトレンズ売上高の5%をロイヤルティとして受け取ると

(88) Bausch & Lomb Incorporated v. CIR, 92 T.C. 525, pp. 529-530 (1989). B&L Ireland は、B&L の 100%子会社であるスイス法人 Applied Research Laboratories S.A. の 100%子会社であるアイルランド法人 Bausch & Lomb Waterford, Ltd. の 100%子会社として設立された。

(89) Id. pp. 563-564.

ともに、B&L Ireland が製造したソフトコンタクトレンズの半分以上⁽⁹⁰⁾を 1 組 7.5 ドルで購入している。

このような状況において、IRS は、B&L Ireland が契約製造会社であり、B&L Ireland による無形資産の使用に対する独立企業間対価を反映するために、本事件におけるソフトコンタクトレンズ購入取引とロイヤルティ取引は、別々に考えるのではなく一緒に考慮すべきであると判断し⁽⁹¹⁾、B&L Ireland の行う製造活動に対する適正な税引前利益は売上高の 20%であると決定し更正を行った⁽⁹²⁾。

この事件は、主として、1981 年及び 1982 年において B&L が有する無形資産を B&L Ireland が使用することにもなう所得の配分が独立企業原則に則ってなされているかについて争われた事件である。以下、無形資産の評価に関係のあるロイヤルティレートの内容を中心に見ていく。

2 租税裁判所判決の内容

ロイヤルティレート以外について、租税裁判所は次のとおり判示している。

- ① B&L Ireland は、B&L より、ソフトコンタクトレンズの需要予想が満たされない時における製品在庫の買取保証や販売単価保証を受けていないことから契約製造会社とは言えず、さらに、本事件におけるソフトコンタクトレンズ購入取引とロイヤルティ取引は、相互依存していないため、両取引を別々に検討する必要がある⁽⁹³⁾。
- ② ソフトコンタクトレンズ購入取引における販売単価については、B&L により提出された非関連者取引により、7.5 ドルが独立企業間価格と認められる⁽⁹⁴⁾。

(90) 1981 年及び 1982 年における B&L Ireland の総販売高に占める B&L の購入割合は、それぞれ 61%、56%であった (Id. p. 573.)。

(91) Id. p. 583.

(92) Id. p. 580.

(93) Id. p. 584.

(94) Id. pp. 589-590.

次にロイヤルティレートについて、租税裁判所は、B&L から提出された資料から本事件のロイヤルティ契約と十分に類似する比較対象取引は見当たらないとしたうえで、当該無形資産を利用するために B&L Ireland において必要となる設備投資額や事業開始費用及び当該事業より実現するであろう予想収益⁽⁹⁵⁾を基に、次の手順に従い独立企業間ロイヤルティレートの算定を行った。

(1) 予想収益の決定

予想収益とは、ロイヤルティ契約の当事者がロイヤルティレートを決定するためのもので、ライセンサーとランセンシーの間で分割を行うにあたり対象となる利益であるとしている⁽⁹⁶⁾。そして、租税裁判所は、B&L により B&L Ireland 設立前にアイルランド産業開発庁⁽⁹⁷⁾ (Industrial Development Authority of the Republic of Ireland) に提出された資料や B&L が事前にアイルランドにおけるソフトコンタクトレンズ製造事業の実行可能性について検討するために準備していた各種資料である特定支出申請書を参考に⁽⁹⁸⁾、それらに一定の調整⁽⁹⁹⁾を加え、次頁表 3-3 のように予想利益を 44,320 千ドルと決定した⁽¹⁰⁰⁾。

(95) これらは、すべて当時の規則で、比較対象取引が見つからない時に考慮すべき要因として挙げられていたものである。考慮すべき要因の詳細については、前掲注 10 参照。

(96) See supra note 88, p. 603.

(97) 産業開発庁は、アイルランドにおける産業開発を促進するため、アイルランドにおいて事業を行おうとする外国企業に各種優遇措置を与える機関である (Id. pp. 589-590.)。

(98) Id. p. 601.

(99) 次の二つの調整を行っている (Id. pp. 602-603.)。

①1986 年以降の需要の減退を見積り、売上高を減額

②1983 年以降の競合製品の出現を予想し、販売価格を減額

(100) Id. p. 604.

表3-3 租税裁判所により決定された予想売上高及び予想利益 (単位：千ドル)

	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	合計
予想売上高	—	7,500	15,750	20,150	19,200	17,738	12,900	8,708	5,160	2,258	109,364
予想利益*	△1,231	2,554	6,415	8,119	8,800	9,693	6,167	3,287	1,053	△537	44,320

*ロイヤルティ控除前の営業利益

(2) 分割率及びロイヤルティレートの決定

租税裁判所は、分割率の決定にあたり、独立企業であったならば B&L の有する無形資産を利用してソフトコンタクトレンズ製造事業を行うことにもなうリスクを考慮してもなお事業を行おうとする利益水準を検討することに焦点をあてた⁽¹⁰¹⁾。

まず、租税裁判所は、利益水準の検討において IRS と B&L のそれぞれから提出された専門家の分析書について、次頁表 3-4 のように採用しない旨、判示した⁽¹⁰²⁾。そして、租税裁判所は、B&L の有する無形資産の利用に係る対価として、予想利益の約 50%を払っても、B&L Ireland は、ソフトコンタクトレンズ事業に投資するであろうと判断し、そのロイヤルティレートは売上高の 20%⁽¹⁰³⁾であると判示した⁽¹⁰⁴⁾。

(101) Id. p. 602.

(102) B&L の専門家の分析書の内容及びそれを採用しない理由については、Id. pp. 607-610。IRS の専門家の分析書の内容及びそれを採用しない理由については、Id. pp. 605-607。

(103) ロイヤルティレート 20%は、予想収益の合計額 44,320 千ドルの約 50%となる売上高に対するロイヤルティレートを計算することで求められている。

(104) See supra note 88, p. 611.

表 3-4 分割率等に係る B&L、IRS の主張及び租税裁判所の判断

	IRS	B&L
分割率等	Chandler 及び Bradford の分析書を提出。そのロイヤルティレートは最低でも 58%であった。	Arons 及び Plotkin の分析書によると、ロイヤルティレートは 1981 年は 12.81%、1982 年は 11.01%であった。また、Plotkin は、経験から一般的にロイヤルティ控除前の営業利益は、ライセンサーとライセンシーの間で 25 : 75 で分割されると証言した。
租税裁判所の判断	予想売上高に 58%を乗じ支払ロイヤルティを求め、B&L Ireland のロイヤルティ控除後の営業利益を計算すると全ての課税年度においてマイナスとなる。このような高いロイヤルティレートは明らかに不適切であり、独立企業で無形資産の利用による適正な予想利益が見込めないロイヤルティ契約を締結する者はいないであろう。	もし、ロイヤルティレートが 15%だとして、B&L Ireland のロイヤルティ控除後の営業利益を計算すると投資収益率は 35%となり、当該事業の初期投資額は最初の 3 年で回収される。この率は、B&L Ireland が負っているリスクを考慮すると低すぎる。また、25 : 75 の分割率は、当事者双方が事業に必要なユニークな無形資産を有しているというような標準的な状況においての話で、本事件は、製品の製造販売に必要な技術と販売ネットワークの双方を B&L が有しているので、B&L には 25 以上分割される必要がある。

(3) ロイヤルティレートの検証

租税裁判所は、上記で求めたロイヤルティレート 20%により B&L Ireland のロイヤルティ控除後の営業利益を計算すると、当該事業の初期投資額は最初の 4 年で回収でき、投資収益率は 27%を期待できると述べ、この率のうち、12%はリスクがない事業に対する収益率で、残りの 15%は当該事業に対するリスク相当分であると判断した⁽¹⁰⁵⁾。そして、B&L Ireland に想定されるリスクは、他の製造事業のリスクと比較して少ないことを考慮すると、リスクに対する 15%のプレミアムは適正であると判示した⁽¹⁰⁶⁾。

3 本事件に対する所得相応性基準の適用

本事件において、租税裁判所は、ロイヤルティ契約の目的はライセンサーとライセンシーとの間で使用権供与された無形資産の利用により稼得される所得を分割することであると述べ、ロイヤルティ契約時点における予想利益により B&L の有する無形資産の利用に対する独立企業間対価を算定している。

(105) Id.

(106) Id.

本事件の対象年度は、1981年と1982年であり、1986年税制改正による所得相応性基準導入前であるが、本事件での裁判所による当該独立企業間対価の算定は、ある意味所得相応性基準に従っているとも考えられる。なぜなら、所得相応性基準について、IRC482条は、1章で見てきたように、無形資産の移転に係る所得金額は、その無形資産に帰属すべき所得と相応するものでなければならないと規定しているのみで、所得がいつの時点での所得を意味するのか明らかにしていないため、本事件における租税裁判所のように、ロイヤルティ契約時点で予測できる収益を適正に算定し、その算定された収益から無形資産の利用にともなう独立企業間対価を求めるという方法も、所得に相応していると言えなくもないからである⁽¹⁰⁷⁾。

これに対し IRS は、無形資産の利用にともなう独立企業間対価を、前述したように実際の利益により算定している。その背景には、次の点から予想利益が適切でないので、独立企業であったならば、当事者の申し出により契約終結できる条項に基づき、当初のロイヤルティ契約を破棄し、新しい条件で交渉を行うことを主張するであろうという理由があった⁽¹⁰⁸⁾。

- ① アイルランドの工場設備は、予想において想定していた製造能力より大きいものとなった。
- ② 予想において、アイルランドで製造された製品は、もっぱら外国市場向けを想定していたが、実際は、アメリカ市場向けの製品を最大化するような工場設備が決定された。

このように、租税裁判所と IRS との間に、利益に対する見解の大きな相違があったために、双方の本事件における調整額は、次頁表 3-5 のように大き

(107) 現に、租税裁判所により採用された方法は、所得相応性基準に従っており、当該方法は、1986年税制改正によりカバーされる無形資産取引に対する「良い法律」でもあるべきであると述べている弁護士もいる(国際税務編集部「米国租税裁判所のボシュロム事案における IRS の敗訴 一判決がもたらす移転価格課税理論への打撃一」国際税務9巻6号14頁(1989))。

(108) *Baush & Lomb Inc v. CIR*, 933 F. 2d 1084, p. 1092(2nd Cir. 1990).

な開差が生じることとなった⁽¹⁰⁹⁾。

表 3-5 租税裁判所の決定額及び IRS の更正額
(単位：ドル)

	1981年	1982年
租税裁判所	1,674,000	5,541,000
IRS	2,778,000	19,793,750

IRS は、租税裁判所の判決を不服として、控訴しているが、第 2 巡回裁判所は、租税裁判所がロイヤルティ契約時点で予測できる収益に基づいてロイヤルティレートを算定したことについて誤りを犯していないと判示している⁽¹¹⁰⁾。租税裁判所の公判において、B&L は、申告ロイヤルティ額の誤りを認め、受領すべきであった額は、1981 年、1982 年それぞれ 1,072,522 ドル、3,050,028 ドルであると証言していることからすると、本事件は IRS の全面敗訴と考えられる。以下、このように IRS の全面敗訴と考えられる本事件に所得相応性基準を適用するとどのような結果となるか検討を行うこととする。

前述したように、IRC482 条の規定だけでは、当該判決も支持されうる可能性があり、ここに、所得相応性基準を具体的に実施するために 1993 年暫定規則及び 1994 年最終規則によって、定期的調整、無形資産に帰属する利益を算定する方法である CPM 及び PSM が規定された意味があると考えられる。これら所得相応性基準の具体的実施規定に基づくと、本事件は、まず、定期的調整により、ロイヤルティ契約時点ではなく、各課税年度末時点で、無形資産に帰属する所得を決定することとなる。すなわち、本事件において、IRS が主張したように、契約時における状況のみならず、その後の状況の変化も考慮できることとなる。次に、無形資産に帰属する利益を算定することになるが、本事件において、B&L Ireland は、高収益無形資産を所有しておらず、

(109) 租税裁判所の独立企業間対価については、see supra note 104。IRS の独立企業間対価は、申告ロイヤルティ額に更正額を足した額である。申告ロイヤルティ額については、see supra note 88, p. 574。更正額については、see supra note 88, p. 528。

(110) See supra note 108, pp. 1092-1093.

通常の製造販売機能を果たしていると思われるため、B&L Ireland を検証対象者とした CPM が利用できると考えられる。第 2 章第 5 節で見てきたように、CPM により B&L Ireland には、アイルランドにおいて B&L Ireland と類似の製造販売活動に従事する非関連者から得られる営業利益のみが配賦される。すなわち、B&L Ireland に配賦する利益は、通常の製造販売活動に対する利益のみであり、無形資産に帰属する利益は、すべて B&L に配分されることとなるのである。このように、本事件に、定期的調整と CPM を適用することにより、IRS が本事件で主張してきたロイヤルティ契約以後の状況の変化を反映でき、また、あたかも B&L Ireland を契約製造会社と取り扱ったのと同様の結果を導きだせるものと考えられる。

4 所得相応性基準の有無による本事件における課税関係の相違

本事件における租税裁判所の判断、IRS の主張及び本事件に対して所得相応性基準を適用した場合の課税関係の相違は、次表 3-6 のようにまとめられる。

表 3-6 本事件における裁判所の判断、IRS の主張及び本事件に所得相応性基準を適用した場合の課税関係の相違

	裁判所の判断	IRS の主張	所得相応性基準を適用した場合
検討時点	ロイヤルティ契約締結時点。したがって、契約締結以後の状況を勘案できない。	ロイヤルティ契約締結以後の状況が契約締結時点と大きく変わっていることから、独立企業であったならば契約を破棄し、再交渉するであろうという事実認定を行い、契約締結以後の状況を勘案して検討	各課税年度末。したがって、契約締結以後の状況を勘案できる。
独立企業間対価を算定する上で対象となる利益	ロイヤルティ契約締結時点における適正な予想利益	各課税年度における実際の利益	各課税年度における実際の利益

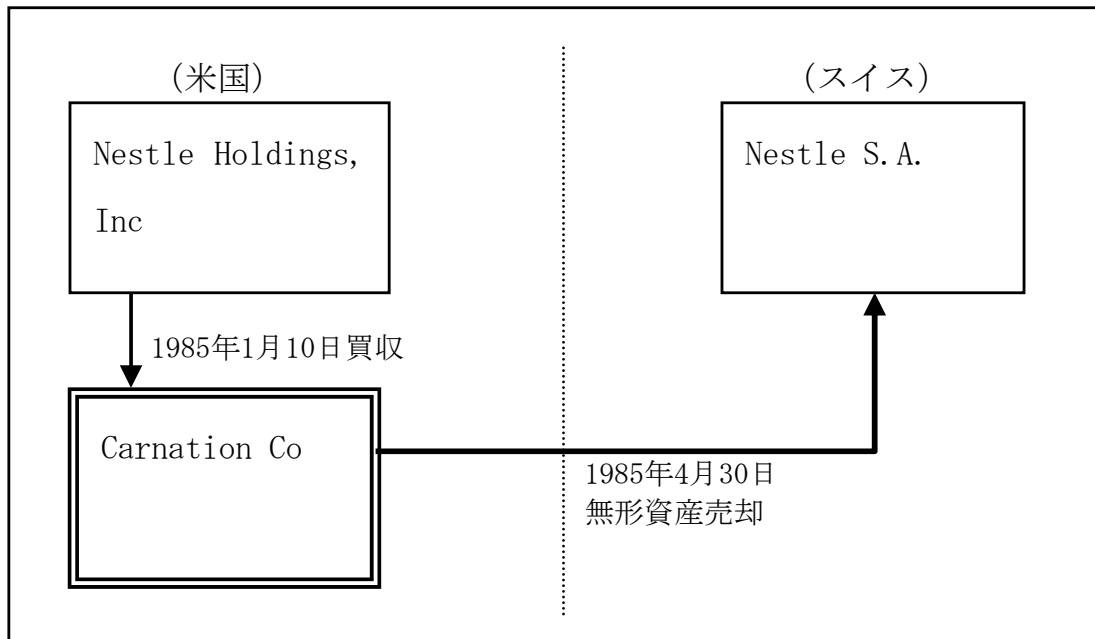
この事件における最大のポイントは、上記 3 で見てきたように、ロイヤル

ティ契約締結時点での予測利益が、その後の状況の変化により大きく変わった場合に、その変化を独立企業間対価の算定に反映させる必要があるか否かということであったと考えられる。上記表 3-6 のとおり、IRS は、この点について、ロイヤルティ契約の契約終結条項を指摘し、独立企業であったなら、本事件の状況変化において、契約を破棄し、再交渉するという事実認定を行い、ロイヤルティ契約締結以後の状況も考慮して、独立企業間対価を算定すべきであると主張した。しかし、この主張は、租税裁判所及び控訴審の両方において認められなかった。このことは、契約以後に発生した状況の変化を独立企業間対価に反映させるために、独立企業であれば取り得る手段を事実認定することが、いかに困難であるかよく現れている事件であると思われる。これに対して、所得相応性基準は、そのような事実認定を要せず、契約以後に発生した変化を考慮した独立企業間対価の算定を可能とさせる。このように、本事件においても、所得相応性基準の有無による課税関係は、大きく相違することとなる。

第3節 Nestle 事件（売却取引）

1 事件の概要

図 3-3 Nestle 事件概要図



本事件は、無形資産の売却取引に関する事件であり、第2章の適用例のうち、第7節と関連する事件である。

この事件は、Nestle Holdings, Inc（以下「Nestle」という）が買収したCarnation Co（以下「Carnation」という）が有する種々の無形資産に係る公正市場価額について争われた事件である。

Nestleは、全世界でのネスレグループによる売上に対するアメリカにおける売上割合を増やすため⁽¹¹¹⁾、アメリカの食品製造販売会社であるCarnationを1985年1月10日付で買収した⁽¹¹²⁾。Carnationの買収にあたり、Nestleは、

(111) T. C. Memo 1995-441 p. 6.

(112) 実際の買収は、NestleによるCarnation株の公開買付け後に、買収を促進するためNestleにより設立されたNHI Sub, IncとCarnationを合併させることで実施されているが、ここでの争点に影響がないため、事実関係を簡略にしている。詳細については、Id. p. 15 参照。

IRC338 条による選択申請⁽¹¹³⁾のため、米国評価協会 (American Appraisal Associates : 以下「AAA」という) に Carnation が有する資産の評価依頼を行った⁽¹¹⁴⁾。AAA により、Carnation が保有する無形資産の公正市場価額は、425,630,700 ドルと評価され、この評価額を基に、Carnation は、貸借対照表に無形資産 435,837,000 ドルを計上した⁽¹¹⁵⁾。一方、Nestle の親会社である Nestle S.A. (以下「NSA」という) の一般的方針として、グループにおけるすべての無形資産の所有を NSA に集中させることとなっているため、Carnation の有する無形資産は、1985 年 4 月 30 日付で AAA により評価された公正市場価額である 425,630,700 ドルにより NSA に売却された。これら一連の取引の結果として、Carnation は、1985 年の納税申告書において、10,206,300 ドルのキャピタルロスを申告した⁽¹¹⁶⁾。

このような状況において、IRS は、Carnation が、IRC338 条の選択により計上すべき無形資産の公正市場価額は、163,556,000 ドルであり、当該無形資産の NSA への売却により、キャピタルロスではなく、262,074,700 ドルのキャピタルゲインが実現しているとして、更正を行った。

このように、本事件は、移転価格に係る事件ではないが、公正市場価額は、独立企業間価格とほとんど同じと考えられ⁽¹¹⁷⁾、種々の無形資産に係る様々な

(113) 当該選択申請を行うことで、Carnation は、買収日にすべての資産を公正市場価額で売却し、翌日に当該すべての資産を購入した新会社として取り扱われることとなる。したがって、この選択により、自己創設無形資産の貸借対照表計上が可能となる。

(114) See supra note 111, pp. pp. 36-37.

(115) Id. pp. 54-55. すべての資産は、第 1 段階として公正市場価額で評価された後、第 2 段階として、買収価格と公正市場価額合計額との差額が各資産に割り振られるため、AAA による評価額との間に差額が発生する。

(116) Id. p. 55.

(117) ゴードン・V・スミス, ラッセル・P・パール (菊池純一監訳) 『知的財産と無形資産の価値評価』57 頁 (中央経済社、1998)。当該書 138 頁において、公正市場価額は、次の状況の下で資産が取引される時の金額であると定義している。

- ① 取引の当事者は金銭で資産を交換する目的で集まる (評価は金銭によってなされる。)
- ② 取引は、購入したいと考える者と販売したいと考える者との間でなされ、両

公正市場価額算定方法が議論されている本事件を分析することは、無形資産の売却対価に係る独立企業間価格算定方法を検討する上で有用であると考えられる。したがって、以下、本事件で売却された商標及び商号、未出願の技術、特許という三種類の無形資産のうち、評価額について争われた商標及び商号、未出願の技術について争点を見ていくこととする。

2 租税裁判所判決の内容

(1) 商標及び商号

Carnation の保有していた商標及び商号は、3,000 以上であった⁽¹¹⁸⁾。これら商標及び商号の全体での公正市場価額として Nestle は、315,000,000 ドルと評価する一方、IRS は、これらの評価額は全体で 146,100,000 ドルであるとの主張を行った。租税裁判所における商標及び商号の評価に係る Nestle と IRS の主張及び裁判所の判断をまとめると次頁表 3-7 のとおりである⁽¹¹⁹⁾。

者は交換する意思を持っている。

- ③ 取引は強制されるものではない。両者とも、相手もしくは状況によって取引を強制されるものではない。
- ④ 両者とも関連する事実についてすべてを熟知している。両者とも、取引されるものの内容、資産の状態、歴史、可能な利用方法、負債などについて十分な知識を有している。
- ⑤ 両者は平等であり、取引は両者にとって公平に行われる。どちらかが、交渉や取引の際に特別に有利な立場に立つわけではない。

また、関連者間で売買された商標の独立企業間価格について争われた事件として、1998 年 DHL 事件(DHL Corp v. CIR, T. C. Memo 1998-461(1998).) があるが、この事件では、公正市場価額を「the price at which the property would change hands between a willing buyer and a willing seller, neither being under any compulsion to buy or to sell and both having reasonable knowledge of relevant facts」と上述の定義とほとんど同様に定義し、公正市場価額と独立企業間価格を同一のものと取り扱っている。

(118) See supra note 111, p. 41.

(119) Id. pp. 104-109.

表 3-7 商標及び商号に係る Nestle、IRS の評価方法及び租税裁判所の判断

	Nestle				IRS
評価方法	利益分割法 (Profit-Split Method)	販売価格差額法 (Selling-Price-Differential Method)	計量的手法 (Econometric Method)	免除ロイヤルティ法 (Relief-from-Royalty Method)	免除ロイヤルティ法 (Relief-from-Royalty Method)
評価方法の内容	<p>商標や商号の使用に対して、仮想のライセンサーが仮想のライセンサーに税引後利益から支払うであろう割合に基づいた方法。この方法は、商標及び商号の使用により税引後利益が増加するであろうという理由により、ライセンサーは、ライセンサーに税引後利益からの一定割合をロイヤルティとして支払おうとすることを前提としている。分割率は、最近の判例等により計算。</p>	<p>ノンブランド製品を超え、商標及び商号に帰属する価格超過差額を決定し、そのプレミアム価格を仮想のライセンサーとライセンサーで分割する方法。分割率は、最近の判例等により計算。</p>	<p>計量的手法を使って、純売上高に対する商標の経済的価値の占める割合を求めることにより計算。</p>	<p>この方法は、無形資産の購入者が受け取る唯一の価値はその無形資産の利用にともなうロイヤルティの支払から免除されることであるという見解に基づく方法である。ロイヤルティレートは、第三者ロイヤルティ契約により決定。個々の商標等のロイヤルティレートを決定するのではなく、商標等全体に対するロイヤルティレートを計算。</p>	<p>次の三つのステップにより個々の商標等の価値を算定。 ①各製品ラインにおける予測超過利益の決定 ②超過利益及び比較ロイヤルティ契約により個々の商標及び商号に対する適切なロイヤルティレートを選択 ③ロイヤルティ支払額の現在価値の計算</p>
租税裁判所の判断	<p>ロイヤルティを利益分割法により求める評価方法は普及していない。また、判例と本事件との事実関係は十分一致しておらず、価値指標は、判例ではなく市場に基づかなければならないとして不採用。</p>	<p>利益分割法と同様、適切な方法と言えず、また、資料により検証できないとして不採用。</p>	<p>Nestle も、当該方法を他の方法の裏付けとして利用しており、本事件における適切な評価方法とは言えないとして不採用。</p>	<p>次の理由により IRS の免除ロイヤルティ法を採用。 ①個々の商標等の価値を算定する方法は、ロイヤルティレートの選択において客観的方法を利用しており、商標等全体に対する合計レートより主観的ではない。 ②Nestle により算出された商標等の価値は、Carnation 製品の成功に起因する価格、効果的販売、販売棚の位置など他の無形資産の価値を含んでいるため過大である。</p>	

(2) 未出願の技術

Carnation の保有していた未出願技術のうち争われたのは、Flash-18、Drying/Instantizing 、 Coating 、 Mibolerone Dog Food 、 Low-pH/hot-fill-and-hold であり⁽¹²⁰⁾、これら技術全体の価値として Nestle は、106, 018, 700 ドルを申告する一方、IRS は、これらの評価額は、全体で 21, 204, 000 ドルであるとの主張を行った⁽¹²¹⁾。租税裁判所において、各評価額の正当性を主張するため、Nestle は専門家である Reilly の分析書を、また、IRS は専門家である Graham の分析書をそれぞれ提出した⁽¹²²⁾。未出願技術の評価に係る Reilly と Graham の分析書の内容及び当該各分析書に対する裁判所の判断をまとめると次頁表 3-8 のとおりである⁽¹²³⁾。

(120) Id. pp. 44-53.

(121) Id. p. 43.

(122) Id. p. 117.

(123) Id. pp. 109-126.

表 3-8 特許未出願技術に係る Nestle、IRS の評価方法及び租税裁判所の判断 (単位:ドル)

技術名	Flash-18	Drying /Instantizing	Coating	Mibolerone Dog food	Low-pH /hot-fill-and-hold	
Nestle (Reilly 分析書)	評価額	46,400,000	32,700,000	18,800,000	12,600,000	600,000
	評価方法	DCF 法 (Discounted net cash-flow approach)				取替原価法
	評価方法の内容	まず、個々の技術について、同様の状況にある食品製造業者が各技術を利用したならば稼得するであろう予想利益を参照して、各技術を利用して製造される製品によって生み出される一連の所得金額を決定。次に、当該一連の所得金額から、運転資本の利益、当該所得を生み出すのに使われる識別可能な有形及び無形資産への資本的支出、販売高を増やすためのコストが控除される。残額が、各技術に帰属するネットキャッシュフローとなり、この現在価値を計算することで、各技術の価値を計算。割引率については、各技術の性質を反映して、Flash-18、Drying /instantizing、Coating は 17%、Mibolerone Dog food は、40%を適用した。				—
IRS (Graham 分析書)	評価額	2,909,248	11,265,165	1,532,307	0	0
	評価方法	取替原価法 (The cost of replacement method)				—
	評価方法の内容	次の理由により、同様な技術を再び創出するのに要するコストに基づき評価する取替原価法によりその価値を評価。 ①当該技術は Carnation の工場と切り離して売却できない。 ②当該技術は、食品工場の技術者の一般的スキルがあれば理解でき、容易に再創出できるものである。			当該技術は本質的に無価値であると結論。	
租税裁判所	評価額	27,840,000	22,890,000	15,040,000	3,000,000	0
	評価方法	DCF 法 (Discounted net cash-flow approach)				—
	各評価方法に対する判断	取替原価法は、一般的に資産がユニークで、かつ、その利用により所得が生み出されないため、他の評価方法が適用できない時に利用されるが、当該技術はある程度、Carnation ブランドによる価格づけにおいて Carnation 製品の売上に貢献していると認められるので、IRS の取替原価法は採用できない。また、Nestle の DCF 法については、各技術のユニークさを過大評価していること、評価額に継続企業価値が含まれていること及び各技術の基礎となる生産ラインの相違を考慮していないことから、Nestle の評価額は減額する必要があると判断し、その減額率を Flash-18 は 40%、Drying /instantizing は 30%、Coating は 20%と決定した。また、Mibolerone Dog food については、食品医薬品局の店頭販売許可を得られない可能性を勘案して、3 百万ドル以上の価値は有していないと判断した。				買収時点において商業的価値はないと判断。

3 控訴審判決の内容

上記商標及び商号、未出願の技術の公正市場価額に係る租税裁判所の判断に対して、Nestleは控訴した。控訴審裁判所は、Nestleが、公正市場価額を超える金額でNSAに無形資産を売却することでキャピタルゲインが実現していることは認めるが、租税裁判所が商標及び商号の評価において免除ロイヤルティ法を採用したのは、誤りであると判示し、商標及び商号を他の方法により評価するよう租税裁判所に差し戻した⁽¹²⁴⁾。

本事件における商標及び商号の評価において、免除ロイヤルティ法が不適切とされた理由は次のとおりである⁽¹²⁵⁾。

- ① 免除ロイヤルティ法は、商標等の使用に伴うコストを公正に見積る方法であることから、一般的に特許や商標の誤使用に伴う侵害された利益を見積るために利用される方法であり、本事件のような商標及び商号の売却においては、その公正市場価額を評価する必要があるという点から不適切である。
- ② 商標等の所有者は、商標等を支配し、商標等を最も価値がでるように使用し、その価値を増加させようとするインセンティブを有するのに対し、ライセンシーは、ライセンスによる制限を超えて商標等を使用できず、商標等の価値を増加させようとはしないというように、商標等を所有するかライセンスを受けるかにより、その価値は相違するため、免除ロイヤルティ法では、本事件のような売却により所有することとなる商標及び商号のすべての権利に対する価値を評価することができない。

4 本事件の分析

本事件は、無形資産の売却時点における無形資産の評価がいかに難しいかが、顕著に現れている事件である。本事件において、無形資産の評価が困難

(124) Nestle Holdings, Inc v. CIR, 152 F. 3d 83, p. 83(2nd Cir. 1997).

(125) Id. pp. 87-88.

であることを示す例として、次の事項が挙げられる。

- ① 独立第三者の評価協会である AAA の評価さえも租税裁判所で否認されている。また、前述したように AAA は、商標及び商号の全体の公正市場価値を 315,000,000 ドルと評価しているが、最終的に租税裁判所が判示した評価額は、146,100,000 ドルであり、両者の評価額の間には 168,900,000 ドルもの差が生じている。無形資産以外の資産において、独立第三者である専門家が評価した金額がこれ程の差額をもって否認されることは、まずあり得ないことであると考えられる。
- ② Nestle 及び IRS は、無形資産の評価方法として、いろいろな評価方法を挙げているが、採用する評価方法により評価額も異なり、採用した評価方法の中には、計量的手法のように、他の評価方法と大きく乖離した方法もあった。このことは、無形資産の評価が、無形資産の評価額を測定する前に、無形資産の種類や特性等を考慮し、その無形資産に最適な評価方法を見つけ出すという点においても、困難性を有していることを示すものであると考えられる。
- ③ Nestle と IRS は、商標及び商号の評価方法として、同じ免除ロイヤルティ法を採用しているが、同じ評価方法によっても評価額が大きく異なる結果となっている。この相違は、無形資産の評価において、同じ評価方法を採用しても、無形資産の有用年数の見積り、将来利益の予想、割引率の決定等、主観的要因が介入するために発生するものと考えられる。

5 所得相応性基準の有無による本事件における課税関係の相違

本事件のように、無形資産の売却対価が、独立企業間対価として適正か否かを検討する場合においては、第 2 章第 7 節で検討したとおり、所得相応性基準の有無による課税関係の相違はほとんどない。この場合における問題は、上記 4 で見てきたように、無形資産の売却における独立企業間対価を算定するための客観的評価方法が存在しないこと及び存在しているたくさんの評価方法の中から同じ評価方法を採用したとしても、主観的要因が介入するため

に、評価する者によって評価額が大きく異なってしまうことである。このような状況において、所得相応性基準は、これまで見てきたように、直接的に無形資産を評価することなく無形資産取引に対応できる方法である。確かに、本事件における無形資産の売却取引のように対価が一括払いで支払われる場合には、みなしロイヤルティ額を決定するために、無形資産の有用期間、適切な割引率及び無形資産の有用期間における売上見込額を算定する必要がある。これらの算定には、無形資産を直接評価する場合と同様に、主観的要因が入ってしまうこととなる。しかし、所得相応性基準におけるこれらの算定は、あくまで、無形資産の売却対価に基づき各課税年度のみなしロイヤルティ額を計算するためのものであり、このみなしロイヤルティ額は、譲渡された無形資産に帰属する実際の利益と比較して、所得相応性基準を満たしているか否かを検討するために必要とされるものである。すなわち、所得相応性基準において、無形資産取引に伴い無形資産の譲渡者に帰属する所得は、あくまで移転された無形資産に帰属する実際の利益であり、この利益は主観的要因の影響を受けることない。確かに、みなしロイヤルティ額の合計額は、唯一、算定した割引率の値によって変動するため、各課税年度における調整すべき金額の合計額に差が生じてしまう可能性は否定できないが、その影響は、直接的に無形資産の評価を行なう場合に比較して少なく、主観的要因が介入するため評価する者により無形資産の評価額が大きく相違するとう問題においても、所得相応性基準は有用な基準であると思われる。

第4節 小括

本章では、所得相応性基準が導入される契機となった判例を中心に分析を行った。取り上げた3つの判例は、どれも調査において取引時点で無形資産を評価することが困難であるため、IRSの満足のいく結果が得られなかったものであった。調査における評価の困難性は、無形資産取引時点における事実認定の難しさと予想利益により評価することによる主観的要因の介入からもたらされ

るといえる。これらの判例を通して、無形資産取引に対して明確な基準が与えられる所得相応という概念を採用することによって、個別事案毎の事実認定及び主観的要因の介入という実務上の問題を回避することが有用な対策であるという意識が高まっていったと考えられる。

第4章 所得相応性基準をめぐる実務分析

第1節 事前確認制度における CPM の適用状況

第1章で見てきたように、所得相応性基準を実務において具体的に適用するための規則は、1993年暫定規則及び1994年最終規則により規定された。この節では、1993年暫定規則及び1994年最終規則により所得相応性基準の具体的実施規定として、新たに導入された利益ベース法のうちCPMが、実務においてどのように利用されているかについて見ていくこととする。また、実務における利用状況を把握するための資料であるが、申告データ及び更正データは公開されていないため、事前確認⁽¹²⁶⁾ (Advance Pricing Agreement : 以下「APA」という)のデータを利用することとする⁽¹²⁷⁾。

APAに関する各種データは、1991年以降公表されている。1991年から1999年までのデータは、2000年にまとめて公表され、その後は、毎年公表されている。まず、最初に、無形資産取引形態別にAPA申請の承認(但し、1991年から1999年についてはAPA申請が受理された件数となっている)がなされた件数を見ると次頁表4-1のようになっている。

(126) APAは、課税当局と納税義務者が移転価格の算定方式について事前に相談し、合意することができる制度であり、1991年に導入された。APAを申請し、承認を得ることにより、移転価格に対する不確実性を排除することができるというメリットがある。

(127) APAのデータは、法律で公表することが義務付けられている(§ 521(b) of Pub. L. 106-170.)。1991年から1999年までのデータはAnnouncement 2000-35、2000年のデータはAnnouncement 2001-32、2001年のデータはAnnouncement 2002-40、2002年のデータはAnnouncement 2003-19、2003年のデータはAnnouncement 2004-26で公表されている。

表 4-1 無形資産の取引形態別 APA 承認件数

	1991-1999年	2000年	2001年	2002年	2003年
米国法人が無形資産を利用する取引	25	16	8	11	7
米国外法人が無形資産を利用する取引	39	10	7	5	6
合 計	64	26	15	16	13

この表を見ると、米国により APA 申請が受理又は承認されている無形資産取引は、すべて無形資産のロイヤルティ取引であるということがわかる。確かに無形資産の売却取引は、ロイヤルティ取引と異なり将来において継続する取引でないため、APA 申請になじまないという理由があるのであろうが、前述したように財務省規則において、売却取引による対価は、ロイヤルティ取引として前払いしたものと取り扱われるため、APA 申請ができないということも無いと思われる。無形資産取引を売却取引とした場合に、その無形資産の有用年数、割引率の見積もり等の厄介な問題があり、ロイヤルティ取引に比べ税務リスクが高まる可能性があること等の理由から、米国において関連会社間における無形資産の移転は、ほとんどロイヤルティ取引として行われているとの推測もできる。APA のデータだけでは明らかでないが、米国財務省や IRS が、青書や白書において、関連者間での無形資産の移転はロイヤルティ取引であるべきであると論じていたことを考えると、もし財務省規則が、企業に関連者間での無形資産取引をロイヤルティ取引によって行おうとさせる何らかのインセンティブを与えているとすると興味深いことであると思われる。

次に、無形資産取引で CPM がどれくらい利用されているか見ていくこととする。残念ながら、無形資産取引単独のデータはなく、利用できるデータは、有形資産取引と無形資産取引を合計した数字となる。しかし、有形資産取引と比較して、無形資産取引において、比較対象取引を見つけ出すことは、より困難であるということを経験すると、有形資産取引と無形資産取引を合計したデータであったとしても、無形資産取引における独立企業間価格算定方法として、CPM がどれくらい利用されているかについて推測することは、十分に可能であると

思われる。次表 4-2 が、有形資産取引及び無形資産取引において、APA 申請の承認（但し、1991 年から 1999 年については APA 申請が受理された件数となっている）がなされた独立企業間価格算定方法別の件数と割合である。

表 4-2 有形資産取引及び無形資産取引に対して APA 承認された独立企業間価格算定方法別の件数と割合

	1991-1999年		2000年		2001年		2002年		2003年	
	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)
基本三法	41	20.9	13	22.4	21	28.0	26	31.0	11	21.2
CPM	114	58.2	31	53.4	41	54.7	35	41.7	28	53.8
PSM	26	13.3	8	13.8	11	14.7	14	16.7	5	9.7
その他	15	7.6	6	10.4	2	2.6	9	10.6	8	15.3
合計	196	—	58	—	75	—	84	—	52	—

このように、有形資産取引を含んだデータにおいても、独立企業間価格算定方法として CPM が利用される割合が、ほとんどの年で 50% を超えている。前述したように、無形資産取引において、比較対象取引を見つけ出すことが困難であり、基本三法を適用することは少ないと考えられるため、無形資産取引における CPM の利用割合はもっと高くなるものと思われる。1993 年以前には、財務省規則に規定されていなかった CPM がこれ程に高い割合で利用されているということは、実務で所得相応性基準に基づいて無形資産取引の独立企業間対価を算定する場合に、CPM がある意味、有用であるということを示していると考えられる。

第 2 節 関連者間役務提供取引規則案に見る 所得相応性基準への影響

1 概要

2003 年 9 月 10 日に米国財務省及び IRS は、関連者間役務提供取引に関する

る規則案⁽¹²⁸⁾（以下「役務提供規則案」という）を発表した。役務提供規則案の背景は、1968年規則以降、関連者間役務提供取引に関する規則である § 1.482-2(b) について、改正されないままであったが、過去35年の間で、特に関連者間におけるクロスボーダーでの役務提供が重要な位置を占めるようになり、関連者間役務提供取引に関する規則を過去35年の経済及び法律の発展を反映したものとする必要があるからであるとしている⁽¹²⁹⁾。

また、役務提供規則案は、無形資産の所有者に関する規則である § 1.482-4(f)(3) についても改正している。この改正は、IRSが無形資産取引と役務提供取引とを分けて考慮することが困難であると認識し、その結果、無形資産と役務提供との相互作用を考慮に入れて、無形資産の所有者に関する規則をある程度修正する必要があると判断したことによる⁽¹³⁰⁾。

以下、役務提供規則案のうち、無形資産取引に係る修正点を中心に見ていくこととする。

2 無形資産に帰属する所得の配分

無形資産に帰属する所得の配分に関する現行の財務省規則（以下「現行規則」という）と役務提供規則案における相違点は次頁表4-3のとおりである。

(128) 68 Federal Register 53448 (2003).

(129) Id. 前文.

(130) スティーブン・ハリス, リマ・セラフィ, 八田陽子「新米国移転価格規則案の概要(第1回) — 内部役務提供取引と関連する無形資産取引規定について — 」国際税務23巻11号10頁(2003)。

表 4-3 無形資産に帰属する所得の配分に関する現行規則と役務提供規則案の比較表

	現行規則	役務提供規則案
所有権	法的所有者に加え、無形資産を活用する権利を有するものや無形資産の開発に貢献する者もまた、所有者とみなされる。すなわち、ある無形資産に対して多数の所有者が存在する可能性がある。	法的所有者を唯一の所有者であるとしている。この規定に従うと、例えば、無形資産のロイヤルティ契約において、ライセンサーは、ライセンスの対象となる無形資産の所有者であり、ライセンシーは、ライセンスによる契約上の所有者となる。すなわち、ライセンサーとランセンシーは個別の無形資産の所有者として取り扱われる。
無形資産開発に対する役務提供の対価	開発者と援助者という考えにより、法的所有者の無形資産開発を援助する者は、その援助に見合った独立企業間価格を受け取ることができる。	他の関連者が所有する無形資産について別の関連者がその価値を増加することに貢献した場合、その貢献に見合う対価は、IRC482 条の規則を適用し決定しなければならない。

所有権の規定について、上記表 4-3 のように変更された理由は、現行規則において、無形資産に帰属する所得を、無形資産の開発や無形資産の価値を高めることに寄与した関連者とその無形資産を法的に所有している関連者との間で分割する場合に、現行規則が誤って適用され、オール・オア・ナッシングの結果に至ることがあったことによるためであったとされる⁽¹³¹⁾。すなわち、無形資産の開発に大きく寄与した者が、多くの場合、無形資産の法的所有者となると思われるが、当該無形資産の法的所有者以外の者でその無形資産の開発に貢献した者の決定が、現行規則において適正に行われない場合があり、その結果、無形資産の法的所有者にのみ、無形資産に帰属する所得が配分され、無形資産の開発に貢献したその他の関連者に無形資産に係る所得が適正に配分されていないという問題があったことによるものと考えられる。

また、無形資産の開発に対する役務提供についての改正であるが、現行規則における開発者と支援者の考え方では、支援者が受け取るべき対価に係る算定方法について特定されていないため、低いレートの対価が支払われたり、

(131) See supra note 129.

役務に対する一定の支払い⁽¹³²⁾が行われたりしているという問題に対処するためであった⁽¹³³⁾。

3 所得相応性基準に対する影響

最初に、無形資産の所有権に関する変更にもなう所得相応性基準への影響であるが、この変更が、所得相応性基準に影響を与えることはないと考えられる。確かに、無形資産に帰属する所得配分が変更される場合もあるが、これは、現行規則における所有権の決定が誤って行われたための結果であり、現行規則においても多数の所有者の決定が適正に行われるのであれば、役務提供規則案における場合と同様な無形資産に帰属する所得配分が行われるものと思われる。

次に、無形資産開発に対する役務提供の対価に関する変更にもなう所得相応性基準への影響について検討する。役務提供規則案は、残余利益分割法による残余利益の分割を、高収益無形資産の相対的価値に基づく配分から、すべての非ルーティンとみなされるものの相対的価値に基づく配分に変更している⁽¹³⁴⁾。この非ルーティンには、高価値とされる役務提供や無形資産取引と区別して個別に評価できない役務提供も含まれている⁽¹³⁵⁾。役務提供規則案が、役務提供による価値をより高く評価していることから、無形資産取引に役務提供が関係している場合に、現行規則において、CPM が利用できた無形資産取引においも残余利益分割法を利用しなければならないケースが増えるものと考えられる。このように、無形資産開発に対する役務提供の対価に関する変更は、所得相応性基準に基づき無形資産に帰属する所得を算定する場合に利用される方法に影響を与えるものと思われる。

(132) 例えば、役務提供に対するコストプラスの方法による支払いであると考えられる。

(133) スティーブン・前掲注 130。

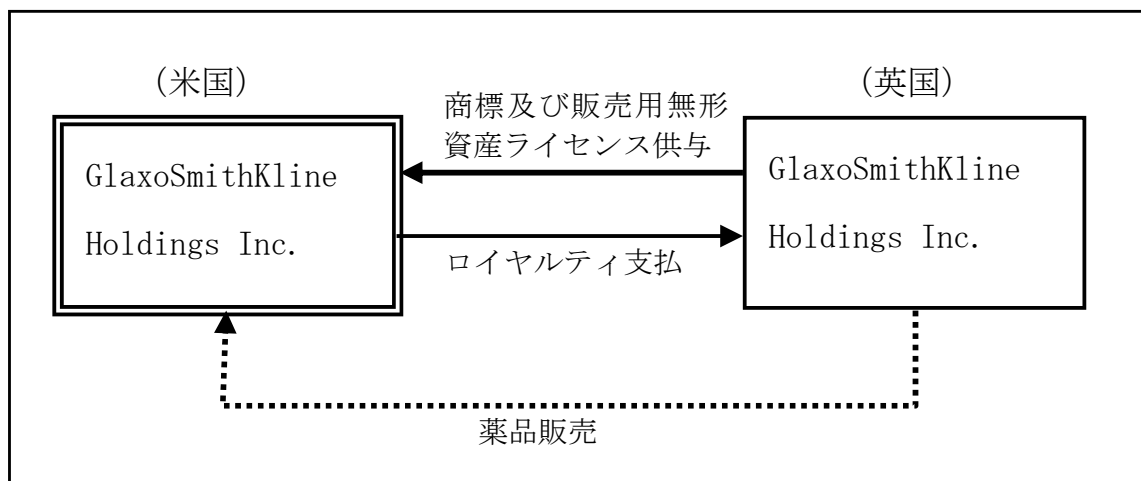
(134) See supra note 128, 1.482-6(a)(3)(i)(B).

(135) スティーブン・前掲注 130。

第3節 GlaxoSmithKline 事件

1 事件の概要

図 4-1 GlaxoSmithKline 事件の概要図



英国の製薬会社である GlaxoSmithKline PLC（以下「Glaxo U.K.」という）は、米国の子会社である GlaxoSmithKline Holdings Inc（以下「Glaxo U.S.」という）に Glaxo U.K. の大きな収益源である潰瘍治療薬ザンタック等⁽¹³⁶⁾の薬品を販売するとともに、当該薬品の商標権及び販売用無形資産（以下本節において「商標権等」という）をライセンス供与した⁽¹³⁷⁾。Glaxo U.S. は、商標権等を利用し、米国内で当該薬品を販売するとともに、商標権等の利用の対価として Glaxo U.K. に対して、ロイヤルティを支払っている。

IRS は、このような状況において、Glaxo U.K. からライセンスされた商標

(136) ザンタックの他、主な薬品として、ベントリン、セフチン、ゾフラン、イミトレックス、セレベントの薬品が調整の対象とされ、これら 6 薬品で全体の調整額の約 97% を占めた (Tax Management, Transfer Pricing Report, vol.12, no.23, p. 1106 (2004).)。

(137) Glaxo U.S. への当該薬品の販売及び当該ライセンスの供与は、実際、Glaxo U.S. 以外の全世界の Glaxo グループにより行われているが、ここでの争点に影響がないため、事実関係を省略している。

等の所有者は、Glaxo U.S. であると事実認定し、残余利益分割法を利用してロイヤルティと売上原価の再計算を行い、米国で販売されたザンタック等の製造販売活動に係るグラクソグループ全世界利益の 80%以上を Glaxo U.S. に配分するという調整を行った⁽¹³⁸⁾。また、IRS は、仮に、Glaxo U.S. が商標権等の所有者でないとしても、商標権等の開発に対する支援者として、相応の対価を得る権利があると主張している。その調整の対象年度は 1989 年から 1996 年度で、調整額は 78 億ドルとなり、単一の移転価格事案としては過去最高のものとなった。Glaxo U.S. は、この調整に対し、2004 年 4 月 2 日に租税裁判所に異議を提出している。

2 事件の分析

本事件は、現在、租税裁判所で係争中である。争点の中心は、ザンタック等の薬品の成功による利益を、ザンタック等の研究開発を担当し、かつ、ザンタック等の世界的マーケティング戦略の企画を行っている Glaxo U.K. と米国でザンタック等の宣伝等を行い、販売活動を行っている Glaxo U.S. との間でどのように分割するかという点である。IRS の調整に対し、Glaxo U.S. は、異議申立書の中で、ザンタック等の製造販売活動に係る Glaxo U.K. と Glaxo U.S. とのそれぞれの役割を詳細に説明した上で、ザンタック等の商標等の所有者は、Glaxo U.K. であること及び Glaxo U.S. による商標等の開発に対する支援の対価は、適正額以上の額が利益として Glaxo U.S. に配分されていることを主張している⁽¹³⁹⁾。また、興味深いことに、本事件の調整対象年度が 1989 年から 1996 年度であることから、1989 年から 1992 年は、定期的調整が規則に規定される以前の年度であるにも関わらず、Glaxo U.S. は、異議申立書の

(138) See supra note 136, pp. 1106-1107. 具体的にどのように残余利益分割法を利用したかは明らかでないが、Glaxo U.K. に認められたのは、ザンタック等の製造利益として、当該製造原価の約 30%相当額と最高 15%の固定ロイヤルティであった。

(139) See supra note 136, p. 1107. Glaxo U.S. は、米国で販売されたザンタック等に係るロイヤルティ控除後の利益の 55%が、Glaxo U.S. の利益とされ、この利益は独立企業間価格以上の利益であると主張している。

中で、ザンタック等の取引に係る独立企業間価格算定において、調整対象年度で定期的調整を行っていたと述べている⁽¹⁴⁰⁾。これは、1986年に所得相応性基準がIRC482条に規定され、その具体的実施方法は定期的調整によるという案が1988年の白書等により出されていたため、Glaxo U.S.が、IRC482条の所得相応性基準に基づき、率先して定期的調整を行っていたことによるものと推測される。いずれにせよ、所得相応性基準のうち、定期的調整については、一度、法律で規定されるとあまり問題が発生する余地は少なく、米国における無形資産取引に係る現在の問題の多くは、本事件の医薬品のように各関連者が複雑に取引に関与し、双方が高収益無形資産を有するような場合に、各高収益無形資産をどのように認識し、各々に帰属する利益をどのように算定するかという問題であると考えられる。いずれにせよ、本事件は、今後どのように租税裁判所で判示されるか注目される事件であると思われる。

第4節 小括

本章においては、所得相応性基準の実務における適用状況と同基準の課題について分析を行った。実務における適用状況については、APAのデータを基礎として分析を行った結果、同基準の導入以降、無形資産取引の独立企業間価格算定方法として、CPMがほとんどの年で、全体の50%を超える高い割合で適用されていることが明らかとなった。他方、役務提供規則案及びGlaxoSmithKline事件の分析により、無形資産取引に役務提供が関与する取引や関連者間で複雑に高収益無形資産が関係する取引等において、CPMだけでは、無形資産に帰属する利益を関連者間で適切に配分できないということが明らかとなった。このような無形資産取引については、CPMを利用し高収益無形資産等以外の営業資産に帰属する利益を関連者に配分した後、関連者が有する高収益無形資産等の相対的価値により残余利益を配分することとな

(140) Id.

と思われるが、財務省規則において、このような相対的価値に対する明確な基準は与えられておらず、この点において所得相応性基準の課題があると考えられる。

第5章 日本における所得相応性基準の適用可能性

第1節 OECD ガイドラインにおける所得相応性基準の考え方

1 概要

OECD は、各国の課税権を適切に配分し、二重課税を回避することを目的として、1995年にOECD 移転価格ガイドライン⁽¹⁴¹⁾（以下「OECD ガイドライン」という）を公表し、その後も逐次新たな章を加えている⁽¹⁴²⁾。OECD ガイドラインは、各国の移転価格税制に対し法令としての直接的な強制力を持つものではないが、国際的なコンセンサスを反映しており、日本の移転価格税制もOECD ガイドラインに準拠しているとともに、執行面でもこれを規範としている。したがって、日本における所得相応性基準の適用可能性について検討するにあたり、まず、OECD ガイドラインにおける所得相応性基準に対する考え方を見てみる必要があると思われる。

OECD ガイドラインは、米国財務省規則との関係において、多くの点で類似しているが、定期的調整と独立企業間価格算定方法のうち利益ベース法に関

(141) OECD “Transfer Pricing Guidelines for Multinational Enterprises and Tax Administrations” .

(142) 各章のタイトル及び公表年度については、次のとおりである。

- ・ 第1章 独立企業原則(The Arm’s Length Principle) (1995)
- ・ 第2章 伝統的な取引基準法(Traditional Transaction Methods) (1995)
- ・ 第3章 その他の方法(Other Methods) (1995)
- ・ 第4章 移転価格に関する紛争の回避及び解決のための税務執行上のアプローチ(Administrative approaches to avoiding and resolving transfer pricing disputes) (1995)
- ・ 第5章 文書化(Documentation) (1995)
- ・ 第6章 無形資産に対する特別の配慮(Special Considerations for Intangible Property) (1996)
- ・ 第7章 グループ内役務提供に対する特別の配慮(Special Considerations for Intra-Group Service) (1996)
- ・ 第8章 費用分担取極(Cost Contribution Arrangements) (1997)

する項目に大きな相違点が見られる。定期的調整と利益ベース法は、これまで見てきたように、無形資産取引に適用される IRC482 条の所得相応性基準を実施するために、米国財務省規則に規定された重要な項目である。そこで、本節においては、OECD ガイドラインのうち、特に無形資産について記述されている第 6 章を中心に、OECD ガイドラインにおける定期的調整と利益ベース法の位置付けについて検討する。

2 定期的調整に対する考え方

OECD ガイドラインは、米国財務省規則の定期的調整に関係する部分として、第 6 章「取引時に評価が困難な場合の独立企業間の価格算定」という項目を設け、無形資産取引時における評価の不確かさへの対応を検討している。その内容は、無形資産取引に比較対象取引を探し出すのが困難であり、また、取引時に無形資産の対価を決定することが困難であるという無形資産特有の性格を認めつつ⁽¹⁴³⁾、定期的調整という考えには否定的であり、独立企業原則を遵守したものとなっている⁽¹⁴⁴⁾。取引時点で無形資産の評価が不確かである場合に、OECD ガイドラインが挙げている具体的な対応方法について、その内容を米国財務省規則の定期的調整と比較しまとめると次頁表 5-1 のようになる⁽¹⁴⁵⁾。

(143) See supra note 141, par. 6. 28.

(144) OECD ガイドラインは、第 1 章 B. において、関連企業において独立企業ならば行わないであろう取引があり、独立企業原則を適用することが困難である場合があることを認識した上で、独立企業原則は、関連者間で財や役務が移転される場合に競争市場の動きに最も近い状況をもたらすことから理論的に健全であり、また、これに代わる合法的あるいは現実的な原則がないという理由から、独立企業原則を強く支持する立場を明らかにしており、第 6 章 C. で無形資産取引についても、独立企業原則が同様にあてはまると述べている。

(145) See supra note 141, par. 6. 28-35.

表 5-1 OECD ガイドラインにおける無形資産取引時点で評価が困難な場合の対応方法と定期的調整

無形資産取引の状況	OECD ガイドラインの対応方法	定期的調整との関係
独立企業であるならば、予想収益の見積りを基礎として価格を決定することを、十分信頼できると考えるような取引	取引開始時において予見される将来の予想収益を独立企業間価格算定のための手段として使用する。	予想が正しければ、実際収益との開差は少ないので、定期的調整の例外規定が適用でき、定期調整と同様の結果となると考えられる。
予想収益だけに基づく価格算定について、大きな不確かさが存在し、独立企業であるならば、それだけではそのリスクに対し十分な保護を提供しないと考える取引	予測できない後の動向に対処するため、独立企業が採用するであろう短期契約の締結や契約条件の中に入れるであろう調整条項を考慮し、独立企業間価格を算定する。	取引開始時には予測できなかった動向に対し、独立企業であれば契約条項に価格調整条項等を入れていたと事実認定できるならば、取引開始後の価格調整が可能性となるため、定期的調整の場合と同様の結果となると考えられる。
価格を決定する上で根本的な前提条件を変更するような大幅な予見されない変化が生じた場合	独立企業であるならば、関係者相互の合意によって価格算定取極の再交渉を行うという共通認識があるか考慮し、独立企業間価格を算定する。	取引時には予見されない重要な変化に対し、独立企業であれば価格算定の再交渉を行うと事実認定することができるならば、取引後の調整が可能となるため、定期調整の場合と同様の結果となると考えられる。

このように、無形資産取引時点で評価が困難な場合に、OECD ガイドラインにおいても、定期的調整と同様に、取引後における対価の調整を必要としているが、その調整は、独立企業原則に基づき、取引時点及び取引後において独立企業であったならば考える価格設定、契約条項、再交渉等を考慮して行うこととなる。すなわち、OECD ガイドラインの方法によると、取引時点において合理的に予測されるすべての要因を考慮し、独立企業であるなら契約に調整条項が入っているべきであるなどの事実認定を行って初めて調整が可能となる。OECD ガイドラインは、後知恵は使わないこと⁽¹⁴⁶⁾と強調しているた

(146) See supra note 141, par. 6. 32.

め、最初から後知恵的な定期的調整を採用することは好まないであろうが、取引時点においてその後の無形資産の成功を予測するのは非常に困難であるのと同様に、このような事実認定を行うことも、実務上かなり難しいものと思われる。前頁表 5-1 の定期的調整との関係を見ると、OECD ガイドラインの方法によっても、理論上はかなりの場合に定期的調整と同じような結果を導くことができるのであるが、事実認定が必要であるか否かという点において、OECD ガイドラインの方法と定期的調整には大きな違いがあり、その結果、課税関係も大きく相違する可能性があると考えられる。

3 無形資産取引に適用される独立企業間価格算定方法

OECD ガイドラインは、独立企業原則を適用するために用いられる伝統的取引基準法として、独立価格比準法⁽¹⁴⁷⁾ (Comparable Uncontrolled Price Method: 以下「CUP 法」という)、再販売価格基準法⁽¹⁴⁸⁾ (Resale Price Method: 以下「RP 法」という)、原価基準法⁽¹⁴⁹⁾ (Cost Plus Method: 以下「CP 法」という) (以下これら三つの方法を総称して「基本三法」という) を掲げている。また、この伝統的取引基準法が単独では信頼できるように適用できない、又は、例外的に全く適用できない場合に、独立企業の条件に近似するために用いられるその他の方法として、PSM、取引単位営業利益法⁽¹⁵⁰⁾ (Transactional Net Margin Method: 以下「TNMM」という) (以下これら二つの方法を総称して「利益法」という) を規定している。無形資産取引に適

(147) 同様の状況下において非関連者間で行われた同種の取引の対価の額によって、適正な移転価格を判定する方法。

(148) 非関連者への再販売価格から通常の粗利の額を控除した額によって、適正な移転価格を判定する方法。

(149) 製造等の原価の額に通常の粗利の額を加算した額によって、適正な移転価格を判定する方法。

(150) 企業が関連者間取引から得るべき営業利益の水準を、比較対象取引において得られる営業利益率を基に算定する方法。CPM が、企業単位又は業種単位等の乱暴な比較となる可能性があるのに対し、TNMM においては、その比較対象を取引単位で検討することが明示されている。

用される独立企業間価格算定方法については、OECD ガイドラインにおいて、特に詳細な記載はなく、第 6 章のパラグラフ等で無形資産の取引状況に応じた適用可能な方法について簡単に触れられている程度である。それらをまとめると次表 5-2 のようになる。

表 5-2 無形資産取引状況別の適用可能独立企業間価格算定方法

無形資産取引の状況	適用されうる独立企業間価格算定方法
同一の所有者が独立企業に対して比較可能な状況の下で比較可能な無形資産を移転する場合	CUP 法
関連企業が、第三者にサブライセンスしている無形資産を移転する場合	RP 法
取引の関係者の双方が、取引に使用される高収益無形資産を所有しており、それらが、潜在的な取引との差別化を行っている場合	PSM
取引に高収益無形資産が使用され、取引の関係者のうち、一方は、高収益無形資産を使用しておらず、かつ、比較可能な取引に関して信頼できるデータが把握できる場合	TNMM

このように、無形資産の取引状況に応じて適用される独立企業間価格算定方法については、米国財務省規則と類似していると考えられるが、主として、次のように TNMM と CPM の相違と独立企業間価格算定方法の優先順位の相違という二つの相違があると思われる。

- ① 米国財務省規則に規定されている CPM に相当するものとして、OECD ガイドラインは TNMM を規定しているが、TNMM では、取引毎の営業利益率が適用され、CPM で可能となる企業単位での営業利益率の適用は不適切とされている⁽¹⁵¹⁾。但し、OECD ガイドラインは、CPM を完全に否定してはならず、CPM について、OECD ガイドラインと整合的である限りにおいてのみ受け入れられると記述している⁽¹⁵²⁾。
- ② 米国財務省規則においては、最適方法ルールにより、各独立企業間算定

(151) See supra note 141, par. 3. 42.

(152) See supra note 141, par. 3. 1.

方法間に原則として優先順位がないが、OECD ガイドラインは、基本三法が利益法に優先し、利益法は、基本三法が単独では信頼できるように適用できないか、又は、例外的に全く適用できない場合における最後の手段であるとされ、基本三法重視の姿勢が明確にされている⁽¹⁵³⁾。また、米国財務省規則において、PSM は内部データを利用するため CPM より劣ると考えられているが、OECD ガイドラインにおいては、TNMM の適用について多くの経験を有している国はほとんどなく、ほとんどの国が実験段階にあるとの理由により、PSM が TNMM に優先するとされている⁽¹⁵⁴⁾。

第2節 日本における所得相応性基準導入の必要性

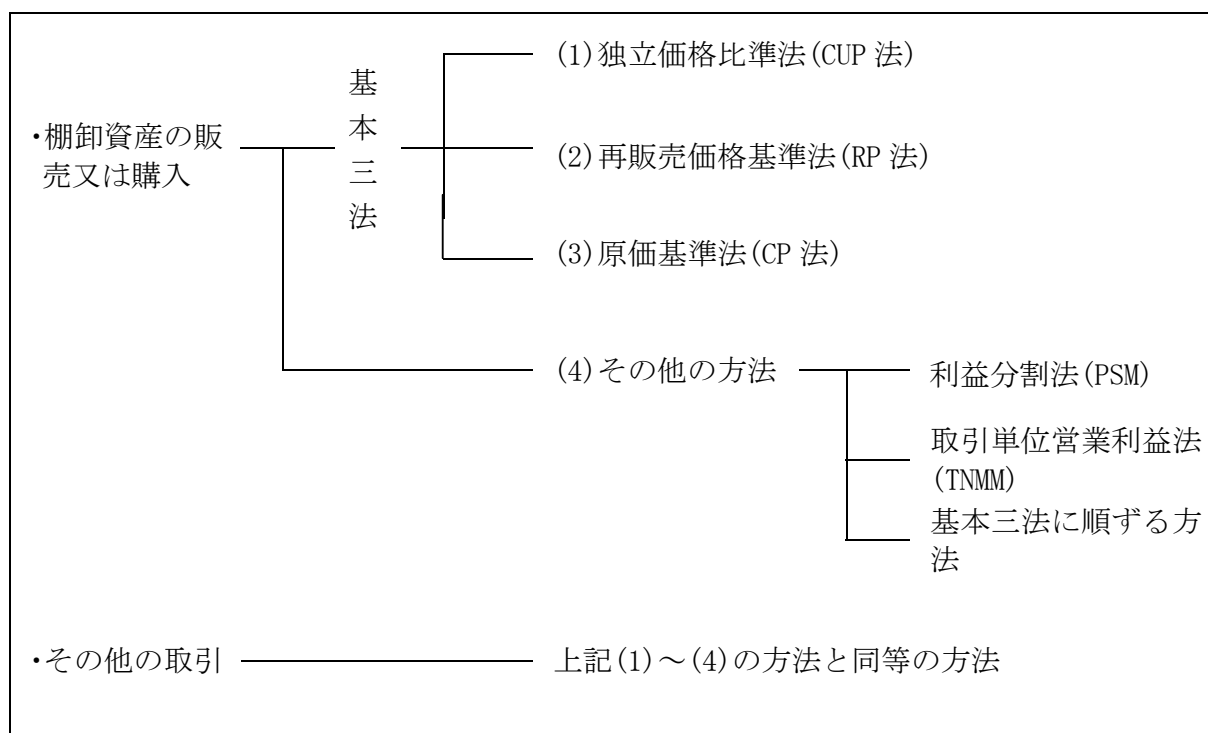
1 日本における無形資産取引に係る独立企業間価格算定方法

日本における所得相応性基準導入の必要性を考えるにあたり、最初に、無形資産取引に係る独立企業間価格算定方法を日本の移転価格税制と米国財務省規則とで比較し、その相違を検討する。日本における独立企業間価格算定方法は、前述した OECD ガイドラインと同様で、まとめると次頁図 5-1 のように規定されている。

(153) See supra note 141, par. 3. 49-50.

(154) See supra note 141, par. 3. 51.

図 5-1 日本の移転価格税制における独立企業間価格算定方法



そして、これらの独立企業間価格算定方法のうち、(4)のその他の方法は、(1)～(3)の基本三法が利用できない時に限り用いることができるとされている⁽¹⁵⁵⁾。また、その他の方法である TNMM は、平成 16 年の税制改正により新たに導入された方法⁽¹⁵⁶⁾であり、平成 16 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用されている方法である。

無形資産取引に関する独立企業間価格算定方法については、上図 5-1 のその他の取引に該当するが、その算定方法の相違を日本と米国とで比較してみると、米国の CPM の代わりに日本では TNMM が規定されていること、米国のその他特定されない方法に相当するものとして日本では基本三法に準ずる方法

(155) 租税特別措置法第 66 条の 4 第 2 項第一号。

(156) 導入の背景として、次のような状況があった(住澤整ほか「平成 16 年改正税法のすべて」312 頁(大蔵財務協会、2004)。

- ・ 移転価格税制については、国際的なコンセンサスを反映している OECD ガイドラインに沿って新たな独立企業間価格の算定方法の導入が図られれば、納税に関する予見可能性が一層高まるものと期待されること
- ・ 2004 年 3 月に批准書の交換が行われた日米新租税条約の交換公文において、OECD ガイドラインの遵守が規定されていること

が規定されていること及び独立企業間価格算定方法間の優先順位として日本は基本三法を優先することを明確にしていることが挙げられる。CPM と TNMM との違いについては、いろいろ議論があるところであるが、両方法とも営業利益をベースにして独立企業間価格を算定するという点において類似する方法であると考えられ、また、その他の相違についても、課税関係において大きく相違するものではないと思われる。

2 日本の現状における問題点

無形資産取引に関する独立企業間価格算定における日本と米国での大きな相違は、所得相応性基準及び同基準に基づく定期的調整が、日本では導入されていないことである。したがって、日本においては、関連者間の無形資産取引に対して、前節 2 で見てきた OECD ガイドラインの方法のように独立企業原則に基づいて対応することとなる。独立企業原則によると、無形資産の取引時点及び取引後において、独立企業であったならば考える価格設定等を考慮する必要がある。そこで、最初に、関連者間の無形資産取引として最も多いと思われるロイヤルティ取引について、独立企業での一般的なロイヤルティの設定方法及び基本的な対価の支払形態についてまとめると次頁表 5-3 及び次頁表 5-4 のとおりである⁽¹⁵⁷⁾。

(157) 当該表の作成にあたっては、ゴードン・前掲注 117・362-370 頁、R. ラズガイティス（菊地純一他監訳）『アーリーステージ知財の価値評価と価格設定』41-317 頁（中央経済社、2004）を参照した。

表 5-3 一般的なロイヤルティ設定方法

評価方法	内 容
業界標準	対象となる無形資産取引に類似した既存契約をベースとして設定する方法。CUP 法に相当する方法といえる。
開発コスト	無形資産の開発に要した費用をベースとする方法。CP 法に相当する方法といえる。適正なロイヤルティは、無形資産の価値に対して適正なリターンを提供するもので、開発コストと無形資産の価値が一致することはほとんどないことから、ロイヤルティの設定方法としては不適切とされている。
ルール・オブ・サム（経験則法）	過去において当事者が締結した契約内容を観察して、それを一般化するという方法。この方法は、ロイヤルティ取引からの利益は、すべてのライセンサーとライセンシーとの間で公平に分配されるという基本的な考え方に基づき、粗利益のうちライセンシーに配分される割合を決定する方法である。利益に基づく方法の一つである。
売上高利益率	無形資産の利用に伴う売上高に対する純利益率をベースとして設定する方法。ライセンサーとライセンシーとの間における純利益の適正な配分割合を決定することにより設定される。利益に基づく方法の一つである。
割引キャッシュフロー法	無形資産の利用に伴い得られる将来キャッシュフローを現在価値に割り引くことで無形資産の寄与した収入を見積もり、設定する方法。

表 5-4 ロイヤルティ取引における基本的な対価の支払形態

支払形態	内 容
一括払い方式	契約の全期間にわたるロイヤルティを契約締結時点で決めて一括で支払う方式。
継続ロイヤルティ方式	ライセンシーが、ライセンスを受けた技術等を用いて製造した製品などの販売実績に基づいて支払う方式。「実績ロイヤルティ」、「ランニング・ロイヤルティ」とも呼ばれる。典型的な例としては、正味販売価格*に対してロイヤルティレートを乗じた額をロイヤルティとして支払う場合が挙げられる。
頭金方式	継続ロイヤルティと併せて、頭金の支払いが別途なされる方式
固定金額ロイヤルティ	この方式には、1 回または複数回にわたる定額支払い、複数年にまたがる頭金の支払い、頭金払いと分割払いが組み合わされたものがある。
調整(逓増)ロイヤルティ方式	ライセンシーによる販売額が一定の基準を超えるごとに、ロイヤルティレートを高くする方式。
逓減ロイヤルティ方式	ライセンシーによる販売額が一定の基準を超えるごとに、ロイヤルティレートを低くする方式。
対価決定先延ばし契約	製品販売やその利益率の見通しがもっとよくわかる段階まで対価決定を先延ばしするもの
対価額の再交渉契約	当初合意したロイヤルティレートの有効期限を定め、その有効期限期間に、ロイヤルティレートについて再交渉できるというもの
ミナム・ロイヤルティ	ライセンシーが、売上をベースとする出来高払いロイヤルティとロイヤルティの最低額とのいずれか大きいほうの額の支払いを義務付ける方式

*正味販売価格とは、正味売上高から次の 4 つの費用を控除した額となる。

- ① 当該製品に係る売上原価（関連設備や備品の減価償却費を含む）
- ② 一般管理費のうち、当該製品に係る額
- ③ 販売費のうち、当該製品に係る額
- ④ その他の費用（利息、税金、配当は除く）

表 5-3、5-4 を見てわかるとおり、ロイヤルティ取引には、非常に多くの対価設定方法、支払形態が存在しており、独立企業間での様々な取引状況に適応可能となっている。したがって、取引時での不確実性が高い高収益無形資産取引に対しては、ロイヤルティ設定方法として上記表の利益に基づきロイヤルティ額を設定する方法を採用し、また、対価の支払形態として調整ロイヤルティ方式と対価額の再交渉契約を組み合わせることで、所得相応性基準のように取引後の状況変化による対価の修正が可能となる。このように、独立企業原則においても、所得相応性基準と同様な課税関係を得ることができると考える。例えば、現在日本で問題となっている生産拠点の海外移転に伴い無償で無形資産が海外関連会社に移転しているような場合には、次のように対応することにより、同基準と同様な適用が可能となる。

- ① 国外関連者が無形資産を利用しているような場合に、当該取引をロイヤルティ取引と認定する。
- ② 独立企業間のロイヤルティ取引においても、利益に基づきロイヤルティ額を算定する場合もあること等から、当該取引に利益に基づきロイヤルティ額を算定する方法を適用する。
- ③ また、対価の支払形態は、各課税年度の販売実績に基づいた方法を適用する。

このように、日本の現状において、無形資産取引がロイヤルティ取引であるならば、利益に基づきロイヤルティ額を算定する方法等を適用することで、所得相応性基準に近づいた執行を実現できるといえる。しかし、この独立企業原則に基づく方法は、個別に事実認定しなければならず、一般化できないという問題がある。例えば、納税者が、上記①、②、③と異なり、無形資産取引時点において明確な契約を締結し、取引時点で合理的に予想できるすべての要因を考慮し対価の算定を行っている場合には、取引時点で対価を算定する方法を排除することができず、利益に基づきロイヤルティ額を算定する方法を適用できないという問題が生じることも想定される。この場合、米国で問題となったような高収益無形資産を、収益力がそれほど高くない通常の

無形資産の標準的対価でタックス・ヘイブン等低課税国へ移転するという不当な無形資産取引に完全に対処できず、多額の国内源泉所得が国外へ流出しかねない。

また、このような事実認定は、調査により行うことになるが、時間的制約があり、無形資産取引を行っているすべての法人に接触することは不可能であること、調査を行う場合にも、事実認定をするための資料収集、無形資産に係る専門的分析の必要性等から相当な時間を要すること等、行政コスト上の問題もあると思われる。このような事実認定に関わる問題は、無形資産取引に限られる問題ではないが、無形資産取引に係る事実認定は、無形資産自体を適正に把握することが難しいことに加え、その対価が非常に大きいこと等から、他の取引と比較して課税上の弊害がより大きいものと考えられる。

以上のような懸念は、日本において企業経営における無形資産の重要性が高まっていることから、今後、グループ内でブランド等の無形資産を移転するといった関連者間での無形資産取引が増加するという可能性に鑑みると、無視できない問題となり得ると考えられる。

3 日本における所得相応性基準導入の意義

第4章で見てきたように、所得相応性基準にも課題はあるが、これまでの分析に基づくと、同基準は次のような大きなメリットを有しているといえる。

- ① すべての無形資産取引に対して、非常に困難な無形資産の予想収益に基づく絶対額の評価を回避でき、実際利益という客観的データによって無形資産に帰属する所得を算定可能であること
- ② 無形資産取引における取引後の対価調整を、個別の事実認定によらず、一般化できること
- ③ 無形資産取引に対する明確な基準を設けることで、税務当局、納税者双方にとって事務負担及びコスト負担が削減されること

これらメリットに共通していることは、所得相応性基準が無形資産取引に対して、一定のメルクマールを提供するのに役立っているということである

と考える。独立企業原則は、ある意味、柔軟な側面を有しているといえるが、ともすれば主観的になりがちで、税務当局及び納税者双方が納得の行く結果を得るために非常に労力を要することが多いと思われる。このような状況において、税務当局及び納税者双方が、関連者間の無形資産取引を評価する上で共通の拠り所となるメルクマールを設けるというところに、同基準を導入する重要な意義があると考えられる。このような同基準のポテンシャルに鑑みた場合、関連者間無形資産取引に対する特別ルールとして日本に所得相応性基準を導入することの必要性・有用性について、議論することが望ましいと考える。同基準を導入する場合、その方法としては、第一に、同基準が独立企業原則に則ったものであることを実証分析により証明する理論的アプローチと、第二に、現状において発生している課税上の弊害を解決するという視点からの行政判断によるアプローチの二つが考えられる。第一のアプローチは、独立企業原則を遵守するという立場からは、受け入れ易い方法であると思われるが、そのためには、同基準に基づく定期的調整が独立企業原則に則ったものであることを証明する実証分析が必要となろう。この実証分析は、無形資産の非関連者間取引を分析し、独立企業であれば、関連者間と同様な環境下において無形資産取引を行う場合に、定期的調整を行っていることを明らかにすることとなる。実証分析は、有意な結果を得るために十分なデータ数が必要である。しかし、非関連者間の無形資産取引について、特に、高収益無形資産取引について、非関連者間取引が多く存在しているとは考えられず、実証分析を行う上で、十分なサンプル数が得られないのではないかと問題があり、このアプローチによる同基準導入の実行可能性は乏しいように思われる。

第二のアプローチは、無形資産取引に係る具体的事案等により、前述した多額の国内源泉所得の国外流出、行政コスト等の問題点を分析し、このような問題点が日本の課税上、重大な、そして、解決すべき問題であるとの行政判断の下、問題点の解決に有用な規定の導入を検討するというアプローチである。米国において同基準は、第一のアプローチによる検討も行ったようで

あるが、実際の運用にあたっては実質上第二のアプローチによっているものと考えられる。日本においても、第一のアプローチには上述したような実証分析上の問題点があることから、第二のアプローチが適していると考えられる。但し、第二のアプローチによる導入において、所得相応性基準が有する後知恵的側面や独立企業原則との整合性をどのように図っていくかという問題があると思われる。確かに、同基準導入にあたり、すべての無形資産取引に対して、独立企業原則の代わりに、同基準に基づき独立企業間価格を算定すると規定する方法も考えられるが、この方法ではなかなか納税者や諸外国の理解を得られないものと思われる。当該問題については、米国財務省規則のように、無形資産取引は、原則、定期的調整に基づき独立企業間価格を算定するが、独立企業であるならば定期的調整を行わないと認められる場合に、定期的調整を行う必要はないとする定期的調整の例外規定を設けることで、一定の解決が図れると考えられる。米国は、この例外規定について、かなり広範囲かつ具体的条件を備えた規定を設けているが、日本においても、これに習い、導入当初、同基準の適用を不当な無形資産取引に限定するような例外規定を検討する必要があると考える。そして、同基準の導入後、行政側のスキルや事案の積み重ねによる緻密性が向上し、それに伴い納税者側の同基準に対する予測可能性が高まったところで、将来的に例外規定の範囲を見直していくという方法が望ましいと考える。

おわりに

本稿は、「米国租税法上の無形資産の評価の実情と日本に対する示唆—所得相応性基準の分析を中心として」と題し、米国の移転価格税制において、無形資産取引を評価する上で非常に重要となる所得相応性基準を取り上げ、研究を行った。税制における法的安定性や納税者の予測可能性を考慮した場合に、最も望ましいことは、無形資産の評価方法について、客観的評価方法を提言することである。確かに、この問題については、今後議論していかなければならない問題と言えるが、現状において、無形資産の客観的評価方法を直ちに考え出すことは非常に困難であると思われる。このように、評価が困難である無形資産の客観的評価方法が存在しない状況において、無形資産の絶対額を直接評価することなく、無形資産を間接的に評価する方法として米国の移転価格税制に導入されているのが、所得相応性基準である。本稿は、所得相応性基準に関する法令規定及びその変遷を分析する制度的研究、所得相応性基準の具体的適用法についての研究、判例を通じた所得相応性基準の意義の研究及び所得相応性基準導入後における実務分析を通じた新たな所得相応性基準の課題についての研究を通して、様々な角度から所得相応性基準の検討を試みたつもりである。そして、その検討の結果、この所得相応性基準は、すべての無形資産取引において、移転した無形資産に帰属する実際の利益により無形資産を評価するというユニークな基準であるが、関連者間での無形資産取引を評価する上で、税務当局及び納税者双方にとって、共通の拠り所となる明確な基準が与えられるという点において、非常に有用な基準であると考えられた。また、所得相応性基準は、具体的には、定期的調整とCPMなどの利益ベース法により実施されているが、この双方の規定があって初めて、所得相応性基準が有効に機能するものと思われた。

日本の移転価格税制においては、利益法の一つとしてTNMMが導入されたところであるが、所得相応性基準及び所得相応性基準に基づく定期的調整については導入されていない。したがって、日本においては、無形資産取引時における

無形資産の評価の困難性に関する問題について、独立企業原則に則って解決することとなる。独立企業原則においても、所得相応性基準に近づいた執行を実現できるのであるが、個別事案毎に事実認定しなければならず、一般化できないという問題がある。所得相応性基準は、この問題を解決するものであり、また、独立企業原則との整合性という問題についても、所得相応性基準に基づく定期的調整に適切な例外規定を設けることで、解決することが可能であると考えられた。そこで、最後に、所得相応性基準のメリットのポテンシャルに鑑み、関連者間無形資産取引に対する特別ルールとして、日本に所得相応性基準を導入することの有用性について議論する必要があることを提言した。

関連者間での無形資産取引に関しては、本稿で検討した論点を含め、それ以外の箇所でも多くの問題を孕んでいる。本稿でも若干の検討を行った GlaxoSmithKline 事件のように、関連者間の無形資産取引に、製造用無形資産に加え、販売用無形資産が関係する場合において、各関連者がどのような無形資産を所有し、各無形資産に帰属する所得配分をどのように行うか等、重要かつ複雑な問題がある。今後も機会があれば、これらの問題を含め、更に深い研究を続けていきたいと考えている。